

資料 3 堺市地域防災計画修正案（新旧対照表）

総則	1～ 11
災害予防対策	12～ 51
災害応急対策 地震・津波編	52～ 77
災害応急対策 風水害編	78～ 111
災害応急対策 事故等	112～ 118
災害復旧・復興対策	119～ 121
付編：南海トラフ地震防災対策推進計画	122

総則		
修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
総則 第１節 目的等 （略） 第３ 基本方針 【危機管理室】 （略） ４ 施設・設備等の環境整備 （１）指定避難所の整備 避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 （２）危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善 災害時の人的な対応能力の限界を補うため、危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善を図る。 第４ 計画の構成 【危機管理室】 １ 基本構成 「総則」 「災害予防対策」 各対策に対する予防策の基本方針を示す。 「災害応急対策」 （略） ③鉄道・・・鉄道災害に対する防災策の基本方針を示す。 （略） 第２節 市域の概況 第１ 地理的条件 【市長公室】 （略） ４ 気候 堺市は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に入る。 平年気温は 16℃～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500 mm程度で全国的にみても少ない方である。 また、年間平均風速は 0.7～2.9m／秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。（「2018 堺の環境」より） （略）	総則 第１節 目的等 （略） 第３ 基本方針 【危機管理室】 （略） ４ 施設・設備等の環境整備 （１）指定避難所の整備 避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底</u>や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 （２）防災<u>関連</u>システムの改善 災害時の人的な対応能力の限界を補うため、防災<u>関連</u>システムの改善を図る。 第４ 計画の構成 【危機管理室】 １ 基本構成 「総則」 「災害予防対策」 各<u>災害</u>に対する予防策の基本方針を示す。 「災害応急対策」 （略） ③鉄<u>軌</u>道・・・鉄<u>軌</u>道災害に対する防災策の基本方針を示す。 （略） 第２節 市域の概況 第１ 地理的条件 【市長公室】 （略） ４ 気候 堺市は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に入る。 平年気温は 16℃～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500 mm程度で全国的にみても少ない方である。 また、年間平均風速は <u>1.4～2.1</u>m／秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。（<u>気象庁公開データ</u>より） （略）	大阪府地域防災計画に準じて追加 「危機管理統合情報システム」という統合的なシステムは現状存在せず、構築予定も無いため文言変更。以下同じ。 本市は阪堺電気軌道が走行しているため、全編を通じて「鉄道」を「鉄軌道」に変更。以下同じ。 現行の「堺の環境」からは当該記載は無くなっているため、気象庁公開データにより時点修正

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））										今回修正										修正理由（微細な文言修正は省略）														
第２ 社会的条件 【建築都市局、市長公室】 （略） 2 人口 令和３年９月１日現在堺市の人口（推計人口）は822,258人、世帯数は367,720世帯であり、人口密度は1㎥あたり5,488人となっている。 昭和31年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和40年後半からはその伸び率が鈍化し、昭和60年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成17年２月１日の美原町との合併を経て、平成24年６月にピークを迎えた。その後、人口は緩やかに減少している。										第２ 社会的条件 【建築都市局、市長公室】 （略） 2 人口 令和 <u>5</u> 年 <u>10</u> 月１日現在堺市の人口（推計人口）は <u>812,027</u> 人、世帯数は <u>371,909</u> 世帯であり、人口密度は1㎥あたり <u>5,420</u> 人となっている。 昭和31年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和40年後半からはその伸び率が鈍化し、昭和60年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成17年２月１日の美原町との合併を経て、平成24年６月にピークを迎えた。その後、人口は緩やかに減少している。										時点修正														
第３節 災害の想定 第１ 想定災害 【危機管理室】 災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害 （複合災害） は、都市部ほどその発生の可能性が高い。 堺市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件 ならび に過去に発生した災害事例をもとに発生が予想される災害は次のとおりである。また 以下の各災害が複合的に 発生する可能性も考慮するものとする。										第３節 災害の想定 第１ 想定災害 【危機管理室】 災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害は、都市部ほどその発生の可能性が高い。 堺市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件 <u>並び</u> に過去に発生した災害事例をもとに発生が予想される災害は次のとおりである。また、 <u>複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）</u> が発生する可能性も考慮するものとする。																								
（略） 8 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）										（略） 8 交通災害（航空災害、鉄 <u>軌</u> 道災害、道路災害）																								
（略）										（略）																								
1 堺市地震災害想定総合調査による被害想定概要 （略） 表１ 主な被害想定結果（想定地震は、地形・地質学的に蓋然性が高いケース）										1 堺市地震災害想定総合調査による被害想定概要 （略） 表１ 主な被害想定結果（想定地震は、地形・地質学的に蓋然性が高いケース）										「複合災害」の記述が曖昧で分かりにくいため、大阪府地域防災計画における「複合災害」の定義に準じて修正														
					上町 断層帯	生駒 断層帯	中央構造線 断層帯	東南海・南海地震							上町 断層帯	生駒 断層帯	中央構造線 断層帯	東南海・南海地震																
		マグニチュード 震度			7.4～7.8 5弱～7	7.5～7.9 5弱～7	7.7～8.1 5弱～7	7.9～8.6 4～6強				マグニチュード 震度			7.4～7.8 5弱～7	7.5～7.9 5弱～7	7.7～8.1 5弱～7	7.9～8.6 4～6強																
建物 被害	全壊 棟数	棟	70,929 (71,237)		18,943 (19,213)	6,726 (7,070)	6,004 (6,007)				全壊 棟数	棟	70,929 (71,237)		18,943 (19,213)	6,726 (7,070)	6,004 (6,007)																	
	木造	棟	63,916		18,040	6,402	5,638				木造	棟	63,916		18,040	6,402	5,638																	
	非木造	棟	7,013		903	324	366				非木造	棟	7,013		903	324	366																	
	半壊 棟数	棟	41,415 (42,141)		26,393 (27,033)	11,390 (12,208)	11,022 (11,029)				半壊 棟数	棟	41,415 (42,141)		26,393 (27,033)	11,390 (12,208)	11,022 (11,029)																	
	木造	棟	33,751		23,276	10,051	9,672				木造	棟	33,751		23,276	10,051	9,672																	
	非木造	棟	7,664		3,117	1,339	1,350				非木造	棟	7,664		3,117	1,339	1,350																	
人的 被害	死者	人	3,017		331	32	26				死者	人	3,017		331	32	26																	
	負傷者	人	12,812		6,926	2,692	2,870				負傷者	人	12,812		6,926	2,692	2,870																	

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））

出火 件数 (炎上１ 日)	早朝	件	68	9	2	2
	昼間	件	116	15	4	3
	夕刻	件	159	21	6	5
り災者		人	420,132	167,665	64,909	57,861
避難所生活者		人	138,643	55,329	21,420	19,094

※（）の値は、盛土造成地における建物被害を加算

（略）

3 本計画が対象とする地震

（略）

(1) 被害想定結果

（略）

【人的被害】

上町断層帯地震での死者は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となる。なお、早朝発災の場合は約2,800人（すべて建物倒壊）で、建物倒壊による死者数としては最悪のケースとなる。特に、堺区での被害が大きく、約4割を占める。住宅を失う罹災者は全市で約11万人に達し、避難所生活者数は約14万人と見込まれる。なお、避難所生活者数は、1995年兵庫県南部地震時の神戸でのピーク時の避難所生活者率である33%を用いて、罹災者数から算出したものである。

南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る6,103人であり、そのほとんどが津波による死者（6,032人）である。これは、津波に対して早期に避難しなかった場合の死者数であり、迅速に避難する場合は、ゼロ人となる。避難者数は、~~1週間後~~で約~~11~~万人と見込まれる。

（略）

【地盤災害】

液状化は、上町断層帯地震では阪神高速道路湾岸線より海側のエリアの広域で発生すると予測される。南海トラフ巨大地震の際は堺区と西区にPL値25以上が広く分布し、液状化の可能性は極めて高い。

（略）

また、内陸部は上町断層帯地震においては、PL値0～10のうち、5～10の値のものがまばらに点在するが、一方、南海トラフ巨大地震の場合、0～25以上に至るまで、区分ごとの領域が、広く分散しており、~~宅地造成等規正法に規定される~~大規模盛土上の建物は堺市全域で約19,000棟である。特に南区で多く、約11,000棟と半数以上に及ぶ。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も同様に南区に集中しているため、その影響が見込まれる。

【道路交通の被害】

令和~~3~~年4月現在、市が管理する75~~0~~橋の橋りょうの内、耐震化が必要な橋りょうは~~98~~橋ある。

今回修正

出火 件数 (炎上１ 日)	早朝	件	68	9	2	2
	昼間	件	116	15	4	3
	夕刻	件	159	21	6	5
罹災者		人	420,132	167,665	64,909	57,861
避難所生活者		人	138,643	55,329	21,420	19,094

※（）の値は、大規模盛土造成地における建物被害を加算

（略）

3 本計画が対象とする地震

（略）

(1) 被害想定結果

（略）

【人的被害】

上町断層帯地震での死者は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となる。なお、早朝発災の場合は約2,800人（すべて建物倒壊）で、建物倒壊による死者数としては最悪のケースとなる。特に、堺区での被害が大きく、約4割を占める。住宅を失う罹災者は全市で約11万人に達し、避難所生活者数は約14万人と見込まれる。なお、避難所生活者数は、1995年兵庫県南部地震時の神戸でのピーク時の避難所生活者率である33%を用いて、罹災者数から算出したものである。

南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る6,103人であり、そのほとんどが津波による死者（6,032人）である。これは、津波に対して早期に避難しなかった場合の死者数であり、迅速に避難する場合は、ゼロ人となる。発災１日後の避難所生活者数は約7万4千人と見込まれる。

（略）

【地盤災害】

液状化は、上町断層帯地震では阪神高速道路湾岸線より海側のエリアの広域で発生すると予測される。南海トラフ巨大地震の際は堺区と西区にPL値25以上が広く分布し、液状化の可能性は極めて高い。

（略）

また、内陸部は上町断層帯地震においては、PL値0～10のうち、5～10の値のものがまばらに点在するが、一方、南海トラフ巨大地震の場合、0～25以上に至るまで、区分ごとの領域が、広く分散しており、大規模盛土造成地上の建物は堺市全域で約19,000棟である。特に南区で多く、約11,000棟と半数以上に及ぶ。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も同様に南区に集中しているため、その影響が見込まれる。

【道路交通の被害】

令和5年4月現在、市が管理する752橋の橋りょうの内、耐震化が必要な橋りょうは143橋ある。

修正理由（微細な文言修正は省略）

11万人という数値は「罹災者数」を意味する数値であり、上述の上町断層帯地震と定義の異なる数値を用いていたため、「避難所生活者数」に統一

大規模盛土造成地は宅地造成及び特定盛土等規制法（旧・宅地造成等規制法）に規定されているものではなく、国交省のガイドラインで定義（大阪府はこれを基に大規模盛土造成地マップを作成・公開）しているものであったため削除

時点修正。耐震化を要する橋りょうの数が大きく増加しているのは現地調査や耐震化要件の見直し等によるもの。

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 【ライフラインの被害】 - 電力 停電率と停電軒数は下記の通りである。 上町断層帯地震：69.8％ 278,290 軒 南海トラフ巨大地震：24.7％ 94,365 軒（1 日後） 上町断層帯の被害想定に基づく復旧日数については大阪府全域での評価であるが、堺市での被害が大きいケースであるので、堺市での復旧と大阪府全域での復旧はほぼ同時期と考え下記のとおりとした。一方、南海トラフ巨大地震においては堺市単独の被害想定ならびに復旧想定となっている。 （略） - 上水道 上町断層帯地震により、府内全域で商業電源が喪失するおそれがあるため、大阪広域水道企業団の中継ポンプ場の機能が停止し、本市の受水が全て停止する。 受水停止により、市内全域が数時間程度で断水状態となる。 また、南海トラフ巨大地震の被害想定は行っていないが、上町断層帯地震による被害想定内とした。 復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも 28日 （略） ４ 風水害の各種リスク （略） （2）洪水氾濫・土砂災害 大和川については、大和川流域に 12 時間総雨量 316mm が降った場合の浸水想定区域を想定している。（平成 28 年 5 月 国土交通省大和川河川事務所） 石津川については、想定最大規模の大雨（24 時間総雨量 931.4mm、1 時間最大雨量 103.7mm、令和 2 年 11 月 30 日）及び 200 年に一度の大雨（概ね時間雨量：1 時間最大 75.7mm、24 時間最大 271.1mm、平成 24 年 6 月大阪府）が降った場合の浸水想定区域を想定している。 西除川・東除川については、想定最大規模の大雨（24 時間総雨量 904.1mm、1 時間最大雨量 102.5mm、令和元年 11 月 26 日）及び 200 年に一度の大雨（概ね時間雨量：1 時間最大 83mm、24 時間最大 256.7mm、平成 24 年 8 月大阪府）が降った場合の浸水想定区域を想定している。 土砂災害（特別）警戒区域については、大阪府が告示した情報を想定している。（平成 27 年 9 月、又は平成 28 年 12 月大阪府） （略） 第 4 節 防災関係機関の業務大綱	（略） 【ライフラインの被害】 - 電力 停電率と停電軒数は下記の通りである。 上町断層帯地震：69.8％ 278,290 軒 南海トラフ巨大地震：24.7％ 94,365 軒（1 日後） 上町断層帯の被害想定に基づく復旧日数については大阪府全域での評価であるが、堺市での被害が大きいケースであるので、堺市での復旧と大阪府全域での復旧はほぼ同時期と考え下記のとおりとした。一方、南海トラフ巨大地震においては堺市単独の被害想定並びに復旧想定である。 （略） - 上水道 上町断層帯地震により、府内全域で商業電源が喪失するおそれがあるため、大阪広域水道企業団の中継ポンプ場の機能が停止し、本市の受水が全て停止する。 受水停止により、市内全域が数時間程度で断水状態となる。 また、南海トラフ巨大地震の被害想定は行っていないが、上町断層帯地震による被害想定内とした。 復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも 25日 （略） ４ 風水害の各種リスク （略） （2）洪水氾濫・土砂災害 大和川については、大和川流域に 12 時間総雨量 316mm が降った場合の浸水想定区域を想定している。（平成 28 年 5 月 国土交通省大和川河川事務所） 石津川については、想定最大規模の大雨（24 時間総雨量 931.4mm、1 時間最大雨量 103.7mm、令和 2 年 11 月 30 日）及び 200 年に一度の大雨（概ね時間雨量：1 時間最大 75.7mm、24 時間最大 271.1mm、平成 24 年 6 月大阪府）が降った場合の浸水想定区域を想定している。 西除川・東除川については、想定最大規模の大雨（24 時間総雨量 904.1mm、1 時間最大雨量 102.5mm、令和元年 11 月 26 日）及び 200 年に一度の大雨（概ね時間雨量：1 時間最大 83mm、24 時間最大 256.7mm、平成 24 年 8 月大阪府）が降った場合の浸水想定区域を想定している。 土砂災害については、大阪府が指定する土砂災害（特別）警戒区域を想定している。 （略） 第 4 節 防災関係機関の業務大綱	管渠の耐震化等の進展により短縮されたもの。 土砂災害警戒区域は今後も大阪府が随時指定及び解除を行っていくものであり、告示年等は流動的であるため記載を省略

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第１ 堺市 【各局共通】 １ 市長公室 （略） （３）市政情報課 市民からの広聴に関すること。 （略） ２ 危機管理室 （１）危機管理課 ア 管理室の総合調整に関すること。 イ 危機管理の研究及び危機管理体制に関すること。 ハ 防災情報の収集、活用及び発信に関すること。 ニ 地域防災力育成の総括に関すること。 ホ 災害対策本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部及び危機管理センターに関すること。 （新設） ハ 広域防災及び広域応援に関すること。 ケ 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金に関すること（自治推進課の所管に属するものを除く。）。 コ 災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。 サ 大規模災害被災地等支援基金に関すること。 （新設） （新設） シ 国民保護計画、国民保護措置等に関すること。 ス 国民保護協議会に関すること。 セ 危機事象への初動対応に関すること。 ソ 災害対応に係る訓練に関すること。 タ 業務継続計画に関すること。 チ 受援計画に関すること。 ツ 防災行政無線に関すること。 テ 防災情報システムに関すること。 （新設） （２）防災課 ア 防災対策に関する企画及びその実施に係る総合調整に関すること。 イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、設置及び運営に関すること（他	（略） 第１ 堺市 【各局共通】 １ 市長公室 （略） （３）市政情報課 <u>市の広聴</u>に関すること。 （略） ２ 危機管理室 （１）危機管理課 ア 管理室の総合調整に関すること。 イ 危機管理の研究及び危機管理体制に関すること。 <u>ウ</u> 国民保護対策本部<u>及び</u>緊急対処事態対策本部に関すること。 <u>エ</u> 国民保護計画、国民保護措置等に関すること。 <u>オ</u> 国民保護協議会に関すること。 <u>カ</u> 災害応急救助の総括に関すること。 <u>キ</u> 広域防災及び広域応援に関すること。 <u>ク</u> 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金に関すること（<u>他</u>の所管に属するものを除く。）。 <u>ケ</u> 災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。 <u>コ</u> 大規模災害被災地等支援基金に関すること。 <u>サ</u> 災害における帰宅困難者に関すること。 <u>シ</u> 災害対策本部及び危機管理センターに関すること。 <u>ス</u> 危機管理対策本部に関すること（<u>他の所管に属するものを除く。</u>）。 セ 危機事象への初動対応に関すること。 ソ 災害対応に係る訓練に関すること。 タ 業務継続計画に関すること。 チ 受援計画に関すること。 <u>ツ</u> 地域防災力育成の総括に関すること。 <u>テ</u> 防災行政無線に関すること。 <u>ト</u> 防災<u>関連</u>システムに関すること。 <u>ナ</u> 防災情報の収集、活用及び発信に関すること。 <u>ニ</u> 大阪府石油コンビナート防災計画に関すること。 （２）防災課 ア 防災対策に関する企画及びその実施に係る総合調整に関すること。 イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、設置及び運営に関すること（他	事務分掌規則の内容と統一 事務分掌規則の内容と統一

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
の所管に属するものを除く。）。 （新設） （新設） ウ 災害協定に関すること。 エ 災害における要配慮者に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 カ 危機管理に係る職員宿舍及び当直制度に関すること。 キ 国土強靱化地域計画に関すること。 ク 地域防災計画に関すること。 ケ 防災会議に関すること。 コ 防災会議に関すること。 サ ハザードマップの作成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 シ 避難計画に関すること。 ス 市民の防災減災意識の醸成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 セ 災害備蓄及び備蓄物資の供給に関すること。 （略） ４ 財政局 （略） （６）税務部 （略） オ 土地・家屋のり災証明の発行のための建築物等被害調査に関すること。 ５ 市民人権局 （１）市民人権総務課 （略） （４）男女共同参画推進課・男女共同参画センター （略） ６ 文化観光局 （略） （２）国際部 （略） ８ 健康福祉局 （略） （１１）健康医療推進課 （略）	の所管に属するものを除く。）。 <u>ウ 津波率先避難等協力事業所に関すること。</u> <u>エ 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく避難確保計画に関すること(他の所管に属するものを除く。）。</u> オ 災害協定に関すること。 カ 危機管理に係る職員宿舍及び当直制度に関すること。 キ 国土強靱化地域計画に関すること。 ク 地域防災計画に関すること。 ケ 防災会議に関すること。 コ ハザードマップの作成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 サ 避難計画に関すること。 シ 市民の防災減災意識の醸成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ス 災害における要配慮者に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 セ 災害備蓄及び備蓄物資の供給に関すること。 （略） ４ 財政局 （略） （６）税務部 （略） オ <u>罹災</u>証明<u>書</u>の発行のための建築物等被害調査に関すること。 ５ 市民人権局 （１）<u>区政推進</u>課 （略） （４）<u>ダイバーシティ企画</u>課・男女共同参画センター <u>（指定管理者）</u> （略） ６ 文化観光局 （略） （２）国際<u>課</u> （略） ８ 健康福祉局 （略） （１１）健康医療<u>政策</u>課 （略）	事務分掌規則の内容と統一 全編通じて「罹災証明」という単語を「罹災証明書」に統一。以下同じ。 罹災証明書は家屋のみを対象とした制度であるため「土地・～」の記載削除 組織改正を反映

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
９ 子ども青少年局 （略） （３）子育て支援部 ア 幼児、児童の安全の確保にすること。 （略） 10 産業振興局 （１）産業政策課 （略） （３）ものづくり支援課 （略） 11 建築都市局 （略） （２）都市計画課 （略） イ 震災に強い市街地形成に関する企画・立案にすること。 （略） （６）住宅まちづくり課 （略） （10）開発調整部 （略） ウ 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定にすること。 （略） 12 建設局 （略） （５）河川水路課 （略） （新設） （略） 13 区役所 （略） （２）市民課 り災証明書発行にすること。	９ 子ども青少年局 （略） （３）子育て支援部 ア <u>乳</u>幼児の安全の確保にすること。 （略） 10 産業振興局 （１）産業<u>企画</u>課 （略） （３）<u>地域産業</u>課 （略） 11 建築都市局 （略） （２）都市計画課 （略） イ <u>災害に強い安全で安心な都市の形成に係る</u>企画・立案にすること。 （略） （６）住宅<u>施策推進</u>課 （略） （10）開発調整部 （略） ウ 宅地造成<u>等</u>工事規制区域及び造成宅地防災区域<u>等</u>の指定にすること。 （略） 12 建設局 （略） （５）河川水路課 （略） <u>ウ 河川の被害等の調査及び応急復旧にすること。</u> （略） 13 区役所 （略） （２）市民課 <u>罹災</u>証明書発行にすること。	震災に限らず広く「災害に強い」とするため文言修正 組織改正を反映 実際の業務内容に合わせて追加

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 15 会計室 ア 災害救助基金の出納に関する事。 イ 義援金品受入れに関する事。 ウ 災害時物資供給に関する事。 （略） 第２ 大阪府 【大阪府】 １ 政策企画部（危機管理室） （略） （7）市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。 （略） ３ 大阪港湾局 （1）大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関する事 （2）救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関する事 （3）海務関係官庁との連絡調整に関する事 （4）船舶の対策に関する事 （5）海上の流木処理、流出油の防除措置に関する事 （6）津波・高潮対策に関する事 （略） 第６ 指定地方行政機関 【各指定地方行政機関】 （略） ２ 大阪管区気象台 （1）観測施設等の整備に関する事。 （2）防災知識の普及・啓発に関する事。 （3）災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事。 （4）災害の発生が予想される時や、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予報の解説等に関する事。 （5）市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。	（略） 15 会計室 ア <u>災害時の公金の出納に係る市指定金融機関との調整に関する事。</u> イ <u>災害時の公金の出納に係る庁内調整に関する事。</u> （削除） （略） 第２ 大阪府 【大阪府】 １ 政策企画部（危機管理室） （略） （7）市が住民に対して避難のため立退きの勧告、<u>若</u>しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。 （略） ３ 大阪港湾局 （1）大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関する事<u>。</u> （2）救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関する事<u>。</u> （3）海務関係官庁との連絡調整に関する事<u>。</u> （4）船舶の対策に関する事<u>。</u> （5）海上の流木処理、流出油の防除措置に関する事<u>。</u> （6）津波・高潮対策に関する事<u>。</u> （略） 第６ 指定地方行政機関 【各指定地方行政機関】 （略） ２ 大阪管区気象台 （1）<u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> （2）<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> （3）<u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> （4）<u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> （5）<u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>	事務分掌規則の内容と統一 現状に則した内容に修正

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ３ 近畿地方整備局 （略） （16）市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。 （略） 第７ 指定公共機関 【各指定公共機関】 １ 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び株式会社 NTT ドコモ（以下「西日本電信電話株式会社等」という。） （略） （8）「災害伝言板サービス」の提供に関すること。 （略） （新設） （新設） ３ 日本赤十字社（大阪府支部） （略） ４ 西日本高速道路株式会社（関西支社）、阪神高速道路株式会社 （略） ５ 西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）	（略） ３ 近畿地方整備局 （略） （16）市が住民に対して避難のため立退きの勧告、<u>若</u>しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。 （略） 第７ 指定公共機関 【各指定公共機関】 １ 西日本電信電話株式会社（<u>関西</u>支店）、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ</u>株式会社（関西営業支店）及び株式会社 NTT ドコモ <u>（関西支社）</u>（以下「西日本電信電話株式会社等」という。） （略） （削除） （略） ３ ソフトバンク株式会社 <u>（１）電気通信設備の整備と防災管理に関すること。</u> <u>（２）応急復旧用通信施設の整備に関すること。</u> <u>（３）津波警報、気象警報の伝達に関すること。</u> <u>（４）災害時における重要通信確保に関すること。</u> <u>（５）災害関係電報・電話料金の減免に関すること。</u> <u>（６）被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。</u> <u>（７）「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。</u> ４ 楽天モバイル株式会社 <u>（１）電気通信設備の整備と防災管理に関すること。</u> <u>（２）応急復旧用通信施設の整備に関すること。</u> <u>（３）津波警報、気象警報の伝達に関すること。</u> <u>（４）災害時における重要通信確保に関すること。</u> <u>（５）携帯電話料金の減免に関すること。</u> <u>（６）被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。</u> <u>（７）「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。</u> ５ 日本赤十字社（大阪府支部） （略） ６ 西日本高速道路株式会社（関西支社）、阪神高速道路株式会社 （略） ７ 西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）	大阪府地域防災計画には従前より記載があったため、次の楽天モバイル株式会社追加に伴い併せて追加

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 6 大阪ガス株式会社（南部導管部） （略） 7 日本通運株式会社（堺支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び西濃運輸株式会社 （略） 8 関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 （略） 9 日本放送協会（大阪放送局） （略） 10 日本郵便株式会社（堺、堺金岡、堺中、鳳、泉北、浜寺、美原） （略） 第８ 指定地方公共機関 【各指定地方公共機関】 （略） ２ 公益社団法人大阪府看護協会 （１）災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること （２）被災者に対する看護活動に関すること （略） 第５節 市民、事業者の基本的責務 災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、ともに助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。 市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進め、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。 第１ 市民 【市民】 市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。 １ 平常時の実践事項 （略） 第２ 事業者 【事業者】 （略） １ 平常時の実践事項	（略） 8 大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> （略） 9 日本通運株式会社（堺支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び西濃運輸株式会社 （略） 10 関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 （略） 11 日本放送協会（大阪<u>拠点</u>放送局） （略） 12 日本郵便株式会社（堺、堺金岡、堺中、鳳、泉北、浜寺、美原） （略） 第８ 指定地方公共機関 【各指定地方公共機関】 （略） ２ 公益社団法人大阪府看護協会 （１）災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。<u>。</u> （２）被災者に対する看護活動に関すること。<u>。</u> （略） 第５節 市民、事業者の基本的責務 災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、ともに助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。 市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平時より災害に対する備えを進め、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。 第１ 市民 【市民】 市民は、自助、共助の理念のもと、平時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。 １ 平時の実践事項 （略） 第２ 事業者 【事業者】 （略） １ 平時の実践事項	

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第６節 計画の習熟 市及び防災関係機関等は、平常時における計画の円滑な実施を図るため、また災害時における各機関の有する機能を十分に発揮させるため、常に調査、研究及び教育を実施して本計画及びこれに関連する他の計画を習熟する。 また、防災対策の総合的な推進を図るため、住民への周知を図る。 （略） 第８節 計画の修正 防災会議は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。 防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。 また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。	（略） 第６節 計画の習熟 市及び防災関係機関等は、平時における計画の円滑な実施を図るため、また災害時における各機関の有する機能を十分に発揮させるため、常に調査、研究及び教育を実施して本計画及びこれに関連する他の計画を習熟する。 また、防災対策の総合的な推進を図るため、住民への周知を図る。 （略） 第８節 計画の修正 防災会議は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。 防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。 また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。	文言の重複を削除

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
災害予防対策 第１章 被害の発生抑止・軽減 第１節 建築物の耐震化・不燃化 （略） 第１ 既存建築物の防災対策の促進 【建築都市局】 （略） １ 耐震対策の促進 （略） （２）民間建築物 （略） キ 老朽化の進んだ木造賃貸集合住宅等の建て替えに対する補助、従前居住者に対する家賃補助等の支援の実施（新湊地区） （略） 第３ 宅地耐震化の促進 【建築都市局】 宅地の耐震化を促進するため、宅地防災パトロールを実施し、被害のおそれのある盛土造成地等を把握し、住民に対して周知し、耐震化対策に関する補助制度等の整備に努める。 第４ 建築物内での負傷防止対策の促進 【危機管理室】 大規模地震災害が発生した場合、建築物自体の損傷が軽微であっても、家具や事務什器の転倒、落下物、ガラスの飛散等により負傷者が多数発生することが懸念される。 市は、これらの被害を軽減するため、生涯学習課所管の出前講座や、防災ガイドブック等を通じて、市民及び事業所等に対し、転倒防止措置等の負傷防止対策の実施を促進する。 第５ 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割 【市民・事業者】 （略） （１）自ら実施できる簡易な耐震診断手法や、市の設置する「木造住宅簡易耐震診断窓口」等を利用して、耐震に対する知識を深め、地震災害による建築物倒壊の危険性を認識する （２）耐震診断・耐震改修に関する助成制度、低利融資、税制の優遇措置を活用した耐震診断・耐震改修の実施 （３）家具等の転倒防止措置等建築物内の負傷防止対策 （４）地震保険・共済への加入 （略）	災害予防対策 第１章 被害の発生抑止・軽減 第１節 建築物の耐震化・不燃化 （略） 第１ 既存建築物の防災対策の促進 【建築都市局】 （略） １ 耐震対策の促進 （略） （２）民間建築物 （略） キ 老朽化の進んだ木造賃貸集合住宅等の建て替えに対する補助の実施（新湊地区） （略） 第３ 宅地耐震化の促進 【建築都市局】 宅地の耐震化を促進するため、<u>大地震が発生した場合に大きな</u>被害のおそれのある<u>大規模</u>盛土造成地等を把握し、住民に対して周知し、耐震化対策に関する補助制度等の整備に努める。 第４ 建築物内での負傷防止対策の促進 【危機管理室】 大規模地震災害が発生した場合、建築物自体の損傷が軽微であっても、家具や事務什器の転倒、落下物、ガラスの飛散等により負傷者が多数発生することが懸念される。 市は、これらの被害を軽減するため、生涯学習課所管の出前講座や、防災<u>マップ等</u>の<u>啓発物</u>を通じて、市民及び事業所等に対し、転倒防止措置等の負傷防止対策の実施を促進する。 第５ 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割 【市民・事業者】 （略） （１）自ら実施できる簡易な耐震診断手法や、市の設置する「木造住宅簡易耐震診断窓口」等を利用して、耐震に対する知識を深め、地震災害による建築物倒壊の危険性を認識する。<u>。</u> （２）耐震診断・耐震改修に関する助成制度、低利融資、税制の優遇措置を活用した耐震診断・耐震改修の実施。<u>。</u> （３）家具等の転倒防止措置等建築物内の負傷防止対策。<u>。</u> （４）地震保険・共済への加入。<u>。</u> （略）	制度廃止に伴う修正 ①「宅地防災パトロール」は、府市ともに「土砂災害予防対策の推進」の節に記載があり、雨量の多い梅雨期前などに実施しているものであることから削除 ②国の宅地耐震化推進事業の内容により修正 防災ガイドブックを廃止し、防災マップに統一したことに伴う修正

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第７ アスベスト使用建築物等の把握 【建築都市局】 災害発生時に速やかにアスベスト飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等におけるアスベスト使用状況の情報の把握に努める。 第２節 都市基盤施設の被害防止 第１ 土木構造物の耐震対策等の推進 【建設局・建築都市局・鉄道事業者】 （略） １ 道路・橋りょう等の安全確保 （略） （１）道路の適正な維持管理 道路の法面及び路面等の調査を行い、震災時において横断歩道橋が落下等より交通障害物となることを防止するため、耐震点検等を実施し、必要に応じて対策を実施する。また、門型標識、カルバート等のトンネル、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。 （略） ４ 鉄軌道施設の安全確保（鉄道事業者） （略） （新設） 第２ ライフライン・放送施設災害予防対策 【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】 （略） ２ 下水道施設 （略） （４）再生水送水施設 下水道部は、電気設備及び機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮し、補強する。 ３ 電力施設 （略） ４ ガス施設	第７ アスベスト使用建築物等の把握 【建築都市局】 災害発生時に速やかにアスベスト飛散防止等の応急対応を実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の情報の把握に努める。 第２節 都市基盤施設の被害防止 第１ 土木構造物の耐震対策等の推進 【建設局・建築都市局・鉄軌道事業者】 （略） １ 道路・橋りょう等の安全確保 （略） （１）道路の適正な維持管理 道路の法面及び路面等の調査を行い、震災時において横断歩道橋の落下等により交通障害物となることを防止するため、必要に応じて対策を実施する。また、門型標識、カルバート等のトンネル、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。 （略） ４ 鉄軌道施設の安全確保（鉄軌道事業者） （略） ５ <u>公園の安全確保</u> <u>都市公園や緑地は、良好な都市環境を形成するだけでなく、災害時には延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割も担っている。</u> <u>このため、災害に強い都市を支える基幹的な防災空間としての機能を十分に活用できるよう、開設している都市公園について、公園施設長寿命化計画に基づき、定期的に公園施設の点検を実施し、老朽化が進む公園施設の適切な維持管理を進める。</u> 第２ ライフライン・放送施設災害予防対策 【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】 （略） ２ 下水道施設 （略） （４）再生水送水施設 下水道施設部は、電気設備及び機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮し、補強する。 ３ 電力施設 <u>（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）</u> （略） ４ ガス施設 <u>（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）</u>	建設局との調整により、公園施設長寿命化計画に基づいて実施している取組について追記

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ５ 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社）） 等 （略） 第３ 市の施設 【危機管理室、各施設管理者】 （略） ３ 防災点検の実施 危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。 （略） 第３節 津波被害防止対策の推進 第１ 津波対策 【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】 １ 市 市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。 津波については、限られた時間で一人ひとりが主体的に迅速かつ確実な避難行動が重要である <u>ことに鑑み</u>、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。 ２ 水防関係機関（建設局） 市及び府をはじめとした水防関係機関は、水防活動に従事するものの安全の確保に配慮し水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。 ３ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（府、建設局、各施設管理者） 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防及び水門等の外水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定め、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。 （略） ２ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル２） なお、レベル１については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、府は、海岸保全施設等の整備を進める。また、レベル２に対しては、防潮堤対策等についてはレベル１＋αの	（略） ５ 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、<u>ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>） （略） 第３ 市の施設 【危機管理室、各施設管理者】 （略） ３ 防災点検の実施 危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平時から危険排除に努める。 （略） 第３節 津波被害防止対策の推進 第１ 津波対策 【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】 １ 市 市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。 津波については、限られた時間で<u>住民等</u>が主体的に迅速かつ確実な避難行動<u>をとることが重要であるため</u>、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。 <u>また、市及び府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</u> ２ 水防関係機関（建設局） 市及び府をはじめとした水防関係機関は、水防活動に従事するものの安全の確保に配慮し水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法について定めるものとする。 ３ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（府、建設局、各施設管理者） 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防及び水門等の外水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定め、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、<u>人員配置</u>その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。 （略） ２ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル２） なお、レベル１については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設 <u>・河川管理施設</u>	防災基本計画、大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
ハード対策に取り組む。 （略） 第２ 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備 【危機管理室】 災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから、防災行政無線のほか、インターネット配信や携帯電話、SNSを活用するなど、多様な手段を活用した津波に関する避難指示等情報伝達・収集体制の整備を図る。 さらに、J-ALERT と防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達する。 １ 防災行政無線など既存設備の再点検と対策 津波発生時の住民への情報伝達手段の一つである屋外スピーカー（モーターサイレン）の可聴範囲調査を実施し、津波浸水想定地域への増設を行う。 ２ 多様な伝達手段の確保 防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供やメールによる配信（防災情報メール）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、その他の多様な伝達手段の確保を図る。 また、聴覚障害者へ FAXにより情報伝達できる体制整備を行う。 ３ 電源確保体制の整備 J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保し、津波による浸水を想定した設置場所を選定する。 （略） 第４ 津波防災地域づくりの推進 【危機管理室、建築都市局、府】 （略） ２ 津波に強いまちの形成 府及び市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的な整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐震化・耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。	等の整備を進める。 レベル２に対しては、<u>住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設・河川管理施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせ、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。</u> （略） 第２ 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備 【危機管理室】 災害時には、<u>通信</u>回線が途絶・輻輳するなど情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから、防災行政無線のほか、<u>緊急速報メールや市ホームページ、市公式 SNS や放送事業者と連携したテレビ、ラジオによる配信等</u>、多様な手段を活用した津波に関する避難指示等情報伝達・収集体制の整備を図る。 さらに、J-ALERT と防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達する。 １ 防災行政無線など既存設備の点検 津波発生時の住民への情報伝達手段の一つである屋外スピーカー（モーターサイレン）の<u>保守点検</u>を行う。 ２ 多様な伝達手段の確保 防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供やメールによる配信（防災情報メール）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、その他の多様な伝達手段の確保を図る。 また、聴覚障害者へ<u>ファクシミリ</u>により情報伝達できる体制整備を行う。 ３ 電源確保体制の整備 J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保する。 （略） 第４ 津波防災地域づくりの推進 【危機管理室、建築都市局、府】 （略） ２ 津波に強い都市の形成 <u>市及び府</u>は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的な整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐震化・耐水化等により、津波に強い<u>都市</u>の形成を図るものとする。	大阪府地域防災計画の記載に準じて修正 曖昧な表現であったため、具体的内容に修正 津波浸水想定区域内への増設完了に伴う修正 津波浸水想定区域内への増設完了に伴う修正 「市及び府」や「府及び市」等が混在していたため、「市及び府」に統一。以下同じ。

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第５ 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立 【危機管理室】 （略） ３ 職員の安否確認システムの構築 （略） 第４節 水害予防対策の推進 河川、下水道、水路、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 （略） 第１ 洪水対策 【近畿地方整備局、府、建設局】 １ 国土交通大臣管理河川（近畿地方整備局） 国土交通大臣は、市内では一級河川大和川を管理している。 国では、200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水に対応できるよう、計画的に河川改修などを進める。下流部では、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施し、局所的に堤防高が低い区間の浸水被害を解消するための施策を行う。 河道改修などのほかに、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、地方公共団体と連携し、総合治水対策を進める。 （略） ２ 大阪府知事管理河川（大阪府） 大阪府知事は、市内では一級河川西除川、東除川、平尾小川、二級河川石津川ほか6河川を管理している。 河川の改修にあたっては、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。 府では、長期目標として、1時間雨量80ミリ程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。また、今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65ミリ程度で床上浸水発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。 また、治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりとが一体となった整備を行う。	（略） 第５ 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立 【危機管理室】 （略） ３ 職員の安否確認体制の構築 （略） 第４節 水害予防対策の推進 河川、下水道、水路、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、<u>河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水</u>対策を実施する。また、<u>越水</u>、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 （略） 第１ 洪水対策 【近畿地方整備局、府、建設局】 １ 国土交通大臣管理河川（近畿地方整備局） 国土交通大臣は、市内では一級河川大和川を管理している。 国では、200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水に対応できるよう、計画的に河川改修などを進める。下流部では、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施し、局所的に堤防高が低い区間の浸水被害を解消するための施策を行う。 河道改修など<u>に加え</u>、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、地方公共団体と連携し、<u>流域</u>治水対策<u>として</u>進める。 （略） ２ 大阪府知事管理河川（大阪府） 大阪府知事は、市内では一級河川西除川、東除川、平尾小川、二級河川石津川ほか6河川を管理している。 河川の改修にあたっては、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。 府では、長期目標として、1時間雨量80ミリ程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。また、今後20～30年程度で<u>めざ</u>すべき当面の治水目標を1時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65ミリ程度で床上浸水発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。 また、治水安全度の向上と、河川と市街地<u>整備</u>とが一体となった整備を行う。	システムに限らないため「体制」に変更 大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第２ 雨水出水対策 【建設局、上下水道局】 府及び市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道等の整備による雨水対策に努める。 第３ 高潮対策 【建設局、海岸管理者】 （略） ２ 水門・樋門等の点検 市内には、27か所の水門・樋門等があり（資料編 5-9）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護し、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、堅川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。 （略） 第４ 水害減災対策の推進 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】 （略） １ 洪水予報及び水防警報等 （略） （２）特別警戒水位の設定及び到達情報の発表 府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位周知河川に指定した石津川、西除川、東除川について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。 府又は市は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道(水位周知下水道)において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(雨水出水特別警戒水位)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第 13 条の 3 で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 （略）	（略） 第２ 雨水出水対策 【建設局、上下水道局】 <u>市及び府</u>は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道等の整備による雨水対策に努める。 第３ 高潮対策 【建設局、海岸管理者】 （略） ２ 水門・樋門等の点検 市内には、<u>26</u>か所の水門・樋門等があり（資料編 5-9）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護し、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、堅川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。 （略） 第４ 水害減災対策の推進 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】 （略） １ 洪水予報及び水防警報等 （略） （２）特別警戒水位の設定及び到達情報の発表 府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位周知河川に指定した石津川、西除川、東除川について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。 府又は市は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道(水位周知下水道)において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(雨水出水特別警戒水位)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮<u>特別警戒</u>水位（水防法第 13 条の 3 で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 （略）	時点更新

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（４）水位情報の公表 府及び市は、水位観測所を設置した管理河川、下水道、海岸においては、その水位状況及び水位予測の公表を行う。 （５）浸水想定区域の指定・公表 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。 府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。 （略） （７）地下街等における避難体制 （略） ウ 避難確保計画等の作成 上記の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画を公表し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 （略） エ 洪水予報等の伝達体制の整備 市は、上記の地下街等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、メールを活用したファックス、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。 （８）要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制 （略） ウ 上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の	（４）水位情報の公表 <u>市及び府</u>は、水位観測所を設置した管理河川、下水道、海岸においては、その水位状況及び水位予測の公表を行う。 （５）浸水想定区域の指定・公表 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。 <u>市及び府</u>は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。 （略） （７）地下街等における避難体制 （略） ウ 避難確保計画等の作成 上記の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画を公表し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施<u>し、その結果を市長に報告</u>する。 （略） エ 洪水予報等の伝達体制の整備 市は、上記の地下街等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、<u>アクセシビリ</u>、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。 （８）要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制 （略） ウ 上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の	水防法等の条文では、従前より訓練についても市町村長への報告が義務とされているため修正

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
整備に関する事項、防災教育・訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 （略） （９）大規模工場等における避難体制等 （略） エ 洪水予報等の伝達体制の整備 市は、上記の大規模工場等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、メールを活用したファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。 ２ 洪水・高潮リスクの開示 （略） （２）洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用 府及び市は、公表された洪水・高潮リスクを住民に周知し、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。 （略） ３ 防災訓練の実施・支援 府及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施し、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。 また、府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。 ４ 水防と河川管理等の連携 府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮し、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。	整備に関する事項、防災教育・訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。 （略） （９）大規模工場等における避難体制等 （略） エ 洪水予報等の伝達体制の整備 市は、上記の大規模工場等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、ファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。 ２ 洪水・高潮リスクの開示 （略） （２）洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用 <u>市及び府</u>は、公表された洪水・高潮リスクを住民に周知し、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。 （略） ３ 防災訓練の実施・支援 <u>市及び府</u>は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施し、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。 また、<u>市及び府</u>は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。 ４ 水防と河川管理等の連携 府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮し、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。	水防法等の条文では、従前より訓練についても市町村長への報告が義務とされているため修正

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
市は、国や府が組織する複合時な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、府、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。 （略） 第５ 下水道の整備 【上下水道局】 公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。 汚水整備に関しては、令和 2 年度末で、堺市の行政区域面積 14,982ha に対して、下水道必要整備面積が 12,707ha あり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は 10,172ha で、下水道処理人口普及率 98.5%となっている。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法 9 条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳）） 雨水整備事業に関しては、昭和 27 年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。 しかし、昭和 40 年代半ば以降の宅地開発や土地利用の高度化等の都市化により、雨水流出抑制機能を果たしてきた田畑、緑地、空地が減少し、新たな浸水被害が生じるようになった。そのため、昭和 50 年の事業認可変更時には、雨水ポンプ場の増強や雨水バイパス幹線を追加し、さらに昭和 57 年の豪雨災害以降には雨水調整池を位置付けた計画とし、浸水被害を早期かつ効率的に軽減できることを 目指している。 （略） 第６ ため池の整備 【産業振興局】 １ ため池の現状 市内には 500 か所余りのため池があり、約 830ha の水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展により灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。 （略） 第７ 雨水貯留浸透施設 【建設局、上下水道局、教育委員会事務局】 （略） 第５節 土砂災害予防対策の推進	市 及び府 は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を <u>防止・軽減させる</u> ためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として<u>国や府が組織する</u>「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び<u>「府内各地域の水防災連絡協議会」</u>等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる</u>関係者が<u>協働し</u>、<u>「流域治水」の取組を推進するための</u>密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等 は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、<u>治水</u>ダム等の事前放流の取組を推進する。 （略） 第５ 下水道の整備 【上下水道局】 公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。 汚水整備に関しては、令和 <u>4</u> 年度末で、堺市の行政区域面積 14,983ha に対して、下水道必要整備面積が 12,707ha あり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は 10,184ha で、下水道処理人口普及率 <u>は</u> 98.5% <u>である</u>。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法 9 条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳）） 雨水整備事業に関しては、昭和 27 年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。 しかし、昭和 40 年代半ば以降の宅地開発や土地利用の高度化等の都市化により、雨水流出抑制機能を果たしてきた田畑、緑地、空地が減少し、新たな浸水被害が生じるようになった。そのため、昭和 50 年の事業認可変更時には、雨水ポンプ場の増強や雨水バイパス幹線を追加し、さらに昭和 57 年の豪雨災害以降には雨水調整池を位置付けた計画とし、浸水被害を早期かつ効率的に軽減<u>する</u>ことを <u>めざ</u>している。 （略） 第６ ため池の整備 【産業振興局】 １ ため池の現状 市内には 500 か所余りのため池があり、約 <u>800</u>ha の水田の <u>多くに対し</u>、灌漑用水源として <u>の</u>重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展により灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。 （略） 第７ 雨水貯留浸透施設 【建設局、上下水道局、教育委員会】 （略） 第５節 土砂災害予防対策の推進	大阪府地域防災計画の修正内容を反映 時点・文言修正 時点・文言修正

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第１ 土砂災害警戒区域等における防災対策 【府・危機管理室・建設局・建築都市局・健康福祉局】 （略） ５ 警戒避難体制等 市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定め、円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設であって、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設にあっては、その名称及び所在地について地域防災計画に定める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条） 土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。 （略） （新設） ７ 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知 （略） ８ 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 （略） 第５ 土砂災害警戒情報の作成・発表 【大阪管区气象台、大阪府】 大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知し、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。通知又は発表を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。	（略） 第１ 土砂災害警戒区域等における防災対策 【府・危機管理室・建設局・建築都市局・健康福祉局】 （略） ５ 警戒避難体制等 市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定め、円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設であって、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設にあっては、その名称及び所在地について地域防災計画に定める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条） 土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。 （略） ７ 斜面判定制度の活用 <u>市及び府は、必要に応じて、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。</u> ８ 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知 （略） ９ 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 （略） 第５ 土砂災害警戒情報の作成・発表 【大阪管区气象台、大阪府】 <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、大阪府と大阪管区气象台が共同で土砂災害警戒情報を</u>発表し、市長等に通知及び一般へ周知し、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。通知又は発表を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。	大阪府地域防災計画の修正内容を反映 大阪管区气象台が定めている文言に合わせて修正

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第６ 宅地防災対策 【建築都市局】 １ 宅地造成に関する指導 市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第３条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地又は市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導し、必要に応じて監督処分を行う。 （略） （新設） （略） 第６節 危険物等災害予防対策 （略） 第４ 管理化学物質災害予防対策 【環境局、消防局】 市及び府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、<u>生活環境保全</u>条例に基づく規制を行い、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。 １ 規制 （１）管理計画書等の策定・届出を徹底させる。 ２ 指導 （１）立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。 （２）管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。 （３）管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。 ３ 管理体制の整備	第６ 宅地造成及び盛土等対策 【建築都市局、<u>大阪府</u>】 １ 宅地造成に関する指導 市は、宅地造成工事規制区域（<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）により従前の例によるとされる改正前の</u>宅地造成等規制法第３条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地又は市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導し、必要に応じて監督処分を行う。 （略） ４ <u>盛土の点検及び指導</u> <u>市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u> （略） 第６節 危険物等災害予防対策 （略） 第４ 管理化学物質災害予防対策 【環境局、消防局】 市及び府は、管理化学物質として<u>大阪府</u>生活環境の保全<u>等に関する</u>条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、<u>同</u>条例に基づく<u>指導及び</u>関係法令<u>も含めた</u>周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。 １ 指導 （１）管理計画書等の策定・届出を徹底<u>するよう指導する。</u> （２）立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。 （３）管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。 （４）管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。 ２ 管理体制の整備	根拠法の改正に伴う修正 防災基本計画、大阪府地域防災計画の修正内容を反映 条例名を正式名称へ修正し、反復していた単語の整理 内容が「規制」という項目名と合致していなかったため指導に統合

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 4 啓発 第２章 災害の拡大の抑止 第１節 市民防災意識の高揚 （略） 第１ 防災知識の普及啓発等 【危機管理室、区役所、教育委員会】 （略） １ 普及啓発の内容 （略） （３）災害時の行動 （略） （新設） （略） 第２ 学校園・認定こども園等における防災教育 【教育委員会、子ども青少年局】 １ 学校園・認定こども園等における防災教育の実施 防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校園は、幼児、児童・生徒の安全を守り、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。 （略） （１）教育の内容 （略） エ 地域の危険箇所や身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法 （略） （３）教職員の研修 教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。 （略） 第４ 文化財所有者等に対する普及啓発 【文化観光局】 市及び府は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚を図る。 1—文化財防火デーの実施	（略） 3 啓発 第２章 災害の拡大の抑止 第１節 市民防災意識の高揚 （略） 第１ 防災知識の普及啓発等 【危機管理室、区役所、教育委員会】 （略） １ 普及啓発の内容 （略） （３）災害時の行動 （略） <u>タ SNS などの不確かな情報を安易に拡散することにより、デマや誤情報の流布に繋がることへの注意喚起</u> （略） 第２ 学校園・認定こども園等における防災教育 【教育委員会、子ども青少年局】 １ 学校園・認定こども園等における防災教育の実施 防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校園は、<u>乳</u>幼児、児童・生徒の安全を守り、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。 （略） （１）教育の内容 （略） エ 地域の危険箇所や身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校園との連絡方法 （略） （３）教職員の研修 地震・津波に関する正しい知識や各学校園の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。 （略） 第４ 文化財所有者等に対する普及啓発 【文化観光局、<u>府</u>】 市及び府は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、<u>市民、文化財の所有者又は管理者等に対し防災意識の高揚を図る。また、予防体制の確立及び防災設備の整備に向け、次の取組を推進する。</u> <u>（１）初期消火の確立及び地域住民との連携</u>	近年の災害発生時に問題となっているデマや誤情報の流布防止について啓発内容を追加 曖昧な内容であったため、堺市歴史的風致維持向上計画の記載と整合の上、具体的な記載に変更

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																																																				
2—防災訓練の実施 3—啓発冊子等の配布 第５ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発 【危機管理室、市民人権局】 災害時は、平常時の社会課題が顕著になり、女性が置かれている状況がより厳しくなる傾向があるため、平常時から女性の参画をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた減災・防災対策を推進する必要がある。 （略） 第２節 自主防災体制の整備 市及び防災関係機関は、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その基礎となる地域コミュニティの活性化を推進し、地域における自主防災体制の整備を推進する。 （略） 第１ 地区防災計画の策定等 【危機管理室、区役所】 （略） 5 地域防災計画に定める地区防災計画 <table><tr><td>錦西校区地区防災計画</td><td>三宝校区地区防災計画カルテ</td></tr><tr><td>安井校区地区防災計画</td><td>深阪校区地区防災計画</td></tr><tr><td>八田荘校区地区防災計画</td><td>深井西校区地区防災計画</td></tr><tr><td>八田荘西校区地区防災計画</td><td>鳳校区地区防災計画</td></tr><tr><td>鳳南校区地区防災計画</td><td>上野芝校区地区防災計画</td></tr><tr><td>向丘校区地区防災計画</td><td>福泉校区地区防災計画</td></tr><tr><td>福泉東校区地区防災計画</td><td>浜寺東校区地区防災計画</td></tr><tr><td>福泉上校区地区防災計画</td><td>浜寺石津校区地区防災計画</td></tr><tr><td>家原寺校区地区防災計画</td><td>上神谷校区地区防災計画</td></tr><tr><td>御池台校区地区防災計画</td><td>美木多校区地区防災計画</td></tr><tr><td>金岡校区防災カルテ</td><td>新金岡校区地区防災計画</td></tr><tr><td>百舌鳥校区地区防災計画</td><td>平尾校区地区防災計画</td></tr><tr><td>美原西校区地区防災計画</td><td>黒山校区地区防災計画</td></tr></table>	錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ	安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画	八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画	八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画	鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画	向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画	福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画	福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画	家原寺校区地区防災計画	上神谷 校区 地区防災計画	御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画	金岡校区防災カルテ	新金岡校区地区防災計画	百舌鳥校区地区防災計画	平尾校区地区防災計画	美原西校区地区防災計画	黒山校区地区防災計画	<u>(2) 防災関係機関との連携</u> <u>(3) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導</u> <u>(4) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導</u> <u>文化財防火デーでは、消防局及び各関係機関と連携し、定期的な防災設備の保守点検等の啓発に努める。</u> <u>また、災害発生時における応急対策として、指定文化財等の所有者又は管理者等は、被災状況を調査し、その結果を府に報告する。市は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府と協議のうえ所有者又は管理者等に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。</u> 第５ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発 【危機管理室、市民人権局】 災害時は、平時の社会課題が顕著になり、女性が置かれている状況がより厳しくなる傾向があるため、平時から女性の参画をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた減災・防災対策を推進する必要がある。 （略） 第２節 自主防災体制の整備 市及び防災関係機関は、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を<u>踏</u>まえ、その基礎となる地域コミュニティの活性化を推進し、地域における自主防災体制の整備を推進する。 （略） 第１ 地区防災計画の策定等 【危機管理室、区役所】 （略） 5 地域防災計画に定める地区防災計画 <table><tr><td>錦西校区地区防災計画</td><td>三宝校区地区防災計画カルテ</td></tr><tr><td>安井校区地区防災計画</td><td>深阪校区地区防災計画</td></tr><tr><td>八田荘校区地区防災計画</td><td>深井西校区地区防災計画</td></tr><tr><td>八田荘西校区地区防災計画</td><td>鳳校区地区防災計画</td></tr><tr><td>鳳南校区地区防災計画</td><td>上野芝校区地区防災計画</td></tr><tr><td>向丘校区地区防災計画</td><td>福泉校区地区防災計画</td></tr><tr><td>福泉東校区地区防災計画</td><td>浜寺東校区地区防災計画</td></tr><tr><td>福泉上校区地区防災計画</td><td>浜寺石津校区地区防災計画</td></tr><tr><td>家原寺校区地区防災計画</td><td>上神谷地区防災計画</td></tr><tr><td>御池台校区地区防災計画</td><td>美木多校区地区防災計画</td></tr><tr><td><u>高倉台地区防災計画</u></td><td>金岡校区<u>地区防災計画</u></td></tr><tr><td><u>新金岡校区地区防災計画</u></td><td>百舌鳥校区地区防災計画</td></tr><tr><td><u>五箇荘校区地区防災計画</u></td><td>平尾校区地区防災計画</td></tr></table>	錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ	安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画	八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画	八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画	鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画	向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画	福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画	福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画	家原寺校区地区防災計画	上神谷地区防災計画	御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画	<u>高倉台地区防災計画</u>	金岡校区 <u>地区防災計画</u>	<u>新金岡校区地区防災計画</u>	百舌鳥校区地区防災計画	<u>五箇荘校区地区防災計画</u>	平尾校区地区防災計画	令和４年度及び令和５年度に提出のあった計画を追加
錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ																																																					
安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画																																																					
八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画																																																					
八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画																																																					
鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画																																																					
向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画																																																					
福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画																																																					
福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画																																																					
家原寺校区地区防災計画	上神谷 校区 地区防災計画																																																					
御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画																																																					
金岡校区防災カルテ	新金岡校区地区防災計画																																																					
百舌鳥校区地区防災計画	平尾校区地区防災計画																																																					
美原西校区地区防災計画	黒山校区地区防災計画																																																					
錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ																																																					
安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画																																																					
八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画																																																					
八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画																																																					
鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画																																																					
向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画																																																					
福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画																																																					
福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画																																																					
家原寺校区地区防災計画	上神谷地区防災計画																																																					
御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画																																																					
<u>高倉台地区防災計画</u>	金岡校区 <u>地区防災計画</u>																																																					
<u>新金岡校区地区防災計画</u>	百舌鳥校区地区防災計画																																																					
<u>五箇荘校区地区防災計画</u>	平尾校区地区防災計画																																																					

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））		今回修正		修正理由（微細な文言修正は省略）
八上校区地区防災計画 第２ 自主防災組織の活動支援 【危機管理室、市民人権局、区役所】 地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図り、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、男女共同参画の視点を取り入れた活動が出来るように女性の参画を促進する。 また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促し、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図るものとする。 １ 活動内容 （１）平常時の活動 （略） ２ 支援方法 （略） （６）自主防災ガイドブックの活用 第３ 事業所による自主防災体制の整備 【産業振興局】 事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握し、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。 市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。 市は、事業者が被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要があるため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう促進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の促進を図る。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。 また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の		美原西校区地区防災計画 八上校区地区防災計画 黒山校区地区防災計画 第２ 自主防災組織の活動支援 【危機管理室、市民人権局、区役所】 地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図り、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、男女共同参画の視点を取り入れた活動ができるように女性の参画を促進する。 また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成や訓練の実施を促し、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図るものとする。 １ 自主防災組織の主な活動内容 （１）平時の活動 （略） ２ 支援方法 （略） （６）<u>地域防災力向上マニュアル等</u>の活用 第３ 事業所による自主防災体制の整備 【産業振興局、大阪府】 事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>重要業務をどのように継続させるかについて事前に定める事業継続計画（BCP）の策定・運用や、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等を中心とした事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、自らの自然災害リスクを把握し、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u> <u>市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、広報紙や消防局による査察、研修会等を通じて自主防災体制の整備について指導、助言及び啓発を行う。</u> 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。 また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。併せて豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講		より内容に適したマニュアルに修正
				文章の繋がりが分かりにくかったため、大阪府地域防災計画の記載を参考に文章を整理

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。併せて豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 なお、市は商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に取り組む。 市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援し、事業者の防災力向上を促進する。 （略） １ 指導、助言又は啓発の内容 （１）平常時の活動 （略） 第３節 都市の防災機能の強化 市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間を整備し、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などを実施する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。 府及び市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。 また、まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけ、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。 （略） 第１ 防災空間の整備 【建築都市局、建設局】 （略） １ 都市公園等の整備	ずるよう努める。 さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 なお、市は商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に取り組む。 市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援し、事業者の防災力向上を促進する。 （略） １ 指導、助言又は啓発の内容 （１）平時の活動 （略） 第３節 都市の防災機能の強化 市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間を整備し、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などを実施する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。 <u>市及び府</u>は、それぞれの<u>地域</u>の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強い<u>都市</u>の形成を図る。 また、<u>都市形成</u>・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけ、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、<u>都市整備</u>における安全性の確保を促進するよう努める。 （略） 第１ 防災空間の整備 【建築都市局、建設局】 （略） １ 都市公園等の整備	文言修正

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たし、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画（平成30年３月改定）」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（国土交通省（旧：建設省）都市局公園緑地課、国土交通省（旧：建設省）土木研究所環境部監修（当時））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。 （１）都市公園の現況 令和3年３月３１日現在、１、１８8か所、709.28haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、８．55-㎡である。 （２）都市公園等の整備目標 地域的なバランスに配慮しながら、都市公園等の面積を1,000ha以上とすることを目標に整備を促進する。 （略） （６）帰宅行動支援に資する都市公園の整備 帰宅困難者が発生すると想定されるターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な受入れ、災害用トイレの提供など帰宅行動支援に資する都市公園を整備する。 （略） ５ 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化 「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センターの防災拠点化を推進する。 第２ 災害に強い市街地の形成 【建築都市局】 市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、密集住宅市街地整備促進事業など各種整備手法を活用した市街地の整備を進め、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）や宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づく区域指定によって開発建築行為の規制・誘導を図り、堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地を形成していく。 １ 市街地の整備 市街地を総合的に整備するには、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）などの各種事業手法があり、これら面的整備手法を活用し良好な市街地の形成をすすめ、都市の防災性の向上を図る。 特に、地震時等に著しく危険な密集市街地（住生活基本計画（全国計画））を含む	都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たし、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強い都市を支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画（<u>令和５</u>年３月改定）」に基づく体系的な整備や拡大を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（<u>改訂第２版</u>）」（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。 （１）都市公園の現況 令和5年３月３１日現在、１、<u>192</u>か所、<u>712.46</u>haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、８．<u>76</u>㎡である。 （２）都市公園等の整備目標 地域的なバランスに配慮しながら、<u>市民一人あたりの</u>都市公園の面積を <u>10 ㎡</u>以上とすることを目標に整備を促進する。 （略） （６）帰宅困難者支援に資する都市公園の整備 帰宅困難者が発生すると想定されるターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な受入れ、災害用トイレの提供など帰宅困難者支援に資する都市公園を整備する。 （略） ５ 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化 「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センター内の災害対策センターを防災拠点<u>として活用できるよう</u>推進する。 第２ 災害に強い市街地の形成 【建築都市局】 市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、密集住宅市街地整備促進事業など各種整備手法を活用した市街地の整備を進め、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）や宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づく区域指定によって開発建築行為の規制・誘導を図り、堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地を形成していく。 １ 市街地の整備 市街地を総合的に整備するには、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）などの各種事業手法があり、これら面的整備手法を活用し良好な市街地の形成を<u>進め</u>、都市の防災性の向上を図る。 特に、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）<u>を実施している新湊地区</u>	時点・文言修正 時点修正 文言の統一 現状の体制に合わせた修正 法律の名称変更に伴い修正 危険な密集市街地の解消が完了したことに伴い削除

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
新湊地区においては、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、不足する公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化促進などの諸施策を総合的に実施することにより、住環境の改善と防災性の向上を図る。また、都市再生緊急整備地域「堺東駅西地域」においては、堺市の玄関口に相応しい複合市街地の形成を図るため、官公庁舎の建替えにあわせ、防災性の向上に資する市民交流広場を整備し、老朽化したジョルノビルを建替え、市街地の防災性の向上を図ることを目的とする堺東駅南地区第一種市街地再開発事業を促進する。 ２ 地域指定による規制・誘導等 （略） （３）宅地造成等規制法に基づく規制等 宅地造成工事又は既成宅地における、がけ崩れ又は土砂の流出を事前に防止するため、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域として、昭和 39 年 7 月に市内の丘陵地の一部約 3, 596ha を指定した。同法及び都市計画法による開発許可制度により宅地造成等に伴うがけ崩れなどの建築物の被災を防止するため、造成計画、構造及び施工について指導を進める。 また、がけ地等の災害危険箇所について定期的なパトロールを実施し、土地所有者及び使用者等に対して、その防護等について指導助言し、徹底した安全管理を求めているように努める。 （略） ４ 空き家等の対策 市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。 （略） 第４節 火災・延焼予防対策の推進 （略） 第１ 市街地の火災予防 【消防局】 （略） ２ 火災予防査察の充実 消防法第 4 条及び第 16 条の 5 に基づき、立入り（査察）等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握に<u>つと</u>め、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。 （略）	においては、不足する公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化促進などの諸施策を総合的に実施することにより、住環境の改善と防災性の向上を図る。 ２ 地域指定による規制・誘導等 （略） （３）宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制等 宅地造成工事又は既成宅地における、がけ崩れ又は土砂の流出を事前に防止するため、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域として、昭和 39 年 7 月に市内の丘陵地の一部約 3, 596ha を指定した。宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）及び都市計画法による開発許可制度により宅地造成等に伴うがけ崩れなどの建築物の被災を防止するため、造成計画、構造及び施工について指導を進める。 また、造成によるがけ地等の災害危険箇所について定期的なパトロールを実施し、土地所有者及び使用者等に対して、その防護等について指導助言し、徹底した安全管理を求めているように努める。 （略） ４ 空き家等の対策 市は、<u>空き家等の管理不全対策として、平時よりセミナーの開催や専門家相談の機会を設け管理適正化を推進する。</u>また、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。 （略） 第４節 火災・延焼予防対策の推進 （略） 第１ 市街地の火災予防 【消防局】 （略） ２ 火災予防査察の充実 消防法第 4 条及び第 16 条の 5 に基づき、立入り（査察）等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握に<u>努</u>め、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。 （略）	法律の名称変更に伴い修正 現状の取組状況と整合した内容に修正

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第５節 消火・救助・救急体制の整備 （略） 第１ 消防力の強化 【消防局】 （略） ３ 消防活動体制の整備 （略） （３）消防職員の速やかな動員 震災時には、地震災害消防活動計画に基づき、堺市及び高石市内で震度４を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度５弱が観測されたときは全職員が各所属に参集するものとする。 （略） （８）消防活動資機材等の備蓄と調達 平成１１年に施行した地震災害時用備蓄基準に基づき、地震災害時の消火、救助、救急活動を効率的に遂行するために必要な資機材等について、現有数の不足している資機材等の備蓄を推進する。 また、地震災害をはじめとした大規模災害時の消防活動資機材等の調達のため、平成８年に和歌山市消防局、姫路市消防局、徳島市消防局と堺市消防局の４市間で締結する消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定に基づき、陸路または海路により必要資機材を調達する。 （略） （新設） （略） 第６節 災害時医療体制の整備 （略） 第４ 後方医療体制の整備 【健康福祉局】 地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図り、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備につとめ、後方医療体制を充実する。 （略）	第５節 消火・救助・救急体制の整備 （略） 第１ 消防力の強化 【消防局】 （略） ３ 消防活動体制の整備 （略） （３）消防職員の速やかな動員 震災時には、地震災害消防活動計画に基づき、堺市、高石市及び大阪狭山市内で震度４以上を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度５弱以上が観測されたときは全職員が参集指定場所に参集するものとする。 （略） （８）消防活動資機材等の備蓄と調達 平成１１年に施行した地震災害時用備蓄基準に基づき、地震災害時の消火、救助、救急活動を効率的に遂行するために必要な資機材等について、現有数の不足している資機材等の備蓄を推進する。 （略） <u>（１５）連携体制の整備</u> <u>府、市、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。</u> （略） 第６節 災害時医療体制の整備 （略） 第４ 後方医療体制の整備 【健康福祉局】 地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図り、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備に努め、後方医療体制を充実する。 （略）	大阪狭山市からの消防事務委託により消防局の管轄地域が拡大しているため追加 大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
2 市町村災害医療センター 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 （略） 第7 個別疾病対策 【健康福祉局】 市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体制の整備をする。併せて、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）についても府、大阪市及び関係機関と連携の上、体制を整備する。 （略） 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備 （略） 第1 避難場所、避難路の指定 【危機管理室】 （略） 2 津波避難ビルの指定 津波影響範囲において、内閣府の津波避難ビルガイドラインが目安として示す3階以上で鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋鉄骨コンクリート造の新耐震基準を満たしている建物を原則として指定する。 （略） 3 火災時の避難場所及び避難路の指定 （1）避難場所 ア 広域避難地 （略） ② 延焼火災に対し有効な遮断が出来る概ね10ha以上の空地 （略） 4 その他の避難場所及び避難路の指定 津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。 避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。	2 市町村災害医療センター 独立行政法人労働者健康安全機構__大阪労災病院 （略） 第7 個別疾病対策 【健康福祉局】 市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体制をを整備する。併せて府は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）についても政令市及び関係機関と連携の上、体制を整備する。 （略） 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備 （略） 第1 避難場所、避難路の指定 【危機管理室】 （略） 2 津波避難ビルの指定 津波影響範囲において、内閣府の津波避難ビルガイドラインが目安として示す3階以上で鉄筋コンクリート造若しくは鉄筋鉄骨コンクリート造の新耐震基準を満たしている建物を原則として指定する。 （略） 3 火災時の避難場所及び避難路の指定 （1）避難場所 ア 広域避難地 （略） ② 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地 （略） 4 その他の避難場所及び避難路の指定 津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。 避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。併せて府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。	大阪府地域防災計画の記述と整合（DPATの体制整備は府の責務となった）

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第２ 広域避難地、避難路等の安全性の向上 【危機管理室、建築都市局、建設局】 １ 広域避難地等 （１）防災行政無線（同報系）屋外スピーカーの増設など避難住民への情報伝達手段の整備 （２）広域避難地内市有建築物の耐震化の促進 （３）周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進 （４）複数の進入口の整備 （略） 第３ 指定避難所の指定、整備 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。 避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、それらが不足した場合、府と連携し、ホテル・旅館等を含め可能な限り多くの避難所の開設に努め、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。 さらに、平常時から、指定避難所の場所、受入入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 （略） １ 指定避難所 市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。 令和３年４月現在、風水害時は１０８か所、地震災害時は１６１か所の指定避難所を開設する。 災害時の避難者受入可能人数は、地震災害時の指定避難所で約１５８，０００人である。一方で、被害想定に基づく避難所生活者は、約１３９，０００人と予測され、全数としては市の受入能力の範囲内ではあるが、地域により、避難所が不足する事態が想定される。 （略） ２ 指定避難所の指定 （略） （１）市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配	（略） 第２ 広域避難地、避難路等の安全性の向上 【危機管理室、建築都市局、建設局】 １ 広域避難地等 （削除） （１）広域避難地内市有建築物の耐震化の促進 （２）周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進 （３）複数の進入口の整備 （略） 第３ 指定避難所の指定、整備 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。 避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、それらが不足した場合、府と連携し、ホテル・旅館等を含め可能な限り多くの避難所の開設に努め、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。 さらに、平時から、指定避難所の場所、受入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 （略） １ 指定避難所 市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。 令和５年４月現在、風水害時は１０８か所、地震災害時は１６２か所の指定避難所を開設する。 災害時の避難者受入可能人数は、地震災害時の指定避難所で約１６４，０００人である。一方で、被害想定に基づく避難所生活者は、約１３９，０００人と予測され、全数としては市の受入能力の範囲内ではあるが、地域により、避難所が不足する事態が想定される。 （略） ２ 指定避難所の指定 （略） （１）市は、学校や文化・スポーツ施設等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する	スピーカー増設事業完了に伴い削除 時点修正 公民館は指定避難所としていないことから削除

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 （略） (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。 （略） ３ 要配慮者に配慮した施設整備等 人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。 (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や堺市福祉まちづくり環境整備要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。 （略） ４ 指定避難所の管理運営体制の整備 （略） (2) 市（災害対策本部等）と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線又は職員招集システムにより行う。	安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 （略） (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。<u>また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u> (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平時から、保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。 （略） ３ 要配慮者に配慮した施設整備等 人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。 (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、障害者等が落ち着ける環境を工夫すること、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。 （略） ４ 指定避難所の管理運営体制の整備 （略） (2) 市（災害対策本部等）と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話、<u>IP無線</u>、防災行政無線又は職員招集システムにより行う。	防災基本計画、大阪府地域防災計画の修正内容を反映 バリアフリー化については、市町村のみならず民間を含む施設管理者が主体となって行う必要があるため主語を削除 条例の改正に伴い、本市の要綱は廃止となったため削除 職員間の連絡手段として IP 無線を導入したため追記

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ５ 避難所生活長期化に対応する環境整備 （略） （２）し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。 （略） 第３章 防災体制の整備 第１節 総合的防災体制の整備 （略） 第１ 中枢組織体制の整備 【危機管理室】 １ 市の組織体制の整備 （略） （２）堺市防災対策推進本部 （略） 本部員 上下水道局長、市長公室長、政策調整監、市政改革監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、議会事務局長 幹事長 危機管理室長 幹事 秘書課参事（危機管理担当）、危機管理課長、防災課長、ICTイノベーション推進室参事（危機管理担当）、泉北ニューデザイン推進室参事（危機管理担当）、総務課参事（危機管理担当）、資金課参事（危機管理担当）、市民人権総務課参事（危機管理担当）、観光企画課参事（危機管理担当）、環境政策課参事（危機管理担当）、健康福祉総務課参事（危機管理担当）、子ども企画課参事（危機管理担当）、産業政策課参事（危機管理担当）、都市政策課参事（危機管理担当）、建設総務課参事（危機管理担当）、堺区役所部理事（危機管理担当）、中区役所部理事（危機管理担当）、東区役所部理事（危機管理担当）、西区役所部理事（危機管理担当）、南区役所部理事（危機管理担当）、北区役所部理事（危機管理担当）、美原区役所部理事（危機管理担当）、警防課長、出納課長、経営企画室危機管理・広報広聴担当課長、教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）、選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）、監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）、農業委員会事務局参事（危機管理担当）、人事委員会事務局参事（危機管理担当）、議会事務局総務課長	（略） ５ 避難所生活長期化に対応する環境整備 （略） （２）し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。 （略） 第３章 防災体制の整備 第１節 総合的防災体制の整備 （略） 第１ 中枢組織体制の整備 【危機管理室】 １ 市の組織体制の整備 （略） （２）堺市防災対策推進本部 （略） 本部員 上下水道局長、市長公室長、政策調整監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、<u>ダイバーシティ推進監</u>、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、<u>保健医療担当局長</u>、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、議会事務局長 幹事長 危機管理室長 幹事 秘書課参事（危機管理担当）、危機管理課長、防災課長、ICTイノベーション推進室参事（危機管理担当）、泉北ニューデザイン推進室参事（危機管理担当）、総務課参事（危機管理担当）、資金課参事（危機管理担当）、<u>区政推進</u>課参事（危機管理担当）、観光企画課参事（危機管理担当）、環境政策課参事（危機管理担当）、健康福祉総務課参事（危機管理担当）、子ども企画課参事（危機管理担当）、産業<u>企画</u>課参事（危機管理担当）、<u>建築都市総務</u>課参事（危機管理担当）、建設総務課参事（危機管理担当）、堺区役所部理事（危機管理担当）、中区役所部理事（危機管理担当）、東区役所部理事（危機管理担当）、西区役所部理事（危機管理担当）、南区役所部理事（危機管理担当）、北区役所部理事（危機管理担当）、美原区役所部理事（危機管理担当）、警防課長、出納課長、経営企画室危機管理・広報広聴担当課長、教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）、選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）、監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）、農業委員会事務局参事（危機管理担当）、人事委員会事務局参事（危機管理担当）、議会事務局総務課長	組織改正を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） （３）堺市災害対策本部 （略） （新設） ④ 市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき。 ⑤ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断したとき。 ⑥ その他市長が必要と認めたとき。 本部長 市長 副本部長 副市長、危機管理監 本部員 教育長、上下水道局長、市長公室長、市政改革監、ICT イノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、議会事務局長 ※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。事務局員、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センターの職員、(6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等 （４）区災害対策本部 （略） 区本部長 区長 同副本部長 副区長、保健福祉総合センター所長 同本部員 区政企画室長（南区役所に限る。）、学校連携支援担当課長（北区役所に限る。）、自治推進課長、市民課長、保険年金課長、生活援護課長（堺区役所は、生活援護第一課長、生活援護第二課長）、地域福祉課長、子育て支援課長、保健センター所長 同事務局員 企画総務課（南区は総務課）職員等 （略） （６）危機管理センター 市は、市として総合的な対応が必要であるが対策本部の設置基準には該当しない場合に、危機管理センターを設置し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報などの初動対応を行い、市長の今後の方針決定を補佐する。危機管理センター	（略） （３）堺市災害対策本部 （略） ④ <u>陸上での最大風速が秒速 30 メートル以上の台風が、本市の区域に上陸又は最接近することが見込まれるとき。</u> ⑤ 市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき。 ⑥ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断したとき。 ⑦ その他市長が必要と認めたとき。 本部長 市長 副本部長 副市長、危機管理監 本部員 教育長、上下水道局長、<u>技監、交通政策監、</u>市長公室長、市政改革監、ICT イノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、<u>ダイバーシティ推進監、</u>文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、<u>保健医療担当局長、</u>子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、議会事務局長 ※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。事務局員、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センター<u>指定管理者</u>の職員、(6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等 （４）区災害対策本部 （略） 区本部長 区長 同副本部長 副区長、保健福祉総合センター所長 同本部員 <u>区役所内各課長等</u> 同事務局員 <u>各区において設定</u> （略） （６）危機管理センター 市は、市として総合的な対応が必要であるが対策本部の設置基準には該当しない場合に、危機管理センターを設置し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報などの初動対応を行い、市長の今後の方針決定を補佐する。危機管理センター	災害対策本部要綱の改正内容を反映 組織改正を反映 所属名や担当課が区役所により異なることから記載を簡潔化

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																																																												
は、危機管理監をセンター長に、また、危機管理室長及びセンター長が危機事象の内容、規模等に応じて指名する者を副センター長に充て、危機管理室、各局危機管理担当職員などあらかじめ指名した者で構成し、センター班員は、センター長の指示により速やかに危機管理センターに参集する。 （略） ２ 市の動員体制の整備 （略） （１）職員の配備基準 （略） 地震、風水害などの自然災害時及び事故等の配置・動員の基準 ≪地震・津波≫ <table><tr><th colspan="2">体 制</th><th>条 件</th><th>人 員</th></tr><tr><td rowspan="3">危機管理センター</td><td>地震１号配備</td><td>大阪府に津波注意報が発表されたとき</td><td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>地震２号配備</td><td>堺市域で震度４を観測したとき</td></tr><tr><td>地震３号配備</td><td>堺市域で震度５弱又は５強を観測したとき</td><td rowspan="3">応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td></td><td>災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき</td></tr><tr><td></td><td>南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒）※１又は（巨大地震注意）※２が発表されたとき</td></tr><tr><td rowspan="5">災害対策本部</td><td rowspan="2">地震対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td rowspan="3">総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>大阪府に津波警報が発表されたとき</td></tr><tr><td rowspan="3">全員配備</td><td>堺市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（震度６弱以上））が発表されたとき</td><td rowspan="3">○市職員全員</td></tr><tr><td>堺市域で震度６弱以上を観測したとき</td></tr><tr><td>市域全域にわたる被害・又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</td></tr></table> ※１ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生」した場合に気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する警戒を呼び掛ける情報	体 制		条 件	人 員	危機管理センター	地震１号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	地震２号配備	堺市域で震度４を観測したとき	地震３号配備	堺市域で震度５弱又は５強を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備		災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき		南海トラフ地震 に関する 情報（巨大地震警戒）※ １ 又は（巨大地震注意） ※ ２ が発表されたとき	災害対策本部	地震対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	大阪府に津波警報が発表されたとき	全員配備	堺市域で特別警報（大津波警報 ・緊急地震速報（震度６弱以上） ）が発表されたとき	○市職員全員	堺市域で震度６弱以上を観測したとき	市域全域にわたる被害 ・ 又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	は、危機管理監をセンター長に、また、危機管理室長及びセンター長が危機事象の内容、規模等に応じて指名する者を副センター長に充て、危機管理室、各局危機管理担当職員などあらかじめ指名した者で構成し、センター員は、センター長の指示により速やかに危機管理センター設置場所に参集する。 （略） ２ 市の動員体制の整備 （略） （１）職員の配備基準 （略） 地震、風水害などの自然災害時及び事故等の配置・動員の基準 ≪地震≫ <table><tr><th colspan="2">体 制</th><th>条 件</th><th>人 員</th></tr><tr><td rowspan="3">危機管理センター</td><td>地震１号配備</td><td>大阪府に津波注意報が発表されたとき</td><td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td></td><td><u>「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）※1が発表されたとき</u></td></tr><tr><td>地震２号配備</td><td>堺市域で震度４を観測したとき</td><td rowspan="3">応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>地震３号配備</td><td>堺市域で震度５弱又は５強を観測したとき</td></tr><tr><td></td><td>災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき</td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）※2が発表されたとき</u></td><td></td></tr><tr><td rowspan="7">災害対策本部</td><td rowspan="4">地震対策配備</td><td>大阪府に津波警報が発表されたとき</td><td rowspan="4">総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td><u>大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき</u></td></tr><tr><td><u>堺市域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき</u></td></tr><tr><td><u>その他市長が必要と認めたとき</u></td></tr><tr><td rowspan="3">全員配備</td><td>堺市域で特別警報（大津波警報・震度６弱以上<u>または長周期地震動階級４の緊急地震速報</u>）が発表されたとき</td><td rowspan="3">○市職員全員 <u>○センター員全員</u></td></tr><tr><td>堺市域で震度６弱以上を観測したとき</td></tr><tr><td><u>堺市域全域にわたる被害又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</u></td></tr></table> ※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：<u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km</u>	体 制		条 件	人 員	危機管理センター	地震１号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備		<u>「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）※1が発表されたとき</u>	地震２号配備	堺市域で震度４を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備	地震３号配備	堺市域で震度５弱又は５強を観測したとき		災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき			<u>「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）※2が発表されたとき</u>		災害対策本部	地震対策配備	大阪府に津波警報が発表されたとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	<u>大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき</u>	<u>堺市域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき</u>	<u>その他市長が必要と認めたとき</u>	全員配備	堺市域で特別警報（大津波警報 ・ 震度６弱以上 <u>または長周期地震動階級４の緊急地震速報</u> ）が発表されたとき	○市職員全員 <u>○センター員全員</u>	堺市域で震度６弱以上を観測したとき	<u>堺市域全域にわたる被害又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</u>	現行の参集体制及び気象庁の発表基準に修正
体 制		条 件	人 員																																																											
危機管理センター	地震１号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																																											
	地震２号配備	堺市域で震度４を観測したとき																																																												
	地震３号配備	堺市域で震度５弱又は５強を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備																																																											
	災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき																																																													
	南海トラフ地震 に関する 情報（巨大地震警戒）※ １ 又は（巨大地震注意） ※ ２ が発表されたとき																																																													
災害対策本部	地震対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																																											
		大阪府に津波警報が発表されたとき																																																												
	全員配備	堺市域で特別警報（大津波警報 ・緊急地震速報（震度６弱以上） ）が発表されたとき		○市職員全員																																																										
		堺市域で震度６弱以上を観測したとき																																																												
		市域全域にわたる被害 ・ 又は特に甚大な局地的災害が発生したとき																																																												
体 制		条 件	人 員																																																											
危機管理センター	地震１号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																																											
		<u>「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）※1が発表されたとき</u>																																																												
	地震２号配備	堺市域で震度４を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備																																																											
地震３号配備	堺市域で震度５弱又は５強を観測したとき																																																													
	災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき																																																													
		<u>「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）※2が発表されたとき</u>																																																												
災害対策本部	地震対策配備	大阪府に津波警報が発表されたとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																																											
		<u>大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき</u>																																																												
		<u>堺市域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき</u>																																																												
		<u>その他市長が必要と認めたとき</u>																																																												
	全員配備	堺市域で特別警報（大津波警報 ・ 震度６弱以上 <u>または長周期地震動階級４の緊急地震速報</u> ）が発表されたとき	○市職員全員 <u>○センター員全員</u>																																																											
		堺市域で震度６弱以上を観測したとき																																																												
		<u>堺市域全域にわたる被害又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</u>																																																												

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）	
※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 注意 ）： 「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生」、「南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側（外洋側）50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生」した場合などに気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する注意を呼び掛ける情報				<u>程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に気象庁が発表する情報</u> ※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒 ）： <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合に気象庁が発表する情報</u>				現行の参集体制及び気象庁の発表基準に修正	
《風水害・土砂災害》				《風水害・土砂災害》					
危機管理センター	風水害１号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	危機管理センター	風水害１号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備		
		情報収集及び災害警戒が必要なとき				情報収集及び災害警戒が必要なとき			
	風水害２号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備		風水害２号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備		
		堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき				堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報・ <u>高潮注意報または高潮警報</u> が発表されたとき			
	風水害３号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備		風水害３号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備		
		災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき				災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき			
災害対策本部	風水害対策配備	市域に特別警報が発表されたとき		災害対策本部	風水害対策配備	<u>堺市域で特別警報（風水害に関するもの）</u> が発表されたとき	<u>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</u>		
		陸上での最大風速が秒速 30メートル以上の台風が 府 域に上陸又は最接近することが見込まれるとき（大阪府災害モード宣言）				陸上での最大風速が秒速 30メートル以上の台風が 堺市 域に上陸又は最接近することが見込まれるとき（大阪府災害モード宣言）			
		市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき				<u>大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき</u>			
		その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき				<u>堺市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき</u>			
		その他市長が必要と認めたとき				その他市長が必要と認めたとき			
	全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員		全員配備	堺市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員 <u>○センター員全員</u>		
※ + センター長は、災害の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。				※ センター長は、災害の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。					
《事故等》				《事故等》 <u>（海上事故、航空、鉄軌道、危険物等、高層建築物・市街地、放射線災害、林野火災等）</u>					
体 制		条 件	人 員	体 制		条 件	人 員		

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）
危機管理センター	事故１号 配備	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	危機管理センター	事故 警戒 <u>配備</u> １号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	現行の参集体制及び気象庁の発表基準に修正
	事故２号 配備	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	災害の発生が相当程度に予想される場合にその対策又は、すでに発生している局地的な災害への対応 に必要な人員を配備		事故 警戒 <u>配備</u> ２号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動 に必要な人員を配備	
災害対策本部	事故対策 配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備 〇センター員全員	災害対策本部	事故対策 配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	
				<u>※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。</u>				
(略)				(略)				
3 平時から職員が講じておくべき対策				3 平時から職員が講じておくべき対策				
(1) 災害時における役割の把握				(1) 災害時における役割の把握				
職員は、 各所属で作成する防災行動 マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し必要な対策を平時から講じておくものとする。				職員は、 <u>想定される事象別に各部局で整備した個別危機管理</u> マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し必要な対策を平時から講じておくものとする。				別に定める「危機管理ガイドライン」の記載と整合
(略)				(略)				
(新設)				4 <u>男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備</u>				防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映
				<u>市及び府は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築し、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。</u>				
4 防災関係機関の体制整備				5 防災関係機関の体制整備				
(略)				(略)				
5 外部の専門家等の活用				6 外部の専門家等の活用				
市は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図り、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平 常 時から構築することに努めるものとする。				市は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図り、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。				
(略)				(略)				
(新設)				7 <u>防災関係機関の連携</u>				大阪府地域防災計画の修正内容を反映
				<u>防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）</u>				

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第２ 防災中枢機能等の確保、充実 【危機管理室、総務局、区役所】 （略） １ 防災中枢施設等の整備 市は、防災中枢機能を強化するため、本庁、各区役所、指定避難所及び防災関係機関が有機的かつ合理的に結ばれた総合危機管理情報システム（案内表示板や屋外放送施設等をその一部に含む）の整備を図る。 （略） ２ 災害対策本部等の機能確保 （略） （３）電源・機材の確保体制の点検・整備 防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保し、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。 （略） 第３ 防災拠点の整備 【危機管理室、消防局、上下水道局】 （略） １ 防災センターの整備 次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。 【機能】 （１）市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能 （２）災害用資器材等の備蓄 （３）物資備蓄・配送拠点 （４）災害対策本部の代替機能 （５）災害時用臨時ヘリポート （６）消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点 （７）消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設 また、臨海部においては、堺２区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化を目指すことから「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを中心に防災拠点化を推進する。	<u>を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ必要に応じて同計画の見直しを行い、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u> 第２ 防災中枢機能等の確保、充実 【危機管理室、総務局、区役所】 （略） １ 防災中枢施設等の整備 市は、防災中枢機能を強化し、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、本庁、各区役所、指定避難所等の活動拠点及び備蓄拠点の計画的な整備を図る。 （略） ２ 災害対策本部等の機能確保 （略） （３）電源・機材の確保体制の点検・整備 防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期（最低３日間）の停電に対応できる再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。 （略） 第３ 防災拠点の整備 【危機管理室、消防局、上下水道局】 （略） １ 防災センターの整備 次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。 【機能】 （１）市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能 （２）災害用資器材等の備蓄 （３）物資備蓄・配送拠点 （４）災害対策本部の代替機能 （５）災害時用臨時ヘリポート （６）消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点 （７）消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設 また、臨海部においては、堺２区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化を図るために、「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを防災拠点として活用できるよう推進する。	抽象的表現であったため具体的かつ簡潔な内容に変更 防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ４ 指定避難所備蓄倉庫の整備 市は、指定避難所である市立小学校等に、避難者への迅速な対策を実施するために必要な、次の機能を有するコンテナ型備蓄倉庫を整備し、分散備蓄を推進する。 また、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。 【機能】 (1) 指定避難所セット（毛布、シーツ、枕、マット等） (2) 救助用資器材セット（スコップ、ツルハシ、ハンマー、バール等） (3) ラジオ等の情報受信手段 (4) 新型コロナウイルス感染症対策物品（消毒液、マスク、非接触型体温計、段ボールベッド、パーテーション等） （略） 第５ 応援体制の整備 【危機管理室】 （略） ５ ボランティアとの連携強化 ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、社会福協議会等と協力し、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。 ６ 自治体等からの受援計画の整備 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 （略） ７ 基幹的広域防災拠点と連携した防災体制の構築 京阪神都市圏における直下型地震や東南海・南海地震等の大規模災害時に、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、堺２区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図る。 （略） 第９ 防災教育 【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】 １ 市民に対する防災教育 (1) 市民等に対する教育、啓発の実施 市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うも	（略） ４ 指定避難所備蓄倉庫の整備 市は、指定避難所である市立小学校等に、避難者への迅速な対策を実施するために必要な、次の機能を有する備蓄倉庫を整備し、分散備蓄を推進する。 また、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。 【機能】 (1) <u>生活環境の確保</u>（毛布、<u>ベッド、パーテーション</u>等） (2) <u>衛生環境の確保（感染症対策資器材※、トイレ断水対策品等）</u> (3) <u>救助手段の確保（破壊器具、担架等）</u> (4) <u>通信・情報収集手段の確保（電話機、ラジオ等）</u> <u>※マスク、消毒液、非接触型体温計等</u> （略） 第５ 応援体制の整備 【危機管理室】 （略） ５ ボランティアとの連携強化 ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、社会福協議会等と協力し、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。 ６ 自治体等からの受援計画の整備 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 （略） ７ 基幹的広域防災拠点と連携した防災体制の構築 京阪神都市圏における直下型地震や<u>南海トラフ</u>地震等の大規模災害時に、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、堺２区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図る。 （略） 第９ 防災教育 【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】 １ 市民に対する防災教育 (1) 市民等に対する教育、啓発の実施 市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うも	「機能」という文言と「～セット」という内容が合致していなかったことから文言修正と併せて現状の避難所備蓄品に合った内容に修正 大阪府地域防災計画の記載と整合

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
のとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、男女共同参画の視点を取り入れ、域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な教育、啓発を行うものとする。 （略） 第 10 防災に関する調査研究の推進 【危機管理室】 市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。 第 11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備 【危機管理室】 市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。 第 12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 【危機管理室】 （略） 第 2 節 情報収集伝達体制の整備 市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。 第 1 災害情報収集伝達システムの整備 【危機管理室】 （略） 1 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善 災害時における被害の発生状況を的確に把握し、その後の応急対策を即時かつ効率的に実施可能にするため、観測情報や被害情報の収集伝達を中心的な機能とする 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善を図る。 （略） （4）情報提供の多国籍語化 （略） （1）インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）	のとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、男女共同参画の視点を取り入れ、<u>地</u>域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な<u>防災</u>教育、啓発を行うものとする。 （略） 第 10 防災に関する調査研究の推進 【危機管理室】 市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。<u>さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</u> 第 11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備 【危機管理室】 市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。 第 12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 【危機管理室、各局、区役所】 （略） 第 2 節 情報収集伝達体制の整備 市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。 第 1 災害情報収集伝達システムの整備 【危機管理室】 （略） 1 防災<u>関連</u>システムの改善 災害時における被害の発生状況を的確に把握し、その後の応急対策を即時かつ効率的に実施可能にするため、観測情報や被害情報の収集伝達<u>の機能</u><u>を有</u>する防災<u>関連</u>システムの改善を図る。 （略） （4）情報提供の多<u>言語</u>化 （略） （1）インターネットを利用した<u>確実な</u>防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）	防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映 デマや誤情報の拡散防止を強調する意図で追記

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ２ 無線通信施設の整備 （略） （１）堺市 ア 防災行政無線（同報系及び移動系）デジタル化の整備充実 （略） （４）指定公共機関 （略） イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実 （略） 第２ 情報収集伝達体制の強化 【危機管理室】 市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、関西生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。 また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図り、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。 （略） １ 部局間の連携 被害情報を迅速かつ適切に把握するため、危機管理統合情報システム（防災情報システム）防災関係職員を中心に部局間の連携体制の確立を図る。 （略） 第３ 災害広報体制の整備 【市長公室、危機管理室】 市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。	（略） ２ 無線通信施設の整備 （略） （１）堺市 ア 防災行政無線（同報系）の整備充実 （略） （４）指定公共機関 （略） イ 大阪ガス株式会社<u>及び大阪ガスネットワーク株式会社</u>無線の整備充実 （略） 第２ 情報収集伝達体制の強化 【危機管理室】 市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネットの<u>ポータルサイト</u>や<u>防災情報</u>メール、<u>SNS</u>、緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。 また、聴覚障害者へ<u>ファクシミリ</u>により情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図り、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。 （略） １ 部局間の連携 被害情報を迅速かつ適切に把握するため、防災関係職員を中心に部局間の連携体制の確立を図る。 （略） 第３ 災害広報体制の整備 【市長公室、危機管理室】 市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 <u>さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手</u>	現状活用している伝達手段に修正 防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
１ 災害広報・広聴責任者の選任 災害時の情報の一元化を図るため、広報課長及び市政情報課長もしくはこれの指名する職員があらかじめ災害広報・広聴責任者に選任される。なお、災害広報・広聴責任者は次の業務を行う。 （略） 第４ 迅速な住民の安否確認の体制整備 【危機管理室】 １ 住民の安否確認システム構築 災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を図ることとし、危機管理統合システムと連携した整備を行う。 第５ 観測体制の整備 【危機管理室】 （略） ２ テレメータシステムの活用 風水害等の自然災害を防ぐため、総合防災情報システムの機能である防災テレメータや、大阪府防災テレメータ及び大阪府ため池防災テレメータ（簡易防災テレメータを含む）からの情報を活用して市内各所の雨量、河川・ため池の水位等を常時観測する体制を整備し、インターネット等を活用し広く市民への情報配信に努める。 （略） 第３節 緊急輸送体制の整備 （略） 第１ 陸上輸送体制の整備 【建設局、危機管理室】 （略） （新設） ２ 災害時の応急点検体制の整備 道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検し、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。 ３ 緊急交通路の周知 市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。	<u>続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u> １ 災害広報・広聴責任者の選任 災害時の情報の一元化を図るため、広報課長及び市政情報課長若しくはこれの指名する職員があらかじめ災害広報・広聴責任者に選任される。なお、災害広報・広聴責任者は次の業務を行う。 （略） 第４ 迅速な住民の安否確認の体制整備 【危機管理室】 １ 住民の安否確認システム構築 災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を図ることとし、<u>構築にあたっては防災関連</u>システムと連携した整備を<u>検討する</u>。 第５ 観測体制の整備 【危機管理室】 （略） ２ テレメータシステムの活用 風水害等の自然災害を防ぐため、防災テレメータや、大阪府防災テレメータ及び大阪府ため池防災テレメータ（簡易防災テレメータを含む）からの情報を活用して市内各所の雨量、河川・ため池の水位等を常時観測する体制を整備し、インターネット等を活用し広く市民への情報配信に努める。 （略） 第３節 緊急輸送体制の整備 （略） 第１ 陸上輸送体制の整備 【建設局、危機管理室】 （略） ２ 緊急交通路の整備 <u>道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。</u> <u>また、河川管理者（国土交通大臣）は、一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。</u> ３ 災害時の応急点検体制の整備 道路管理者は、平時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検し、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。 ４ 緊急交通路の周知 市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させる	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）													
4重要物流道路の指定等 （略） 第２ 航空輸送体制の整備 【危機管理室、消防局】 救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害用臨時ヘリポートを整備・指定する。 市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。 府及び市は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。 （略） 第４ 物資配送拠点の選定 【危機管理室】 災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、次の施設の中から物資配送拠点を選定する。 <table><tr><td>堺市総合防災センター</td></tr><tr><td>堺市産業振興センターのイベントホール</td></tr><tr><td>大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド</td></tr><tr><td>泉北水再生センター</td></tr><tr><td>大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設</td></tr><tr><td>そのほか民間事業者施設</td></tr></table> 第５ 避難所等への物資供給体制の構築 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を次の事項を踏まえて構築したうえで「災害時物資供給マニュアル」を策定し、関係機関と共有する。 1 発災直後に食料や飲料水等の最低限必要と考えられる物資を短時間に効率的に供給するプッシュ型や物資供給が安定した後に、避難者の物資需要（ニーズ）をふまえて、避難所等からの要請に基づき物資の構成を調整して供給するプル型など、発災後の時間経過に応じた仕組みの構築 （略）	堺市総合防災センター	堺市産業振興センターのイベントホール	大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド	泉北水再生センター	大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設	そのほか民間事業者施設	ため、平時から住民へ緊急交通路の周知に努める。 5重要物流道路の指定等 （略） 第２ 航空輸送体制の整備 【危機管理室、消防局】 救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害用臨時ヘリポートを整備・指定する。 市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。 市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。 （略） 第４ 物資配送拠点の確保 【危機管理室】 災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、物資搬送拠点及びそれを補助する施設の候補地として、次の施設を確保する。 <table><tr><td>堺市総合防災センター</td></tr><tr><td>堺市産業振興センターのイベントホール</td></tr><tr><td>大阪公立大学中百舌鳥キャンパス体育館</td></tr><tr><td>泉北水再生センター／（仮称）堺市立第１学校給食センター</td></tr><tr><td>（仮称）堺市立第２学校給食センター</td></tr><tr><td>大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設</td></tr><tr><td>そのほか民間事業者施設</td></tr></table> 第５ 避難所等への物資供給体制の構築 【危機管理室、財政局、区役所】 市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を次の事項を踏まえて構築したうえで「災害時物資供給マニュアル」を策定し、関係機関と共有する。 1 発災直後に食料や飲料水等の最低限必要と考えられる物資を短時間に効率的に供給するプッシュ型や物資供給が安定した後に、避難者の物資需要（ニーズ）を踏まえて、避難所等からの要請に基づき物資の構成を調整して供給するプル型など、発災後の時間経過に応じた仕組みの構築 （略）	堺市総合防災センター	堺市産業振興センターのイベントホール	大阪公立大学中百舌鳥キャンパス体育館	泉北水再生センター／（仮称）堺市立第１学校給食センター	（仮称）堺市立第２学校給食センター	大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設	そのほか民間事業者施設	施設名称の変更及び建設中の給食センターの防災に資する活用を念頭に追記
堺市総合防災センター															
堺市産業振興センターのイベントホール															
大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド															
泉北水再生センター															
大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設															
そのほか民間事業者施設															
堺市総合防災センター															
堺市産業振興センターのイベントホール															
大阪公立大学中百舌鳥キャンパス体育館															
泉北水再生センター／（仮称）堺市立第１学校給食センター															
（仮称）堺市立第２学校給食センター															
大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設															
そのほか民間事業者施設															

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第４章 被災者支援の充実 第１節 緊急物資の確保 （略） 第２ 食料・生活必需品の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 （略） １ 府、市の備蓄等 （略） （２）その他の物資の確保 長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。 飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要支援者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。 なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。 ア 日用品セット（タオル、Ｔシャツ、石鹸、歯磨きセット、マスク、消毒液等） （略） エ 飲料水	第４章 被災者支援の充実 第１節 緊急物資の確保 （略） 第２ 食料・生活必需品の確保 【危機管理室、財政局、区役所】 （略） １ 府、市の備蓄等 （略） （２）その他の物資の確保 長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。 飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要配慮者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。 なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。 ア 日用品セット（タオル、Ｔシャツ、石鹸、歯磨きセット等） （略） エ 飲料水 <u>（アルミ缶、490 ｍℓ、５年保存）</u>	マスク及び消毒液は感染症対策資器材として既に避難所に備蓄されていることから（本表 p35 に記載のある「感染症対策資器材」、マスクについては備蓄における重要 11 品目としても記載有）、本項目の「その他の物資の確保」からは削除
（略） 第３ 他自治体、事業所からの物資の調達 【危機管理室、財政局、会計室】 （略） 第２節 ライフライン機能の確保 （略） 第１ 上水道 【上下水道局】 （略） １ 応急復旧体制の強化 （略） （２）緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。 （大阪広域水道企業団、同大阪狭山水道センター、高石市、大阪市、富田林市、松原市、和泉市） （略） 第３ 電力 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】 （略） １ 応急復旧体制の強化 （略） （５）市と関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社は、応急復旧時の連携強化を図るため、平常時から、役割分担や緊急時の連絡体制を定める。	（略） 第３ 他自治体、事業所からの物資の調達 【危機管理室、財政局】 （略） 第２節 ライフライン機能の確保 （略） 第１ 上水道 【上下水道局】 （略） １ 応急復旧体制の強化 （略） （２）緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。 （大阪広域水道企業団、<u>大阪市</u>、大阪狭山<u>市</u>、高石市、富田林市、松原市、和泉市） （略） 第３ 電力 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】 （略） １ 応急復旧体制の強化 （略） （５）市と関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社は、応急復旧時の連携強化を図るため、平時から、役割分担や緊急時の連絡体制を定める。	

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ３ 防災訓練の実施 （略） （３）迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。 （略） 第４ ガス 【大阪ガス株式会社】 （略） 第５ 電気通信 【西日本電信電話株式会社等】 （略） ３ 防災訓練の実施 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市（危機管理室）などが計画する防災訓練において計画的に実施する。 （略） 第６ 住民への広報 【市長公室、上下水道局、各事業者】 （略） ２ 電気・ガス 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。 （略） 第３節 交通機能の確保 鉄軌道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。 第１ 鉄軌道施設 【鉄軌道管理者】 鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。	（略） ３ 防災訓練の実施 （略） （３）迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動<u>並び</u>に社外対応を行うために図上訓練を実施する。 （略） 第４ ガス 【大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>】 （略） 第５ 電気通信 【西日本電信電話株式会社等、<u>KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>】 （略） ３ 防災訓練の実施 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市（危機管理室）などが計画する防災訓練において<u>定期的かつ</u>計画的に実施する。 （略） 第６ 住民への広報 【市長公室、上下水道局、各事業者】 （略） ２ 電気・ガス 関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社並びに</u>大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。 （略） 第３節 交通機能の確保 鉄軌道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平時から体制の整備に努める。 第１ 鉄軌道施設 【鉄軌道管理者】 鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。 <u>鉄軌道事業者は、植物等が鉄軌道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄軌道の輸送の安全確保に努める。</u>	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																		
（略） 第４節 避難行動要支援者支援対策 （略） 第１ 要配慮者、避難行動要支援者の定義 【健康福祉局、文化観光局】 要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、「特に配慮を有する者」を意味し、具体的には高齢者、障害（児）者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。 （略） 第２ 避難行動要支援者に対する支援体制の整備 【健康福祉局】 （略） ２ 市 府が示した指針等に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。 また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市等が地域の支援者と連携して、個別の避難行動要支援者の状況を踏まえ、策定することに努める。なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。 <table><tr><th>制 度 別 対 象 者</th></tr><tr><td>身体障害者手帳（１・２級）所持者</td></tr><tr><td>療育手帳（Ａ）所持者</td></tr><tr><td>精神障害者保健福祉手帳（１級）所持で独居</td></tr><tr><td>要介護認定が「要介護３」以上の方</td></tr><tr><td>70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援１・２又は要介護１・２」</td></tr><tr><td>緊急通報登録者（高齢者）</td></tr><tr><td>緊急通報登録者（障害者）</td></tr><tr><td>指定難病医療受給者</td></tr></table> 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者	制 度 別 対 象 者	身体障害者手帳（１・２級）所持者	療育手帳（Ａ）所持者	精神障害者保健福祉手帳（１級）所持で独居	要介護認定が「要介護３」以上の方	70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援１・２又は要介護１・２」	緊急通報登録者（高齢者）	緊急通報登録者（障害者）	指定難病医療受給者	（略） 第４節 避難行動要支援者支援対策 （略） 第１ 要配慮者、避難行動要支援者の定義 【健康福祉局、文化観光局】 要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、「特に配慮を有する者」を意味し、具体的には高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。 （略） 第２ 避難行動要支援者に対する支援体制の整備 【健康福祉局】 （略） ２ 市 府が示した指針等に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。 また、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市等が地域の支援者と連携して、個別の避難行動要支援者の状況を踏まえ、策定することに努める。なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。 <table><tr><th>制 度 別 対 象 者</th></tr><tr><td>身体障害者手帳（１・２級）所持者</td></tr><tr><td>療育手帳（Ａ）所持者</td></tr><tr><td>精神障害者保健福祉手帳（１級）所持で独居の方</td></tr><tr><td>要介護認定が「要介護３」以上の方</td></tr><tr><td>70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援１・２又は要介護１・２」の方</td></tr><tr><td>緊急通報登録者（高齢者）</td></tr><tr><td>緊急通報登録者（障害者）</td></tr><tr><td>指定難病医療受給者</td></tr></table> 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者	制 度 別 対 象 者	身体障害者手帳（１・２級）所持者	療育手帳（Ａ）所持者	精神障害者保健福祉手帳（１級）所持で独居 の方	要介護認定が「要介護３」以上の方	70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援１・２又は要介護１・２」 の方	緊急通報登録者（高齢者）	緊急通報登録者（障害者）	指定難病医療受給者	
制 度 別 対 象 者																				
身体障害者手帳（１・２級）所持者																				
療育手帳（Ａ）所持者																				
精神障害者保健福祉手帳（１級）所持で独居																				
要介護認定が「要介護３」以上の方																				
70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援１・２又は要介護１・２」																				
緊急通報登録者（高齢者）																				
緊急通報登録者（障害者）																				
指定難病医療受給者																				
制 度 別 対 象 者																				
身体障害者手帳（１・２級）所持者																				
療育手帳（Ａ）所持者																				
精神障害者保健福祉手帳（１級）所持で独居 の方																				
要介護認定が「要介護３」以上の方																				
70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援１・２又は要介護１・２」 の方																				
緊急通報登録者（高齢者）																				
緊急通報登録者（障害者）																				
指定難病医療受給者																				

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に応じて、定期的に更新する期間や仕組みを構築し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 （略） 第３ 福祉避難所の指定 【危機管理室、健康福祉局】 市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所を指定する。また、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において避難行動要支援者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について住民に周知する。 （略） 第５節 帰宅困難者対策 本市では、昼間時には通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの流入・流出人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機能等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。 このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行い、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図り、帰宅者が無事に帰る	として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に応じて、定期的に更新する期間や仕組みを構築し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 （略） 第３ 福祉避難所の指定 【危機管理室、健康福祉局】 市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所を指定する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>また、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において避難行動要支援者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について住民に周知する。 （略） 第５節 帰宅困難者対策 本市では、昼間時には通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの流入・流出人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機能等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。 このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行い、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図り、帰宅者が無事に帰る	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
ことができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。 民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅者を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを大阪府・関西広域連合等とも連携しながら進める。 また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。 なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。 第１ 帰宅困難者への支援 【危機管理室】 市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄道の運行状況の情報の提供などの支援を行い、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。 （略） 第２ 帰宅困難者への啓発 【危機管理室】 市は、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、府と連携し、こうした帰宅困難者の行動について啓発を行う。 また、帰宅困難者の自らの備えとして、平常時から徒歩帰宅に必要な装備等を準備するなど、帰宅に際して自らの安全を確保するための啓発を行う。 （略） 第４ 駅周辺における滞留者の対策 【危機管理室】 駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。 第５ 徒歩帰宅者への支援 【危機管理室】	ことができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。 <u>府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力し、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。</u> 民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅者を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組を大阪府・関西広域連合等とも連携しながら進める。 また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道<u>軌</u>道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。 なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。 第１ 帰宅困難者への支援 【危機管理室】 市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄道<u>軌</u>道の運行状況の情報の提供などの支援を行い、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。 （略） 第２ 帰宅困難者への啓発 【危機管理室】 市は、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、府と連携し、こうした帰宅困難者の行動について啓発を行う。 また、帰宅困難者の自らの備えとして、平時から徒歩帰宅に必要な装備等を準備するなど、帰宅に際して自らの安全を確保するための啓発を行う。 （略） 第４ 駅周辺における滞留者の対策 【危機管理室】 駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。 第５ 徒歩帰宅者への支援 【危機管理室】	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ２ コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援 市は、関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために関西広域連合と覚書を締結することで支援体制を整備する。 これにより、災害時には各店舗（『災害時帰宅支援ステーション』）へ「水道水」、「トイレ」、「道路状況などの情報」の提供を要請できるものとし、平時から店舗入口付近にステッカーを掲出し、住民への啓発、認知度の向上を図る。 また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。 （略） 第６節 保健衛生対策 （略） 第３ ごみ処理 【環境局】 災害時には、平常時に排出される生活ごみに加え、指定避難場所に避難した被災者からの生活ごみが排出される等、平常時と異なるごみ処理体制が求められる。そのため、市（環境局、危機管理室）は、災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努め、以下の対策を実施し、市の衛生環境の確保に努めるものとする。 （略） 第４ がれき等災害廃棄物処理 【環境局】 （略） ３ 広域的な相互支援体制の確立 災害時相互応援協定に基づく、災害により発生した廃棄物の処理に対する広域的な相互支援体制を確立する。 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行い、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 府又は市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。	（略） ２ コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援 市は、関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために関西広域連合と覚書を締結することで支援体制を整備する。 これにより、災害時には各店舗（『災害時帰宅支援ステーション』）へ「水道水」、「トイレ」、「道路状況などの情報」の提供を要請できるものとし、平時から店舗入口付近にステッカーを掲出し、住民への啓発、認知度の向上を図る。 また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組を国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。 （略） 第６節 保健衛生対策 （略） 第３ ごみ処理 【環境局】 災害時には、平時に排出される生活ごみに加え、指定避難場所に避難した被災者からの生活ごみが排出される等、平時と異なるごみ処理体制が求められる。そのため、市（環境局、危機管理室）は、災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努め、以下の対策を実施し、市の衛生環境の確保に努めるものとする。 （略） 第４ がれき等災害廃棄物処理 【環境局】 （略） ３ 広域的な相互支援体制の確立 災害時相互応援協定に基づく、災害により発生した廃棄物の処理に対する広域的な相互支援体制を確立する。 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行い、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 府又は市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。	

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 市又は府は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 （略） 第８節 応急住宅対策 （略） 第５ 罹災証明書の発行体制の整備 【財政局、区役所、消防局】 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務手順の明確化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 （略） 第９節 ボランティアの活動環境の整備 （略） ３ 支援体制の整備 災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせんもしくは提供できるようあらかじめ計画し、活動のための環境づくりの整備に努める。 また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平常時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。 さらに、災害時にボランティアが活動するうえで必要な情報提供及びボランティア・コーディネート機能をもった体制のあり方について検討する。 （略） ４ 小学校区ごとのボランティア活動の拠点の設置 市民協働のまちづくりや地域活動の活発化を図るため、小学校区ごとに、ボランティアや地域住民の交流・情報の拠点の設置及び活用を推進する。 （略）	府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 府又は市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 （略） 第８節 応急住宅対策 （略） 第５ 罹災証明書の発行体制の整備 【財政局、区役所、消防局】 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明書発行業務手順の明確化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 （略） 第９節 ボランティアの活動環境の整備 （略） ３ 支援体制の整備 災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせん若しくは提供できるようあらかじめ計画し、活動のための環境づくりの整備に努める。 また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。 さらに、災害時にボランティアが活動するうえで必要な情報提供及びボランティア・コーディネート機能をもった体制のあり方について検討する。 （略） ４ 小学校区ごとのボランティア活動の拠点の設置 市民協働の地域環境整備や地域活動の活発化を図るため、小学校区ごとに、ボランティアや地域住民の交流・情報の拠点の設置及び活用を推進する。 （略）	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
６ 情報共有会議の整備・強化 市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	６ 情報共有会議の整備・強化 市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の事前登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																												
災害応急対策 地震・津波編 第１章 初動期の活動 第１節 組織動員 （略） 第１ 災害対策本部等の組織体制 【各局共通】 （略） 1 設置基準 （1）堺市災害対策本部 （略） （新設） ウ 市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき。 エ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。 オ その他市長が必要と認めたとき。 （略） 5 所掌事務 （略） （2）区対策本部の所掌事務 （略） ソ ウ災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。 （略） 第２ 職員動員計画 【各局共通】 （略） 1 配備の基準 （略） （配備基準） ≪地震・津波≫ <table><tr><th colspan="2">体 制</th><th>条 件</th><th>人 員</th></tr><tr><td rowspan="4">危機管理センター</td><td rowspan="2">地震 1 号配備</td><td>大阪府に津波注意報が発表されたとき</td><td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）が発表されたとき</td></tr><tr><td>地震 2 号配備</td><td>堺市域で震度 4 を観測したとき</td><td rowspan="2">応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>地震 3 号配備</td><td>堺市域で震度 5 弱又は 5 強を観測したとき</td></tr></table>	体 制		条 件	人 員	危機管理センター	地震 1 号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	「南海トラフ地震臨時情報」（ 調査中 ）が発表されたとき	地震 2 号配備	堺市域で震度 4 を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備	地震 3 号配備	堺市域で震度 5 弱又は 5 強を観測したとき	災害応急対策 地震・津波編 第１章 初動期の活動 第１節 組織動員 （略） 第１ 災害対策本部等の組織体制 【各局共通】 （略） 1 設置基準 （1）堺市災害対策本部 （略） <u>ウ</u> 市域に特別警報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の緊急地震速報）が発表されたとき。 <u>エ</u> 市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき。 <u>オ</u> 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。 <u>カ</u> その他市長が必要と認めたとき。 （略） 5 所掌事務 （略） （2）区対策本部の所掌事務 （略） ソ <u>罹</u>災証明<u>書</u>（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。 （略） 第２ 職員動員計画 【各局共通】 （略） 1 配備の基準 （略） （配備基準） ≪地震≫ <table><tr><th colspan="2">体 制</th><th>条 件</th><th>人 員</th></tr><tr><td rowspan="4">危機管理センター</td><td rowspan="2">地震 1 号配備</td><td>大阪府に津波注意報が発表されたとき</td><td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>「南海トラフ地震臨時情報」（<u>巨大地震注意</u>）※1 が発表されたとき</td></tr><tr><td>地震 2 号配備</td><td>堺市域で震度 4 を観測したとき</td><td rowspan="2">応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>地震 3 号配備</td><td>堺市域で震度 5 弱又は 5 強を観測したとき</td></tr></table>	体 制		条 件	人 員	危機管理センター	地震 1 号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	「南海トラフ地震臨時情報」（ <u>巨大地震注意</u> ）※1 が発表されたとき	地震 2 号配備	堺市域で震度 4 を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備	地震 3 号配備	堺市域で震度 5 弱又は 5 強を観測したとき	現行の参集体制を反映 現行の参集体制及び気象庁の発表基準に修正
体 制		条 件	人 員																											
危機管理センター	地震 1 号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																											
		「南海トラフ地震臨時情報」（ 調査中 ）が発表されたとき																												
	地震 2 号配備	堺市域で震度 4 を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備																											
	地震 3 号配備	堺市域で震度 5 弱又は 5 強を観測したとき																												
体 制		条 件	人 員																											
危機管理センター	地震 1 号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																											
		「南海トラフ地震臨時情報」（ <u>巨大地震注意</u> ）※1 が発表されたとき																												
	地震 2 号配備	堺市域で震度 4 を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備																											
	地震 3 号配備	堺市域で震度 5 弱又は 5 強を観測したとき																												

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）	
災 害 対 策 本部		災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき		災 害 対 策 本部	地 震 対 策 配備	災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき		総合的応急対策活動に必要な人員を配備	
		「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒、 巨大地震注意 ）が発表されたとき				「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）※2が発表されたとき			
	地震対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備 ○センター員全員		大阪府に津波警報が発表されたとき	大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき	堺市域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき		その他市長が必要と認めたとき
		大阪府に津波警報が発表されたとき							
		全員配備							
	堺市域で震度 6 弱以上を観測したとき								
市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	堺市域で震度 6 弱以上を観測したとき		市域全域にわたる被害又は特に甚大な局地的災害が発生したとき						
大阪府に津波警報が発表されたとき		災害の規模に応じた動員配備							

2 動員の基準

(1) 勤務時間外における自動参集

ア 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき

全職員は、勤務時間外に市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき（大阪管区气象台発表）は、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保のうえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならない。

なお、津波警報が発表された場合は、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。

また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。

① 所属参集

課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに

				※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に気象庁が発表する情報			
				※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合に気象庁が発表する情報			

2 動員の基準

(1) 勤務時間外における自動参集

ア 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき又は特別警報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の緊急地震速報）が発表されたとき

全職員は、勤務時間外に市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき（大阪管区气象台発表）又は特別警報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の緊急地震速報）が発表されたときは、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保のうえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならない。

なお、津波警報が発表された場合は、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。

また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。

① 所属参集

課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに

長周期地震動階級が緊急地震速報の発表基準として新たに追加されたため追記

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））					今回修正					修正理由（微細な文言修正は省略）				
防災対策を遂行するうえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所 も しくは各所属で定めるそれぞれの拠点施設に参集する。また、区役所の各課に所属する職員（地震時選定職員を除く）においては自己の勤務する区役所に参集する。					防災対策を遂行するうえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所 若 しくは各所属で定めるそれぞれの拠点施設に参集する。また、区役所の各課に所属する職員（地震時選定職員を除く）においては自己の勤務する区役所に参集する。					最新の発表基準等を反映				
（略）					（略）									
(2) 動員の指令・伝達					(2) 動員の指令・伝達									
（略）					（略）									
イ 勤務時間外における指令の伝達					イ 勤務時間外における指令の伝達									
勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属職員を 召 集しなければならない。					勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属職員を 招 集しなければならない。									
（略）					（略）									
第２節 津波対策					第２節 津波対策									
（略）					（略）									
第２ 津波警報等の伝達 【危機管理室、大阪管区气象台】					第２ 津波警報等の伝達 【危機管理室、大阪管区气象台】									
（略）					（略）									
１ 大阪管区气象台が発表する津波警報等や地震情報					１ 大阪管区气象台が発表する津波警報等や地震情報									
（略）					（略）									
(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報					(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報									
種 類	発表基準	発表される津波の高さ		必要な行動例	種 類	発表基準	発表される津波の高さ		必要な行動例					
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合				数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の 最 <u>大波</u> の高さが高いところで 3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想 される津波の最大波 の高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。					
		10m (5m<予想高さ≦10m)					10m (5m<予想 される津波の最大波 の高さ≦10m)							
		5m (3m<予想高さ≦5m)					5m (3m<予想 される津波の最大波 の高さ≦5m)							
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1メートルを超え 3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い		津波警報	予想される津波の 最 <u>大波</u> の高さが高いところで 1メートルを超え 3メートル以下の場合	3m (1m<予想 される津波の最大波 の高さ≦3m)	高い						
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の 最 <u>大波</u> の高さが高いところで、0.2メートル以上 1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想 される津波の最大波 の高さ≦1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。					

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））			今回修正			修正理由（微細な文言修正は省略）
(略) (4) 地震情報			(略) (4) 地震情報			最新の発表基準等を反映
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	
震源に関する情報	・震度３以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源に関する情報	・震度３以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
震源・震度に関する情報 （注１）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 ３ 以上 ・ 大津波警報、津波警報または津波 注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表 した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 ３ 以上を観測した 地域名と市町村名 を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 １ 以上 ・津波警報・注意報発表 または 若干の海面変動が予想され た時 ・緊急地震速報（警報）発表 時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 １ 以上を観測した 地点と観測した震度 を発表。 それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ 地点 名を発表。	
各地の震度に関する情報 （注１）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250 m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。	
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約２０～３０分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から１０分後程度で１回発表）。	
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 1 km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を 地震発生から 概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表	
その他の情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約２０～３０分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。				

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））			今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
	観測した場合			
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表		
注１ 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。 （略） （５）緊急地震速報 ア 発表等 大阪管区気象台は、震度５弱以上の揺れが予想された場合、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度３以上又はマグニチュード３.５以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。 （略）			（略） （５）緊急地震速報 ア 発表等 大阪管区気象台は、<u>最大</u>震度５弱以上<u>または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に</u>、震度４以上<u>または長周期地震動階級３以上が予想される地域</u>（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対し、<u>緊急地震速報（警報）</u>を発表する。また、最大震度３以上又はマグニチュード３.５以上<u>もしくは長周期震度階級１以上</u>等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、<u>緊急地震速報（警報）のうち震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを</u>特別警報に位置付けている。 注）<u>緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u> （略）	長周期地震動階級が緊急地震速報の発表基準として新たに追加されたため追記

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））		今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
2 津波予警報等の関係機関への伝達経路		2 津波予警報等の関係機関への伝達経路	
大阪府・ 堺市・ 近畿地方 気象台	☆	消防庁	府関係出先機関等（府防災行政無線一斉通信伝達機関）
		堺市消防局	
		大阪府危機管理室	堺市
		堺市	区役所
		大阪府水防本部	堺市建設局
		近畿地方整備局	大阪府鳳土木事務所
		警察庁	各河川・国道事務所
		大阪府警察本部	堺警察署
		陸上自衛隊中部方面総監部	北堺警察署
		陸上自衛隊第３師団	西堺警察署
		東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社	南堺警察署
		（NTT マーケティングアクト大阪 104 センター）	中堺警察署
		関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社	黒山警察署
		日本放送協会大阪拠点放送局	交番・駐在所
		放送事業者	☆☆
		西日本旅客鉄道株式会社	堺市
		私鉄各社	
		大阪海上保安監部	堺海上保安署
		第五管区海上保安本部	船舶
		関西空港海上保安航空基地	
(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。 2 ☆印は、大津波警報及び津波警報並びにこれらの解除報のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。 4 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面 FM まちそでて放送株式会社の9社である。 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪市高			
大阪府・ 堺市・ 近畿地方 気象台	☆	消防庁	府関係出先機関等（府防災行政無線一斉通信伝達機関）
		堺市消防局	
		大阪府危機管理室	堺市
		堺市	区役所
		大阪府水防本部	堺市建設局
		近畿地方整備局	大阪府鳳土木事務所
		警察庁	各河川・国道事務所
		大阪府警察本部	堺警察署
		陸上自衛隊中部方面総監部	北堺警察署
		陸上自衛隊第３師団	西堺警察署
		東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社	南堺警察署
		（NTT マーケティングアクト大阪 104 センター）	中堺警察署
		関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社	黒山警察署
		日本放送協会大阪拠点放送局	交番・駐在所
		放送事業者	☆☆
		西日本旅客鉄道株式会社	堺市
		私鉄各社	
		大阪海上保安監部	堺海上保安署
		第五管区海上保安本部	船舶
		関西空港海上保安航空基地	
(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。 2 ☆印は、大津波警報及び津波警報並びにこれらの解除報のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。 4 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面 FM まちそでて放送株式会社の9社である。 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪市高			

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
速電気軌道株式会社の11社である。 第３ 避難対策等 【危機管理室】 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定し、防災関係機関と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。 （略） １ 避難指示 （略） 【避難指示の判断基準】 （略） (2) 市内で強い揺れ（震度４程度以上）もしくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要があるとき （略） 第４ 水防活動 【危機管理室、消防局、建設局】 （略） 第５ ライフライン・放送事業者の活動 【ライフライン・放送関係事業者】 （略） ３ ガス（大阪ガス株式会社） （略） ４ 電気通信（西日本電信電話株式会社等） （略） 第６ 交通対策 【堺海上保安署、鉄道事業者】 （略） ３ 鉄道事業者（南海電気鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社） （略） ４ 乗客等の避難誘導等 鉄道及びバス事業者は、列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。	速電気軌道株式会社、<u>阪堺電気軌道株式会社</u>の<u>12</u>社である。 第３ 避難対策等 【危機管理室】 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、<u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど</u>、具体的な避難情報等の発令基準を設定し、防災関係機関と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。 （略） １ 避難指示 （略） 【避難指示の判断基準】 （略） (2) 市内で強い揺れ（震度４程度以上）<u>若</u>しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要があるとき （略） 第４ 水防活動 【危機管理室、消防局、建設局、<u>産業振興局</u>】 （略） 第５ ライフライン・放送事業者の活動 【ライフライン・放送関係事業者】 （略） ３ ガス（大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>） （略） ４ 電気通信（西日本電信電話株式会社<u>関西支店、株式会社NTT ドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>） （略） 第６ 交通対策 【堺海上保安署、鉄<u>軌</u>道事業者】 （略） ３ 鉄<u>軌</u>道事業者（南海電気鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社） （略） ４ 乗客等の避難誘導等 鉄<u>軌</u>道及びバス事業者は、列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第３節 災害情報の収集伝達 第１ 情報収集伝達経路 【危機管理室】 （略） １ 情報連絡体制 （略） （１）有線通信 （略） イ FAXの利用 災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、FAXによる。 （略） （２）無線通信 （略） イ 堺市防災行政無線（移動系） （略） （新設） （３）その他 ア 大阪府防災情報システム 府域にかかる気象情報等の収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。 イ 堺市危機管理統合情報システム 市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステムのほか、将来的には被害情報、救援情報などの災害対策支援情報の収集配信ができる統合情報システムを構築する。 ウ テレビ会議システム 堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関さらに、消防本部、救急ロータステーション、消防署間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。 （略） 第２ 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 １ 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター及び無人航空機による各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整	（略） 第３節 災害情報の収集伝達 第１ 情報収集伝達経路 【危機管理室】 （略） １ 情報連絡体制 （略） （１）有線通信 （略） イ <u>ファクシミリ</u>の利用 災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、<u>ファクシミリ</u>による。 （略） （２）無線通信 （略） イ <u>IP 無線又は</u>堺市防災行政無線（移動系） （略） <u>キ 近畿地方非常通信協議会 堺市非常通信ルート</u> （３）その他 ア 大阪府防災情報システム <u>市域における避難所状況の把握や被害情報</u>の収集、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。 イ <u>防災関連</u>システム 市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステムや職員への参集連絡を行う職員招集システム等を活用する。 ウ <u>Web</u> 会議システム 堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができる <u>Web</u> 会議システムを活用する。 （略） 第２ 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 １ 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター及び無人航空機による各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行い、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものと	ア 現状の運用方法に修正。（気象情報は气象台や他の気象情報サービスから収集） イ 被害情報については上述の大阪府防災情報システムより収集配信しているため現状活用しているシステムの記載に修正。 ウ Web 会議システムにおいて実現できるようになったため記載変更 防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。 （略） ３ 初動期の情報収集 （１）情報収集内容 災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資器材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。 この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。 （略） ４ 被害情報の収集・報告 初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災又は土砂災害の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。 被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市内で震度 5 強以上を観測した時は、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びFAX等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。 （略）	<u>する</u>。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。<u>安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお</u>、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。 （略） ３ 初動期の情報収集 （１）情報収集内容 災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資器材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。 この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> （略） ４ 被害情報の収集・報告 初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災又は土砂災害の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。 被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市内で震度 5 強以上を観測した時は、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及び<u>ファクシミリ</u>等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、府に対して行う。<u>ただし</u>、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。 （略）	防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第３ 通信手段の確保 【危機管理室】 １ 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。 ２ 電機通信事業者 （略） ３ 西日本電信電話株式会社（大阪支店） 西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。 （略） 第４節 災害広報 （略） 第１ 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】 （略） 市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 （略） ３ 府 府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。 （略） ７ 大阪ガス株式会社 （略） （２）災害発生時（供給停止をした場合） ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。 イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を	第３ 通信手段の確保 【危機管理室】 １ 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、<u>市及び府</u>は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。 ２ 電機<u>気</u>通信事業者 （略） ３ 西日本電信電話株式会社（関西支店） 西日本電信電話株式会社（<u>関西</u>支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。 （略） 第４節 災害広報 （略） 第１ 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】 （略） 市及び防災関係機関は、相互に連携し、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 （略） ３ 府 府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生も<u>若</u>しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。 （略） ７ 大阪ガス株式会社・<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> （略） （２）災害発生時（供給停止をした場合） ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガス<u>株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社</u>から連絡があるまで待つこと。	

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																		
点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。 (3) ガス供給を再開する場合 (略) ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。 (略) 第５節 広域応援等の要請・受入れ (略) 第１ 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】 １ 大阪府知事に対する応援の要求等 (略) (6) その他必要な事項 <table><tr><td>連絡先</td><td>府防災行政無線</td><td>電話</td></tr><tr><td>大阪府危機管理室</td><td>(88-) 220-8921 FAX (88-) 220-8821</td><td>06-6944-6021 FAX 06-6944-6654</td></tr></table> (88-) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番 (略) 第３ 応急対策職員派遣制度に基づく支援 【危機管理室】 総務省は、府及び市等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 (略) 第７節 自衛隊の災害派遣 (略) 第１ 派遣要請 【危機管理室】 (略) ２ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。 <table><tr><td>区分</td><td>通信手段の別</td><td>電話等</td></tr></table>	連絡先	府防災行政無線	電話	大阪府危機管理室	(88-) 220-8921 FAX (88-) 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654	区分	通信手段の別	電話等	イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガス<u>株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社</u>が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。 (3) ガス供給を再開する場合 (略) ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガス<u>株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社</u>に連絡すること。 (略) 第５節 広域応援等の要請・受入れ (略) 第１ 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】 １ 大阪府知事に対する応援の要求等 (略) (6) その他必要な事項 <table><tr><td>連絡先</td><td>府防災行政無線</td><td>電話</td></tr><tr><td>大阪府危機管理室</td><td>(88-) 220-8921 <u>ファクシミリ</u> (88-) 220-8821</td><td>06-6944-6021 <u>ファクシミリ</u> 06-6944-6654</td></tr></table> (88-) は、市役所本庁舎内の電話（<u>ファクシミリ</u>）から通信する場合の特番 (略) 第３ 応急対策職員派遣制度に基づく支援 【危機管理室】 総務省は、<u>市及び府</u>等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、<u>市及び府</u>は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 (略) 第７節 自衛隊の災害派遣 (略) 第１ 派遣要請 【危機管理室】 (略) ２ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。 <table><tr><td>区分</td><td>通信手段の別</td><td>電話等</td></tr></table>	連絡先	府防災行政無線	電話	大阪府危機管理室	(88-) 220-8921 <u>ファクシミリ</u> (88-) 220-8821	06-6944-6021 <u>ファクシミリ</u> 06-6944-6654	区分	通信手段の別	電話等	
連絡先	府防災行政無線	電話																		
大阪府危機管理室	(88-) 220-8921 FAX (88-) 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654																		
区分	通信手段の別	電話等																		
連絡先	府防災行政無線	電話																		
大阪府危機管理室	(88-) 220-8921 <u>ファクシミリ</u> (88-) 220-8821	06-6944-6021 <u>ファクシミリ</u> 06-6944-6654																		
区分	通信手段の別	電話等																		

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）	
	陸上	第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）	NTT	0725－41－0090 内線：236～239、内線 FAX ：421	陸上	第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）	NTT	0725－41－0090 内線：236～239、 内線 <u>ファクシミリ</u> ：421	
			大阪府防災行政無線	825-0、 FAX ：825-5 （内線からは 88－825）			大阪府防災行政無線	825-0、 <u>ファクシミリ</u> ：825-5 （内線からは 88－825）	
			堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20			堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20	
		第３師団 （千僧駐屯地）	NTT	072－781－0021 内線 3734～5、内線 FAX ：3724		第３師団 （千僧駐屯地）	NTT	072－781－0021 内線 3734～5、 内線 <u>ファクシミリ</u> ：3724	
			大阪府防災行政無線	823-0			大阪府防災行政無線	823-0	
	海上	阪神基地隊	NTT	078－441－1001	海上	阪神基地隊	NTT	078－441－1001	
呉地方総監部		NTT	0823－22－5511	呉地方総監部		NTT	0823－22－5511		
（略）				（略）					
第 8 節 消火・救助・救急活動				第 8 節 消火・救助・救急活動					
（略）				（略）					
第 2 消防局 【消防局】				第 2 消防局 【消防局】					
（略）				（略）					
消防活動				<u>2</u> 消防活動					
（略）				（略）					
（3）消防隊の出場				（3）消防隊の出場					
（略）				（略）					
イ 方面部隊運用時及び広域部隊運用時における消防隊の出場については、 警防本部長の指示に基づき出場する。				イ 方面部隊運用時及び広域部隊運用時における消防隊の出場については、 <u>次の とおりとする。</u>					
（新設）				① 警防本部長又は方面本部長の指示に基づき出場する。					
（新設）				② 指令された火災現場等への出場途上にその他の火災、人命救助事案等を 発見した場合にあっても、原則として火災現場に直行し、その旨を警防本部 長又は方面本部長に報告する。					
（略）				（略）					
（5）通信運用の基本				（5）通信運用の基本					
ア 危機管理センター及び災害対策本部と震災警防本部との通信は ホットライン 及び防災行政無線によることを原則とする。なお、災害状況により、連絡員を派遣することにより、より緊密な連携を図るものとする。				ア 危機管理センター及び災害対策本部と震災警防本部との通信は <u>有線通信</u> 及び 防災行政無線によることを原則とする。なお、災害状況により、連絡員を派遣することにより、より緊密な連携を図るものとする。					
（略）				（略）					
第 10 節 避難誘導				第 10 節 避難誘導					
（略）				（略）					
第 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 【危機管理室】				第 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 【危機管理室】					
市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に				市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に					

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））					今回修正					修正理由（微細な文言修正は省略）																																							
必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示 し、 住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。					必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示 する。 <u>する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、</u> 住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。					大阪府地域防災計画の修正内容を反映																																							
（略）					（略）																																												
２ 避難情報実施者					１ 避難情報実施者																																												
（１）緊急安全確保、避難指示					（１）緊急安全確保、避難指示																																												
ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。 また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者 等 に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。 これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。 さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平 常 時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。					ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。 また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、 <u>必要と認める</u> 地域の <u>必要と認める</u> 居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する <u>よう努める</u> 。 これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。 さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。																																												
（略）					（略）																																												
キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。					キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。																																												
<table><tr><th>実施者</th><th>措置</th><th>災害の種類</th><th>要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td>指示</td><td>災害全般</td><td>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合</td><td>法第 60 条</td></tr><tr><td>府知事</td><td>指示</td><td>災害全般</td><td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。</td><td>法第 60 条</td></tr><tr><td>府知事又は</td><td>指示</td><td>洪水</td><td>洪水又は高潮の氾濫により著し</td><td>水 防 法 第 29</td></tr></table>					実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令	市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第 60 条	府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第 60 条	府知事又は	指示	洪水	洪水又は高潮の氾濫により著し	水 防 法 第 29	<table><tr><th>実施者</th><th>措置</th><th>災害の種類</th><th>要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td>指示</td><td>災害全般</td><td>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合</td><td>法第 60 条</td></tr><tr><td>府知事</td><td>指示</td><td>災害全般</td><td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。</td><td>法第 60 条</td></tr><tr><td>府知事又は</td><td>指示</td><td>洪水</td><td>洪水又は高潮の氾濫により著し</td><td>水 防 法 第 29</td></tr></table>					実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令	市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第 60 条	府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第 60 条	府知事又は	指示	洪水	洪水又は高潮の氾濫により著し	水 防 法 第 29
実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令																																													
市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第 60 条																																													
府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第 60 条																																													
府知事又は	指示	洪水	洪水又は高潮の氾濫により著し	水 防 法 第 29																																													
実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令																																													
市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第 60 条																																													
府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第 60 条																																													
府知事又は	指示	洪水	洪水又は高潮の氾濫により著し	水 防 法 第 29																																													

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））					今回修正					修正理由（微細な文言修正は省略）
その命を受けた職員		高潮の氾濫	い危険が切迫していると認められるとき	条	その命を受けた職員		高潮の氾濫	い危険が切迫していると認められるとき	条	
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防 止法第 25 条			地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防 止法第 25 条	
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができな いと認めるとき、又は市長から要求 があったとき	法第 61 条	警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができな いと認めるとき、又は市長から要求 があったとき	法第 61 条	
			人命 も しくは身体に危険を及ぼ し、又は財産に重大な損害を及ぼす 恐れのある天災等危険な事態があ る場合	警察官職務執 行法第 4 条				人命 若 しくは身体に危険を及ぼ し、又は財産に重大な損害を及ぼす 恐れのある天災等危険な事態があ る場合	警察官職務執 行法第 4 条	
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要す る場合で、警察官がその場にはない 場合	自 衛 隊 法 第 94 条	自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要す る場合で、警察官がその場にはない 場合	自 衛 隊 法 第 94 条	
水防管理者	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著し い危険が切迫していると認められ るとき	水 防 法 第 29 条	水防管理者	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著し い危険が切迫していると認められ るとき	水 防 法 第 29 条	
（略） 3 住民への周知 市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。 また、府及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握し相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。 4 避難路の確保 （略） 第 2 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会】 （略） 第 3 広域避難 【危機管理室】 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要する					（略） 2 住民への周知 市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。 また、<u>市及び府</u>、事業者は、避難者のニーズを十分把握し相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。 3 避難路の確保 （略） 第 2 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会、<u>危機管理室</u>】 （略） 第 3 広域避難 【危機管理室】 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要する					

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
と認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。 また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定すに併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 （略） 第 11 節 二次災害の防止 （略） 第 2 建築物等 【建築都市局、各施設管理者】 （略） 2 民間建築物等 市は、被害状況を府に報告し、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。 府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請し、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。 市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。 市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。 （略） 第 12 節 交通規制・緊急輸送活動 （略） 第 1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】 1 緊急交通路の確保 （略） （3）緊急交通路確保のための措置 府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、府及び市に連絡する。 （略） （新設）	と認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。 また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 （略） 第 11 節 二次災害の防止 （略） 第 2 建築物等 【建築都市局、各施設管理者】 （略） 2 民間建築物等 市は、被害状況を府に報告し、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。 府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請し、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。 市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。 市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。 （略） 第 12 節 交通規制・緊急輸送活動 （略） 第 1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】 1 緊急交通路の確保 （略） （3）緊急交通路確保のための措置 府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、市及び府に連絡する。 （略） <u>(4) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応</u> <u>鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。</u>	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）									
(4) 警察官、自衛官及び消防吏員及び道路管理者による措置命令（略） (5) 交通規制の標識等の設置（略） (6) 大阪府警備業協会との連携 （略） 第３ 航空輸送 【危機管理室】 （略） （新設） 第４ 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 1 物資配送拠点の選定 市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。 【候補地】 <table><tr><td>堺市総合防災センター</td></tr><tr><td>堺市産業振興センターイベントホール</td></tr><tr><td>大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド</td></tr><tr><td>泉北水再生センター</td></tr><tr><td>大浜・塩浜埠頭堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設</td></tr><tr><td>そのほか民間事業者施設</td></tr></table> （略）	堺市総合防災センター	堺市産業振興センターイベントホール	大阪 府立大学構内の体育館及びグラウンド	泉北水再生センター	大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設	そのほか民間事業者施設	(注) <u>優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。</u> (5) 警察官、自衛官及び消防吏員及び道路管理者による措置命令（略） (6) 交通規制の標識等の設置（略） (7) 大阪府警備業協会との連携 （略） 第３ 航空輸送 【危機管理室】 （略） 3 <u>航空運用調整</u> (1) <u>府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u> (2) <u>航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u> (3) <u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> 第４ 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、区役所】 1 物資配送拠点の選定 市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。 【候補地】 <table><tr><td>堺市産業振興センターイベントホール</td></tr><tr><td>大阪<u>公立大学中百舌鳥キャンパス体育館</u></td></tr><tr><td>そのほか民間事業者施設</td></tr></table> （略）	堺市産業振興センターイベントホール	大阪 <u>公立大学中百舌鳥キャンパス体育館</u>	そのほか民間事業者施設	大阪府地域防災計画の修正内容を反映 総合防災センターの代替施設の候補地であるため、総合防災センターを削除。その他、現状の体制に合わせて修正。
堺市総合防災センター											
堺市産業振興センターイベントホール											
大阪 府立大学構内の体育館及びグラウンド											
泉北水再生センター											
大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設											
そのほか民間事業者施設											
堺市産業振興センターイベントホール											
大阪 <u>公立大学中百舌鳥キャンパス体育館</u>											
そのほか民間事業者施設											

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第 13 節 ライフラインの緊急対応 （略） 第 1 上水道施設 【上下水道局】 （略） 2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置している MCA 無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。 3 動員体制 応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度 5 弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参加する。 （略） 第 2 公共下水道施設 【上下水道局】 （略） 2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、MCA 無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。 3 動員体制 管渠及び処理場等各施設の応急措置に従事する人員を確保するため、本市上下水道局下水道部職員は、市内で震度 5 弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参加する。 （略） 第 4 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社】 （略） 第 15 節 被災建築物対応 （略） 第 2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備 【建築都市局】 （略） 4 建物被害についての相談体制 （略） 第 2 章 応急復旧期の活動 第 1 節 災害救助法の適用	第 13 節 ライフラインの緊急対応 （略） 第 1 上水道施設 【上下水道局】 （略） 2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるため、各水道部署に設置している MCA 無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。 3 動員体制 応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で観測された震度に応じて、あらかじめ指定された場所に参加する。 （略） 第 2 公共下水道施設 【上下水道局】 （略） 2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるため、MCA 無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。 3 動員体制 管渠及び処理場等各施設の応急措置に従事する人員を確保するため、本市上下水道局下水道部職員は、市内で観測された震度に応じて、あらかじめ指定された場所に参加する。 （略） 第 4 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社】 （略） 第 15 節 被災建築物対応 （略） 第 2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備 【建築都市局】 （略） 4 判定結果についての相談体制 （略） 第 2 章 応急復旧期の活動 第 1 節 災害救助法の適用	現行の上下水道局の参集体制に合わせて修正 震度 4 以下でも、震度に応じた所要の体制を取ることとなるため修正 相談内容を具体化

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。 （略） 第２ 救助の内容 【危機管理室】 １ 救助の内容 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 （略） 第２節 指定避難所の開設・運営 （略） 第２ 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】 （略） ２ 指定避難所の管理、運営の留意点 市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。 また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウトティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。 （略） （新設） （５） 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施 （６） 間仕切りの設置 （７） 相談窓口の設置（女性の相談員の配置） （８） 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮	災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。 <u>また、災害が発生するおそれがある段階で、国及び府が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合においても、同法に基づく救助活動を実施する。</u> （略） 第２ 救助の内容 【危機管理室】 １ 救助の内容 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 <u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</u> （略） 第２節 指定避難所の開設・運営 （略） 第２ 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】 （略） ２ 指定避難所の管理、運営の留意点 市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。 また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウトティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。 （略） <u>（５） 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</u> （６） 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施 （７） 間仕切りの設置 <u>（８）</u> 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）	大阪府地域防災計画の修正内容を反映（災害救助法の早期適用を促進） 上述の早期適用が行われた場合の具体的な救助内容を追加 曖昧な記載であった大阪府地域防災計画の記載を参考に具体的な内容に変更 防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
(9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること (10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保 (11) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供 (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は３：１を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備 (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ 団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること (15) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る (16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮 (17) アレルギーのある者、宗教上の食事制限のある者への配慮 (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること (新設) (19) 各指定避難所の運営者と、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと (20) 指定避難所における 新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 (略) 第３ 指定避難所外避難者の対応 【健康福祉局、区役所】 (略)	(9) 高齢者、障害者、乳幼児、<u>児童</u>等の要配慮者への配慮 (10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること (11) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保 (削除) (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は３：１を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備<u>すること</u> (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ 団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること (15) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る <u>こと</u> (16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮 <u>すること</u> (17) 宗教上の食事制限のある者への配慮 (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること <u>(19) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること</u> (20) 各指定避難所の運営者と、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換を行うこと (21) 指定避難所における感染症対策のため、<u>避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有する</u> <u>こと</u> (略) 第３ 指定避難所外避難者の対応 【健康福祉局、区役所、<u>危機管理室</u>】 (略)	生理用品、乳児用食料等は国が示す備蓄における重要 11 品目にも含まれており（本市においても備蓄目標数は確保済み）、他に記載もあること、他の食糧等と同様に当然にして備蓄・提供される物であることから本項目（運営の留意点）からは削除 アレルギーの記載が今回追記した上述（５）と重複するため削除 大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第４ 指定避難所の早期解消のための取組み 【建築都市局】 （略） 第３節 緊急物資の供給 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過で変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。 （略） 第２ 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 （略） １ 供給内容 応急的に供給する食料、本市が備蓄するアルファ化米等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。また、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じて供給する。 ２ 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要が生じると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。 （略） 第４節 保健衛生活動 市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。 （略）	第４ 指定避難所の早期解消のための取組 【建築都市局】 （略） 第３節 緊急物資の供給 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過で変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、<u>食物アレルギーに配慮した食料の確保</u>、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。 （略） 第２ 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、区役所】 （略） １ 供給内容 応急的に供給する食料、本市が備蓄する<u>レトルト食品</u>等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。また、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じて供給する。 ２ 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要が生じると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チーム<u>（危機管理室、財政局、会計室が担当）</u>を設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。 （略） 第４節 保健衛生活動 市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、<u>市及び府</u>は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。 （略）	防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映 アルファ化米は別途水での調理が必要になることから、調理不要なレトルト食品に置き換えていく方針であるため記載変更 チームの構成部局を明記（詳細は物資供給マニュアルにて別に規定）

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第４ 被災者の健康維持活動 【健康福祉局】 （略） ２ 心の健康相談等の実施 （１）災害による外傷後ストレス障害（P-T-S-D）、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 （２）環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を配置する。 （略） 第５節 避難行動要支援者支援 （略） 第１ 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】 １ 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 （１）災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。 また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。 （略） 第６節 社会秩序の維持 （略） 第１ 住民への呼びかけ 【市民人権局】 （略） 第２ 警戒活動の強化 【市民人権局】 （略） 第３ 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】 （略） ５ 金融機関における預貯金払戻等 （１）市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。	第４ 被災者の健康維持活動 【健康福祉局】 （略） ２ 心の健康相談等の実施 （１）災害による急性ストレス障害（ASD）、生活の激変による依存症等のこころの健康の不調に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談員を派遣する。その際、女性相談員も派遣するよう配慮する。 （２）環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を派遣する。 （略） 第５節 避難行動要支援者支援 （略） 第１ 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】 １ 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握 （１）<u>市は、自治会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉専門職等と連携し、避難所や自宅で避難生活を送っている避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に努める。</u>また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。 （略） 第６節 社会秩序の維持 （略） 第１ 住民への呼びかけ 【市民人権局、<u>区役所</u>】 （略） 第２ 警戒活動の強化 【市民人権局、<u>区役所</u>】 （略） 第３ 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】 （略） ５ 金融機関における預貯金払戻等 （１）市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。	応急対策期であれば急性障害である ASD が正しい。依存症を含むこころの健康不調に広く対応し、避難所以外への巡回対応も含め窓口設置と限定せず「派遣」という言葉に変更 民生委員等が避難誘導を実施する内容になっていたが、令和４年度から全国民生委員・児童委員協議会が示す指針において自身の避難を最優先することとされているため記載変更

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、火災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。 （略） 第７節 ライフラインの確保 （略） 第４ 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社】 （略） 第５ 電気通信施設 【西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）】 （略） 第８節 交通の機能確保 （略） 第２ 各施設管理者における復旧 【建設局、各施設管理者】 （略） ２ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社） （略） （新設） （3） 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡し、報道機関を通じ広報する。 （略） 第１０節 応急住宅対策 （略） 第３ 住宅確保対策 【建築都市局、健康福祉局】 １ 建設型仮設住宅の建設 市は、府の委任により災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。）を供与する。 （略）	ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、<u>罹災</u>証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。 （略） 第７節 ライフラインの確保 （略） 第４ 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>】 （略） 第５ 電気通信施設 【西日本電信電話株式会社（<u>関西</u>支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、<u>ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>】 （略） 第８節 交通の機能確保 （略） 第２ 各施設管理者における復旧 【建設局、各施設管理者】 （略） ２ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社） （略） <u>（3）復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。</u> （4） 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡し、報道機関を通じ広報する。 （略） 第１０節 応急住宅対策 （略） 第３ 住宅確保対策 【建築都市局、健康福祉局】 １ 建設型<u>応急</u>住宅の建設 市は、府の委任により、<u>災害</u>救助法第２条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型<u>応急</u>住宅（建設して供与するものをいう。）を供与する。 （略）	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
(2) 建設型仮設住宅の管理は、市及び府が協力して行う。 (略) (4) 建設型仮設住宅の建設戸数並びに１戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。 (5) 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として２年以内とする。 (6) 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。 ２ 民間賃貸住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急仮設住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。 ３ 借上型仮設住宅の運営管理 市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 ４ 公共住宅への一時入居 府の委任による建設型仮設住宅の建設及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。 (略) 第５ 建築物被害調査への協力 【建築都市局】 火災証明発行のための建築物の被害調査に協力する。 (略) 第１１節 応急教育等 (略) 第２ 応急教育体制の確立 【教育委員会】 (略) １ 報告・応急措置 (略) (1) 報 告 (略)	(2) 建設型応急住宅の管理は、市及び府が協力して行う。 (略) (4) 建設型応急住宅の建設戸数並びに１戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。 (5) 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として２年以内とする。 (6) 高齢者、障害者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。 ２ 民間賃貸住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。 ３ 賃貸型応急住宅の運営管理 市は、府の委任により、賃貸型応急住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、賃貸型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、賃貸型応急住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 ４ 公共住宅への一時入居 府の委任による建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。 (略) 第５ 建築物被害調査への協力 【建築都市局】 罹災証明書発行のための建築物の被害調査に協力する。 (略) 第１１節 応急教育等 (略) 第２ 応急教育体制の確立 【教育委員会】 (略) １ 報告・応急措置 (略) (1) 報 告 (略)	大阪府地域防災計画の修正内容を反映（賃貸型応急住宅の活用促進）

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
イ 幼児・児童・生徒のり災状況 ウ 教職員のり災状況 （略） ２ 応急教育の実施 （略） （１）応急教育の実施 応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。 （略） 第３ 学校給食の応急措置 【教育委員会】 （略） ２ 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、り災者の炊き出しとの区別に留意する。 （略） 第 12 節 廃棄物の処理 （略） 第 2 ごみ処理 【環境局】 （略） 3 処理活動 （１）区役所、環境事業部において、臨時のごみステーションの設置場所等を市民に周知する。 （略） 第 3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 【環境局】 （略） 2 処理活動 （１）災害廃棄物等撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬等を産廃業者等に依頼する。 （２）災害廃棄物等の資源化、減量化に努め、仮置場及び解体段階での分別を指示する。また、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。 （３）一時集積所に保管している災害廃棄物等の量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則として、災害廃棄物等の処分・処理を産廃業者等に依頼する。	イ 幼児・児童・生徒の罹災状況 ウ 教職員の罹災状況 （略） ２ 応急教育の実施 （略） （１）応急教育の実施 応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒及びその家族の罹災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。 （略） 第３ 学校給食の応急措置 【教育委員会】 （略） ２ 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、罹災者の炊き出しとの区別に留意する。 （略） 第 12 節 廃棄物の処理 （略） 第 2 ごみ処理 【環境局】 （略） 3 処理活動 （１）区役所、環境局において、臨時のごみステーションの設置場所等を市民に周知する。 （略） 第 3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 【環境局】 （略） 2 処理活動 （１）災害廃棄物等撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬体制を整備する。 （２）災害廃棄物等の資源化、減量化に努め、仮置場及び解体段階での分別を徹底する。また、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。 （３）一時集積所に保管している災害廃棄物等の量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則とするが、状況に応じて広域処理等を実施する。 （４）アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者	災害廃棄物の撤去処理は事業者の委託だけでなく直営で実施することもあり得るため、様々な状況を想定した文言に修正

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
(4) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。 (5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。 (6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。 (略) 第13節 遺体対策 (略) 第3 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 (略) 5 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。 (略) 第14節 自発的支援の受入れ (略) 第1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 (略) 第2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】 (略) 1 義援金 (略) (2) 配分 ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、出来る限り迅速な配分を行うものとする。	の健康管理及び安全管理に十分配慮する。 (削除) (5) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業資源循環協会、<u>一般社団法人大阪府清掃事業連合会</u>及び近隣市に<u>廃棄物処理活動に関する</u>協力を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。 (略) 第13節 遺体対策 (略) 第3 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 (略) 5 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。 (略) 第14節 自発的支援の受入れ (略) 第1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、<u>おおさか災害支援ネットワーク</u>、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、<u>被災者のニーズに応じた活動</u>を行うよう努める。 (略) 第2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、区役所】 (略) 1 義援金 (略) (2) 配分 ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、<u>できる</u>限り迅速な配分を行うものとする。	倒壊家屋等の解体撤去についてはこの後続く「第4 倒壊家屋等の解体撤去」に詳細な記載があるため削除 大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） ２ 義援物資 ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。	（略） ２ 義援物資 ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チーム <u>（危機管理室、財政局、会計室が担当）</u> において内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。	チームの構成部局を明記（詳細は物資供給マニュアルにて別に規定）

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））					今回修正					修正理由（微細な文言修正は省略）																																																																																																										
災害応急対策 風水害編 第１章 災害警戒期の活動 第１節 気象予警報等の伝達 （略） 第１ 気象予警報等 【危機管理室、大阪管区气象台】 （略） １ 大阪管区气象台の発表する予警報等 （略） （１）警報及び注意報 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。堺市においては、警報・注意報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。 【警報・注意報発表基準一覧表】 <table><tr><th colspan="2">発表官署</th><th colspan="3">大阪管区气象台</th></tr><tr><th colspan="2">府県予報区</th><th colspan="3">大阪府</th></tr><tr><th colspan="2">一次細分区域</th><th colspan="3">大阪府</th></tr><tr><th colspan="2">二次細分区域</th><th colspan="3">堺市</th></tr><tr><th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th><th colspan="3">泉州</th></tr><tr><td rowspan="12">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>17</td></tr><tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>123</td></tr><tr><td rowspan="3">洪水</td><td rowspan="3"></td><td>流域雨量指数基準</td><td>西除川流域=10.5，東除川流域=8.8， 石津川流域=24.7，和田川流域=11.1</td></tr><tr><td>複合基準[※]</td><td>西除川流域=(7，9.4)――</td></tr><tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>大和川下流〔柏原〕</td></tr><tr><td rowspan="2">暴風</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上：20m/s</td></tr><tr><td>海上：25m/s</td></tr><tr><td rowspan="2">暴風雪</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上：20m/s―雪を伴う</td></tr><tr><td>海上：25m/s―雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td></td><td>降雪の深さ</td><td>12時間降雪の深さ：平地 10cm 山地 20cm</td></tr><tr><td>波浪</td><td></td><td>有義波高</td><td>3.0m</td></tr><tr><td>高潮</td><td></td><td>潮位</td><td>標高 2.2m の高さ</td></tr><tr><td rowspan="3">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td rowspan="2"></td><td>表面雨量指数基準</td><td>9</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>95</td></tr><tr><td>洪水</td><td></td><td>流域雨量指数基準</td><td>西除川流域=8.4，東除川流域=7， 石津川流域=19.7，和田川流域=8.8</td></tr></table>										発表官署		大阪管区气象台			府県予報区		大阪府			一次細分区域		大阪府			二次細分区域		堺市			市町村等をまとめた地域		泉州			警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	17	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	123	洪水		流域雨量指数基準	西除川流域=10.5，東除川流域=8.8， 石津川流域=24.7，和田川流域=11.1	複合基準 [※]	西除川流域=(7，9.4)――	指定河川洪水予報による基準	大和川下流〔柏原〕	暴風		平均風速	陸上：20m/s	海上：25m/s	暴風雪		平均風速	陸上：20m/s―雪を伴う	海上：25m/s―雪を伴う	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ：平地 10cm 山地 20cm	波浪		有義波高	3.0m	高潮		潮位	標高 2.2m の高さ	注意報	大雨		表面雨量指数基準	9	土壌雨量指数基準	95	洪水		流域雨量指数基準	西除川流域=8.4，東除川流域=7， 石津川流域=19.7，和田川流域=8.8	災害応急対策 風水害編 第１章 災害警戒期の活動 第１節 気象予警報等の伝達 （略） 第１ 気象予警報等 【危機管理室、大阪管区气象台】 （略） １ 大阪管区气象台の発表する予警報等 （略） （１）注意報 注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。堺市においては、注意報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="7">気象注意報</td><td>風雪注意報</td><td><u>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。</u></td></tr><tr><td>強風注意報</td><td><u>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。</u></td></tr><tr><td>大雨注意報</td><td><u>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。</u></td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td><u>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>12 時間の降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合。</u></td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td><u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。</u></td></tr><tr><td>雷注意報（注 6）</td><td><u>落雷等により被害が予想される場合。</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>										種 類		発 表 基 準	気象注意報	風雪注意報	<u>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。</u>	強風注意報	<u>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。</u>	大雨注意報	<u>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。</u>	大雪注意報	<u>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>12 時間の降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合。</u>	濃霧注意報	<u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。</u>	雷注意報（注 6）	<u>落雷等により被害が予想される場合。</u>			最新の発表基準を反映				
発表官署		大阪管区气象台																																																																																																																		
府県予報区		大阪府																																																																																																																		
一次細分区域		大阪府																																																																																																																		
二次細分区域		堺市																																																																																																																		
市町村等をまとめた地域		泉州																																																																																																																		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	17																																																																																																																
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	123																																																																																																																
	洪水		流域雨量指数基準	西除川流域=10.5，東除川流域=8.8， 石津川流域=24.7，和田川流域=11.1																																																																																																																
			複合基準 [※]	西除川流域=(7，9.4)――																																																																																																																
			指定河川洪水予報による基準	大和川下流〔柏原〕																																																																																																																
	暴風		平均風速	陸上：20m/s																																																																																																																
				海上：25m/s																																																																																																																
	暴風雪		平均風速	陸上：20m/s―雪を伴う																																																																																																																
				海上：25m/s―雪を伴う																																																																																																																
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ：平地 10cm 山地 20cm																																																																																																																
	波浪		有義波高	3.0m																																																																																																																
	高潮		潮位	標高 2.2m の高さ																																																																																																																
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9																																																																																																																
			土壌雨量指数基準	95																																																																																																																
	洪水		流域雨量指数基準	西除川流域=8.4，東除川流域=7， 石津川流域=19.7，和田川流域=8.8																																																																																																																
種 類		発 表 基 準																																																																																																																		
気象注意報	風雪注意報	<u>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。</u>																																																																																																																		
	強風注意報	<u>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。</u>																																																																																																																		
	大雨注意報	<u>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。</u>																																																																																																																		
	大雪注意報	<u>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>12 時間の降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合。</u>																																																																																																																		
	濃霧注意報	<u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</u> <u>視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。</u>																																																																																																																		
	雷注意報（注 6）	<u>落雷等により被害が予想される場合。</u>																																																																																																																		

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正		修正理由（微細な文言修正は省略）			
		複合基準**	西除川流域=(7, 6, 7), 東除川流域=(5, 7) 和田川流域=(5, 6, 2)			乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。		
		指定河川洪水予報による基準	大和川下流[柏原]			なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 イ 積雪の深さが50cm以上あり、气象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。		
	強風	平均風速	陸上：12m/s 海上：15m/s			着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線、船体等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が－2℃～＋2℃になると予想される場合。		
	風雪	平均風速	陸上：12m/s―雪を伴う 海上：15m/s―雪を伴う						
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm						
	波浪	有義波高	1.5m						
	高潮	潮位	標高1.5mの高さ						
	雷	落雷等により被害が予想される場合							
	融雪								
	濃霧	視程	陸上：100m 海上：500m						
【警報・注意報発表基準一覧表（つづき）】									
注 意 報	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%							
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨**							
	低温	最低気温=5℃以下							
	霜	4月15日以降の晩霜―最低気温4℃以下							
	着氷								
	着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上―山地40cm以上 気温：-2℃～2℃							
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm						
*1：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。 *2：気温は大阪管区気象台の値。									
【解説】									
（1）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。									
（2）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。									
（3）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。									
（4）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。									
（5）表中において、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。									
（6）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地									

	土砂崩れ注意報☆	土砂崩れ注意報	大雨、大雪等による土砂崩れによって災害が起こるおそれがあると予想される場合。

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正			修正理由（微細な文言修正は省略）								
域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 （7）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 （8）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。 （9）土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出しているが、本表には堺市の域内における基準値の最低値を示している。 1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。 （10）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。 （11）洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。 （12）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。 （13）高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。									
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。									
	浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。									
	洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等によって下流で生じる増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。									
(2) 警報 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報である。堺市においては、警報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">気象警報</td><td>暴風警報</td><td> 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。 </td></tr><tr><td>暴風雪警報</td><td> 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。 </td></tr></table>					種 類		発 表 基 準	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
種 類		発 表 基 準										
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。										
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。										

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正			修正理由（微細な文言修正は省略）
		大雨警報 (注 4) 大雪警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 10cm 以上になると予想される場合。	
	土砂崩れ 警報★	土砂崩れ 警報	大雨、大雪等による土砂崩れによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。	
	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	
	波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合。	
	浸水警報★	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。	
	洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等によって下流で生じる増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	
	注 1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。 注 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第 3 条） 注 3 ☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第 12 条） ★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第 12 条） 注 4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象			

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																																								
	<u>となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。</u> <u>注５ 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。</u> <u>注６ 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。</u> <u>注７ 警報・注意報の詳細な発表基準については以下を参照のこと。</u> <u>https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/osaka/ki_jun_2714000.pdf</u>																																									
(2) 特別警報 (略) <table><tr><th>現象の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>大雨</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr><tr><td>暴風</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>高潮</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。</td></tr><tr><td>波浪</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td></tr><tr><td>暴風雪</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>大雪</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr></table> 注１ 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。 注２ 以下の現象についても特別警報に位置付ける。 <table><tr><th>現象の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>津波</td><td>高いところで 3m を超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)</td></tr><tr><td>地震（地震動）</td><td>震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置付ける)</td></tr></table>	現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降 水 量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	現象の種類	発表基準	津波	高いところで 3m を超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度 6 弱以上） を特別警報に位置付ける)	(3) 特別警報 (略) <table><tr><th>現象の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>大雨</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr><tr><td>暴風</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。<u>。</u></td></tr><tr><td>高潮</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。</td></tr><tr><td>波浪</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。<u>。</u></td></tr><tr><td>暴風雪</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。<u>。</u></td></tr><tr><td>大雪</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。<u>。</u></td></tr></table> 注１ 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。 注２ 以下の現象についても特別警報に位置付ける。 <table><tr><th>現象の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>津波</td><td>高いところで 3m を超える津波が予想される場合。<u>。</u> (大津波警報を特別警報に位置付ける)</td></tr><tr><td>地震（地震動）</td><td>震度 6 弱以上 <u>又は長周期地震動階級 4</u> の大きさの地震動が予想される場合。<u>。</u> (震度 6 弱以上 <u>又は長周期地震動 4 の緊急地震速報</u>を特別警報に位置付ける)</td></tr></table>	現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降 水 量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。 <u>。</u>	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。 <u>。</u>	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。 <u>。</u>	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 <u>。</u>	現象の種類	発表基準	津波	高いところで 3m を超える津波が予想される場合。 <u>。</u> (大津波警報を特別警報に位置付ける)	地震（地震動）	震度 6 弱以上 <u>又は長周期地震動階級 4</u> の大きさの地震動が予想される場合。 <u>。</u> (震度 6 弱以上 <u>又は長周期地震動 4 の緊急地震速報</u> を特別警報に位置付ける)	長周期地震動階級が緊急地震速報の発表基準として新たに追加されたため追記
現象の種類	発表基準																																									
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降 水 量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。																																									
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																																									
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。																																									
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合																																									
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																									
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																									
現象の種類	発表基準																																									
津波	高いところで 3m を超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)																																									
地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度 6 弱以上） を特別警報に位置付ける)																																									
現象の種類	発表基準																																									
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降 水 量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。																																									
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。 <u>。</u>																																									
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。																																									
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。 <u>。</u>																																									
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。 <u>。</u>																																									
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 <u>。</u>																																									
現象の種類	発表基準																																									
津波	高いところで 3m を超える津波が予想される場合。 <u>。</u> (大津波警報を特別警報に位置付ける)																																									
地震（地震動）	震度 6 弱以上 <u>又は長周期地震動階級 4</u> の大きさの地震動が予想される場合。 <u>。</u> (震度 6 弱以上 <u>又は長周期地震動 4 の緊急地震速報</u> を特別警報に位置付ける)																																									

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																						
(3) 気象情報 (略) (4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路 (略) (5) 水位周知河川における水位到達情報 府が指定する水位情報周知河川（石津川、西除川、東除川）について、避難判断水位及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警報水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 <table><tr><th>標 題（種類）</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>氾濫警戒情報 —(洪水警報)—</td><td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報 —(洪水警報)—</td><td>いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</td></tr><tr><td>氾濫発生情報 —(洪水警報)—</td><td>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。</td></tr></table> (6) 大和川洪水予報 (略) <table><tr><th>標 題（種類）</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td><td>いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td>いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</td></tr></table> (4) 気象情報 (略) (5) 気象予警報等の関係機関への伝達経路 (略) (6) 水位周知河川における水位到達情報 府が指定する水位情報周知河川（石津川、西除川、東除川）について、避難判断水位及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警報水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 <u>また、府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川は雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。</u> (7) 大和川洪水予報 (略) <table><tr><th>標 題（種類）</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td><td><u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</u> 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td><u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状</u></td></tr></table> 大阪府地域防災計画の修正内容を反映 最新の発表基準を反映	標 題（種類）	発 表 基 準	氾濫警戒情報 —(洪水警報)—	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	氾濫危険情報 —(洪水警報)—	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	氾濫発生情報 —(洪水警報)—	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。	標 題（種類）	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	標 題（種類）	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	氾濫警戒情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</u> 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状</u>
標 題（種類）	発 表 基 準																							
氾濫警戒情報 —(洪水警報)—	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。																							
氾濫危険情報 —(洪水警報)—	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。																							
氾濫発生情報 —(洪水警報)—	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。																							
標 題（種類）	発 表 基 準																							
氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。																							
氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。																							
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。																							
標 題（種類）	発 表 基 準																							
氾濫注意情報 (洪水注意報)	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。																							
氾濫警戒情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</u> 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。																							
氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状</u>																							

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））			今回修正		修正理由（微細な文言修正は省略）				
			(洪水警報)	<u>況が継続しているとき、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 危険な場所から <u>の</u> 全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。					
	氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が あり 直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。	氾濫発生情報（洪水警報）	<u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が <u>迫っているため</u> 、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。					
大阪管区气象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所は、大和川について、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を示してその状況を知事及び市長に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。 知事は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。 (7) 水防警報（【別図１－３】の伝達経路による。） (略) (8) 火災気象通報 (略) 2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr></table>			種 類	概 要	近畿地方整備局大和川河川事務所は、大和川について、<u>大阪管区气象台と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を、知事及びに通知するとともに</u>、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 知事は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。 (<u>8</u>) 水防警報（【別図１－３】の伝達経路による。） (略) (<u>9</u>) 火災気象通報 (略) 2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr></table>		種 類	概 要	現行の運用体制を反映
種 類	概 要								
種 類	概 要								

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正			修正理由（微細な文言修正は省略）
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用		土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。		洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））			今回修正			修正理由（微細な文言修正は省略）																				
流域雨量指数の予測値		水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値		水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。																					
(新設)			キキクルの色分け <table><tr><th>色</th><th>意 味</th><th>警戒レベル</th></tr><tr><td>黒</td><td><u>既に安全な避難ができず、命が危険な状況を示す。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</u></td><td><u>5 相当</u></td></tr><tr><td>紫</td><td><u>危険な場所にいる人は、全員避難する必要がある状況を示す。</u></td><td><u>4 相当</u></td></tr><tr><td>赤</td><td><u>危険な場所にいる高齢者等は、避難する必要がある状況を示す。</u></td><td><u>3 相当</u></td></tr><tr><td>黄</td><td><u>自らの避難行動を確認すべき状況を示す。</u></td><td><u>2 相当</u></td></tr><tr><td>白（水色）</td><td><u>今後の情報等に留意する。</u></td><td><u>二</u></td></tr></table>			色	意 味	警戒レベル	黒	<u>既に安全な避難ができず、命が危険な状況を示す。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</u>	<u>5 相当</u>	紫	<u>危険な場所にいる人は、全員避難する必要がある状況を示す。</u>	<u>4 相当</u>	赤	<u>危険な場所にいる高齢者等は、避難する必要がある状況を示す。</u>	<u>3 相当</u>	黄	<u>自らの避難行動を確認すべき状況を示す。</u>	<u>2 相当</u>	白（水色）	<u>今後の情報等に留意する。</u>	<u>二</u>	上の表の複数項目に同内容で記載されていたが、色分けは共通であるため別表に分け、最新の色分けに内容変更		
色	意 味	警戒レベル																								
黒	<u>既に安全な避難ができず、命が危険な状況を示す。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</u>	<u>5 相当</u>																								
紫	<u>危険な場所にいる人は、全員避難する必要がある状況を示す。</u>	<u>4 相当</u>																								
赤	<u>危険な場所にいる高齢者等は、避難する必要がある状況を示す。</u>	<u>3 相当</u>																								
黄	<u>自らの避難行動を確認すべき状況を示す。</u>	<u>2 相当</u>																								
白（水色）	<u>今後の情報等に留意する。</u>	<u>二</u>																								
3 土砂災害警戒情報の伝達 (1) 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講ずる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、法第 51 条、第 55 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条） ※土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測 が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に			3 土砂災害警戒情報の伝達 (1) 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u>とき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。<u>土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。</u>また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講ずる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、<u>災害対策基本</u>法第 51 条、第 55 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条） ※土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を<u>直接的に</u>反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測 が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩			大阪府地域防災計画の記載と整合																				

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第２ 住民への周知 【市長公室、危機管理室、区役所】 (略) 【別図 1－1】 気象予警報等の関係機関への伝達経路 The flowchart illustrates the communication channels for disaster response. On the left, a vertical bar lists the entities: 大阪府 (Osaka Prefecture), 気象台 (Weather Station), and 区 (Ward). From 大阪府, arrows point to 消防庁 (Ministry of Fire and Disaster Management), 大阪府危機管理室 (Osaka Prefecture Crisis Management Room), and 近畿地方整備局 (Kansai Regional Bureau of Public Works). From 消防庁, an arrow points to 鳳土木事務所・富田林土木事務所 (Fudoji & Tomita Engineering), which then points to 堺市 (消防局) (Sakai City Fire Department). From 大阪府危機管理室, an arrow points to 堺市 (危機管理) (Sakai City Crisis Management). Both 堺市 (消防局) and 堺市 (危機管理) point to 消防署等 (Fire Stations, etc.). From 近畿地方整備局, an arrow points to 各河川・国道事務所 (River and National Road Offices). From 気象台, an arrow points to ☆西日本電信電話（株）または東日本電信電話（株） (Nippon Telegraph and Telephone Co., Ltd. or Nippon Telegraph and Telephone Co., Ltd.), which points to 堺市 注3 (Sakai City, Note 3). From 区, an arrow points to 日本放送協会大阪拠点放送局 (NHK Osaka Base Station), which points to 放送事業者 (Broadcasting Companies). From 放送事業者, an arrow points to 報道各社 (News Companies). From 気象台, an arrow points to 私鉄各社 (Private Railways). From 大阪海上保安監部 (Osaka Maritime Security Department), an arrow points to 堺海上保安署 (Sakai Maritime Security Office), which points to 船舶 (Ships). From 関西空港海上保安航空基地 (Kansai International Airport Maritime Security Air Base), an arrow points to 船舶. The final destination is a vertical bar on the right listing: 住民・学校・福祉施設・その他 (Residents, Schools, Welfare Facilities, etc.). (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。 2 ☆印は、特別警報、警報のみ 3 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。（気象業務法第 15 条の 2） (新設) (略) 第２節 組織動員 (略) 第１ 災害対策本部の組織体制 【危機管理室】 (略)	第２ 住民への周知 【市長公室、危機管理室、区役所】 (略) 【別図 1－1】 気象予警報等の関係機関への伝達経路 This flowchart is identical to the previous one but includes updates. Red asterisks (※) are placed next to the arrows from 気象台 to 放送事業者, 報道各社, 私鉄各社, and 第五管区海上保安 (Fifth District Maritime Security). The box for 第五管区海上保安 is highlighted in red. The box for 大阪海上保安監部 is also highlighted in red. The final destination bar on the right is the same. (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。 2 ☆印は、特別警報、警報のみ 3 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。（気象業務法第 15 条の 2） 4 ※印は受信者側の設定により情報取得 (略) 第２節 組織動員 (略) 第１ 災害対策本部の組織体制 【危機管理室】 (略)	

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）																																										
1 設置基準 （略） （4）危機管理センター ア 堺市に大雨、洪水又は暴風警報が発表されたとき。 （略） 5 所掌事務 （略） （2）区対策本部の所掌事務 （略） ソ 火災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。 （略） 第２ 職員動員計画 【危機管理室】 （略） 1 配備の基準 《風水害・土砂災害》 <table><tr><th colspan="2">体 制</th><th>条 件</th><th>人 員</th></tr><tr><td rowspan="6">危機管理センター</td><td rowspan="2">風水害１号配備</td><td>堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき</td><td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>情報収集及び災害警戒が必要なとき</td></tr><tr><td rowspan="2">風水害２号配備</td><td>堺市域に暴風警報が発表されたとき</td><td rowspan="2">軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき</td></tr><tr><td rowspan="2">風水害３号配備</td><td>避難所開設が見込まれるとき</td><td rowspan="2">総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>風水害対策配備</td><td>市域に特別警報が発表されたとき</td><td></td></tr></table>	体 制		条 件	人 員	危機管理センター	風水害１号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	情報収集及び災害警戒が必要なとき	風水害２号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき	風水害３号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	災害対策本部	風水害対策配備	市域 に 特別警報が発表されたとき		1 設置基準 （略） （4）危機管理センター ア 堺市に大雨、洪水、<u>暴風、高潮</u>警報（<u>警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報含む</u>）が発表されたとき。 （略） 5 所掌事務 （略） （2）区対策本部の所掌事務 （略） ソ <u>罹</u>災証明<u>書</u>（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。 （略） 第２ 職員動員計画 【危機管理室】 （略） 1 配備の基準 《風水害・土砂災害》 <table><tr><th colspan="2">体 制</th><th>条 件</th><th>人 員</th></tr><tr><td rowspan="6">危機管理センター</td><td rowspan="2">風水害１号配備</td><td>堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき</td><td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>情報収集及び災害警戒が必要なとき</td></tr><tr><td rowspan="2">風水害２号配備</td><td>堺市域に暴風警報が発表されたとき</td><td rowspan="2">軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報・<u>高潮注意報または高潮警報</u>が発表されたとき</td></tr><tr><td rowspan="2">風水害３号配備</td><td>避難所開設が見込まれるとき</td><td rowspan="2">総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>風水害対策配備</td><td><u>堺市域で特別警報（風水害に関するもの）</u>が発表されたとき</td><td><u>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</u></td></tr></table>	体 制		条 件	人 員	危機管理センター	風水害１号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	情報収集及び災害警戒が必要なとき	風水害２号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報・ <u>高潮注意報または高潮警報</u> が発表されたとき	風水害３号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	災害対策本部	風水害対策配備	<u>堺市域で特別警報（風水害に関するもの）</u> が発表されたとき	<u>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</u>	最新の設置基準を反映 現行の参集体制を反映
体 制		条 件	人 員																																									
危機管理センター	風水害１号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																									
		情報収集及び災害警戒が必要なとき																																										
	風水害２号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																									
		堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき																																										
	風水害３号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																									
		災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき																																										
災害対策本部	風水害対策配備	市域 に 特別警報が発表されたとき																																										
体 制		条 件	人 員																																									
危機管理センター	風水害１号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																									
		情報収集及び災害警戒が必要なとき																																										
	風水害２号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																									
		堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報・ <u>高潮注意報または高潮警報</u> が発表されたとき																																										
	風水害３号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																									
		災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき																																										
災害対策本部	風水害対策配備	<u>堺市域で特別警報（風水害に関するもの）</u> が発表されたとき	<u>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</u>																																									

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））					今回修正					修正理由（微細な文言修正は省略）
		陸上での最大風速が秒速 30メートル以上の台風が市域に上陸又は最接近することが見込まれるとき					陸上での最大風速が秒速 30メートル以上の台風が市域に上陸又は最接近することが見込まれるとき			
		市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき					大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき			
		その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき					堺市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき			
		その他市長が必要と認めたとき					その他市長が必要と認めたとき			
	全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員		全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員	○センター員全員		
					※ センター長は、災害の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。					
(略)										
第３節 警戒活動										
(略)										
第１ 気象観測情報の収集伝達 【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】										
(略)										
2 河川・ため池水位										
(略)										
(3) 市域に設置された水位計により水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、市及び防災関係機関は相互に情報伝達をする。										
(略)										
4 情報交換の徹底										
市、 防災関係機関及び水防管理者は 気象観測情報等の交換 など、相互連絡 に努める。										
(略)										
第２ 水防警報、洪水予報及び警戒活動等 【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】										
(略)										
5 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表										
国土交通大臣及び知事は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川〕について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特										

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知するし報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知し報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （略） 第３ 水防活動 【建設局、消防局、産業振興局、府】 （略） １ 河川巡視及び水門の操作等 （略） （２）重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始し所轄の現地指導班長（施設管理者）に報告する。 （略） イ 堤防からの溢水状況 （略） （４）水門等の遅滞のない操作及び水門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。 （略） ３ 水門等の管理者、操作担当者等 （１）気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に水門等の開閉を行う。 （２）水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。 （略） 第５ 異常現象発見時の通報 【危機管理室】 （略） ２ 水害（河川、海岸、ため池等） 堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下など （略） 第６ ライフライン・交通等警戒活動 【上下水道局、各関係事業者】 （略） １ ライフライン事業者	の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知するし報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮特別警戒水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知し報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （略） 第３ 水防活動 【建設局、消防局、産業振興局、府】 （略） １ 河川巡視等 （略） （２）重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始し所轄の現地指導班長（施設管理者）に報告する。 （略） イ 堤防からの越水状況 （略） （削除） （略） （削除） （略） 第５ 異常現象発見時の通報 【危機管理室】 （略） ２ 水害（河川、海岸、ため池等） 堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下など （略） 第６ ライフライン・交通等警戒活動 【上下水道局、各関係事業者】 （略） １ ライフライン事業者	文言修正 ここでの「水門等」は防潮扉を指していたが、R3年度に市内の防潮扉を撤去したため、操作に関する記載を削除 同上

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） （３）ガス（大阪ガス株式会社） （略） （４）電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社等） 第８ 物資等の事前状況確認 【危機管理室】 大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行い、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 （略） 第４節 避難誘導 （略） 第１ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 【危機管理室】 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。 （略）	（略） （３）ガス（大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>） （略） （４）電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u>） 第８ 物資等の事前状況確認 【危機管理室】 大規模な災害発生のおそれがある場合、<u>市及び府</u>は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行い、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 （略） 第４節 避難誘導 （略） 第１ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 【危機管理室】 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示<u>する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、</u>住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。 （略）	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）
1 避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動				1 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）				最新の気象庁の啓発情報と整合
警戒レベル	住民 等がとるべき行動	行動を 住民 等に促す情報	住民 が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報	警戒レベル	居住者 等がとるべき行動	行動を 居住者 等に促す情報	居住者等 が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 <u>（警戒レベル相 当情報）</u>	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、 など 災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性） （気象庁が発表）		警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）		
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認し、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨 注意報 ・洪水 注意報 ・高潮注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂 災害に関するメッセージ情報 （注意） ・高潮 注意報	警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認し、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂 キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） （注意） ・府が提供する 土砂災害危険度情報（注意）	
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等※は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （市町村が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂 災害に関するメッセージ情報 （警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報	警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等※は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （市町村 長 が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂 キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） （警戒） ・府が提供する 土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能	

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）
警戒レベル４	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市町村が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） （ 非常に危険 ） ・土砂災害警戒情報 ・土砂 災害に関するメッシュ情報 （ 非常に危険 ） ・高潮警報 ・高潮特別警報	警戒レベル４	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市町村 長 が発令）	性に言及する 高潮注意報	
	警戒レベル５		命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。		緊急安全確保 （市町村が発令）		・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・高潮氾濫発生情報	
（略） 注２ 市町村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意し、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。 注３ 市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。 注４ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。 注 ５ 緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令できるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。 （新設）				警戒レベル５	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市町村 長 が発令）	・氾濫発生情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害））※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・ 浸水キキクル（大雨警報（浸	

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）
				水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報	
	（略） 注 2 市町村長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意し、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。 注 3 市町村長が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。 （削除） 注 4 緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５の災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1 の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。 注 5 気象庁は令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。				
2 避難情報実施者 (1) 緊急安全確保、避難指示 ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。 また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。 これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。 さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。	2 避難情報実施者 (1) 緊急安全確保、避難指示 ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。 また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。 これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。 さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。				
（略）	（略）				
キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。	キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。				

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））					今回修正					修正理由（微細な文言修正は省略）
実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令	実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令	
市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第 60 条	市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第 60 条	
府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第 60 条	府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第 60 条	
府知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	府知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条			地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条	
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	法第 61 条	警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	法第 61 条	
			人命 を しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条				人命 を しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第 94 条	自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第 94 条	
水防管理者	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	水防管理者	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	
(略)					(略)					
3 住民への周知					3 住民への周知					
市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。					市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。					
また、 府及び市 、事業者は、避難者のニーズを十分把握するため相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。					また、 <u>市及び府</u> 、事業者は、避難者のニーズを十分把握するため相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。					

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第２ 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会】 （略） 第３ 広域避難 【危機管理室】 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。 また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 （略） 第５ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、教育委員会、区役所】 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。 （略） 第２章 災害発生後の活動 （略） 第１節 災害情報の収集伝達 （略） 第１ 情報収集伝達経路 【危機管理室】 （略） １ 情報連絡体制 （略） （１）有線通信 （略） イ FAXの利用 災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、FAXによる。 （略） （２）無線通信 （略）	（略） 第２ 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会、<u>危機管理室</u>】 （略） 第３ 広域避難 【危機管理室】 市は、災害の予測規模、避難者数等に<u>鑑み</u>、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。 また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に<u>は</u>、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 （略） 第５ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、教育委員会、区役所】 災害の規模に<u>鑑み</u>、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。 （略） 第２章 災害発生後の活動 （略） 第１節 災害情報の収集伝達 （略） 第１ 情報収集伝達経路 【危機管理室】 （略） １ 情報連絡体制 （略） （１）有線通信 （略） イ <u>ファクシミリ</u>の利用 災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、<u>ファクシミリ</u>による。 （略） （２）無線通信 （略）	

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
イ 堺市防災行政無線（移動系） （略） （新設） (3) その他 ア 大阪府防災情報システム 府域にかかる気象情報、雨量・水位情報収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。 イ 堺市防災テレメータシステム 市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステムのほか、将来的には被害情報、救援情報などの災害対策支援情報の収集配信ができる統合情報システムを構築する。 ウ テレビ会議システム 堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関さらに、消防本部、救急ロータステーション、消防署間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。 （略） 第２ 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 １ 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。 （略） ３ 初動期の情報収集 (1) 情報収集内容 災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。	イ <u>IP 無線又は</u>堺市防災行政無線（移動系） （略） <u>キ 近畿地方非常通信協議会 堺市非常通信ルート</u> (3) その他 ア 大阪府防災情報システム <u>市域における避難所状況の把握や被害情報の</u>収集、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。 イ 防災<u>関連</u>システム 市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステム<u>や職員への参集連絡を行う職員招集システム等を活用</u>する。 ウ <u>Web</u>会議システム 堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができる <u>Web</u>会議システムを活用する。 （略） 第２ 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 １ 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行い、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。<u>安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う</u>。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。 （略） ３ 初動期の情報収集 (1) 情報収集内容 災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。	職員間の連絡手段として IP 無線を導入したため追記 防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。 （略） ４ 被害情報の収集・報告 初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び土砂災害等の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。 被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びFAX等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しFAX等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。 （略） 第３ 通信手段の確保 【危機管理室】 １ 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話を活用し、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討のうえ、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。 （略） ２ 電機通信事業者 （略） ３ 西日本電信電話株式会社（大阪支店） 西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機	この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。</u> （略） ４ 被害情報の収集・報告 初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び土砂災害等の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。 被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及び<u>ファクシミリ</u>等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、府に対して行う。<u>た</u>だし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載し<u>ファクシミリ</u>等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。 （略） 第３ 通信手段の確保 【危機管理室】 １ 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話を活用し、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用<u>若</u>しくは徒歩）等検討のうえ、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、<u>市及び府</u>は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。 （略） ２ 電気通信事業者 （略） ３ 西日本電信電話株式会社（<u>関西</u>支店） 西日本電信電話株式会社（<u>関西</u>支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機	防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。 （略） 第２節 災害広報 （略） 第１ 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】 市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 （略） ３ 府 府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。 （略） ７ 大阪ガス株式会社 （略） （２）災害発生時（供給停止をした場合） ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。 イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。 （３）ガス供給を再開する場合 （略） ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。 （略） ８ 広報活動の実施 （略） （１）市民に対する広報 （略） カ 要配慮者に配慮した広報	関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。 （略） 第２節 災害広報 （略） 第１ 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】 市及び防災関係機関は、相互に連携し、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 （略） ３ 府 府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。 （略） ７ 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 （略） （２）災害発生時（供給停止をした場合） ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社から連絡があるまで待つこと。 イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。 （３）ガス供給を再開する場合 （略） ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社に連絡すること。 （略） ８ 広報活動の実施 （略） （１）市民に対する広報 （略） カ 要配慮者に配慮した広報	

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）												
点字やFAX、携帯電話へのメール等多様な手段の活用により、障害特性に配慮した広報を行う。 （略） 第２ 広聴活動 【市長公室、区役所】 大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握する。また、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用FAXを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。 （略） 第３節 広域応援等の要請・受入れ （略） 第１ 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】 （略） １ 大阪府知事に対する応援の要求等 （略） （６）その他必要な事項 <table><tr><th>連絡先</th><th>府防災行政無線</th><th>電話</th></tr><tr><td>大阪府危機管理室</td><td>（８８－） 220-8921 FAX（８８－） 220-8821</td><td>06-6944-6021 FAX 06-6944-6654</td></tr></table> （８８－）は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番 （略） 第３ 応急対策職員派遣制度に基づく支援 【危機管理室】 総務省は、府及び市等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 （略） 第５節 自衛隊の災害派遣 （略） 第１ 派遣要請 【危機管理室】 （略）	連絡先	府防災行政無線	電話	大阪府危機管理室	（８８－） 220-8921 FAX （８８－） 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654	点字や<u>ファクシミリ</u>、携帯電話へのメール等多様な手段の活用により、障害特性に配慮した広報を行う。 （略） 第２ 広聴活動 【市長公室、区役所】 大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握する。また、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用<u>ファクシミリ</u>を備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。 （略） 第３節 広域応援等の要請・受入れ （略） 第１ 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】 （略） １ 大阪府知事に対する応援の要求等 （略） （６）その他必要な事項 <table><tr><th>連絡先</th><th>府防災行政無線</th><th>電話</th></tr><tr><td>大阪府危機管理室</td><td>（８８－） 220-8921 <u>ファクシミリ</u>（８８－） 220-8821</td><td>06-6944-6021 <u>ファクシミリ</u> 06-6944-6654</td></tr></table> （８８－）は、市役所本庁舎内の電話（<u>ファクシミリ</u>）から通信する場合の特番 （略） 第３ 応急対策職員派遣制度に基づく支援 【危機管理室】 総務省は、<u>市及び府</u>等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、<u>市及び府</u>は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 （略） 第５節 自衛隊の災害派遣 （略） 第１ 派遣要請 【危機管理室】 （略）	連絡先	府防災行政無線	電話	大阪府危機管理室	（８８－） 220-8921 <u>ファクシミリ</u> （８８－） 220-8821	06-6944-6021 <u>ファクシミリ</u> 06-6944-6654	
連絡先	府防災行政無線	電話												
大阪府危機管理室	（８８－） 220-8921 FAX （８８－） 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654												
連絡先	府防災行政無線	電話												
大阪府危機管理室	（８８－） 220-8921 <u>ファクシミリ</u> （８８－） 220-8821	06-6944-6021 <u>ファクシミリ</u> 06-6944-6654												

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））				今回修正				修正理由（微細な文言修正は省略）																																																			
2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。								2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。																																																			
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>通信手段の別</th><th>電話等</th></tr><tr><td rowspan="5">陸上</td><td rowspan="3">第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）</td><td>NTT</td><td>0725－41－0090 内線：236～239、内線 FAX：421</td></tr><tr><td>大阪府防災行政無線</td><td>825-0、FAX：825-5 （内線からは 88－825）</td></tr><tr><td>堺市防災行政無線</td><td>ぼうさいせんぼく 20</td></tr><tr><td rowspan="2">第３師団 （千僧駐屯地）</td><td>NTT</td><td>072－781－0021 内線 3734～5、内線 FAX：3724</td></tr><tr><td>大阪府防災行政無線</td><td>823-0</td></tr><tr><td rowspan="2">海上</td><td>阪神基地隊</td><td>NTT</td><td>078－441－1001</td></tr><tr><td>呉地方総監部</td><td>NTT</td><td>0823－22－5511</td></tr></table>				区分		通信手段の別	電話等	陸上	第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）	NTT	0725－41－0090 内線：236～239、内線 FAX ：421	大阪府防災行政無線	825-0、 FAX ：825-5 （内線からは 88－825）	堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20	第３師団 （千僧駐屯地）	NTT	072－781－0021 内線 3734～5、内線 FAX ：3724	大阪府防災行政無線	823-0	海上	阪神基地隊	NTT	078－441－1001	呉地方総監部	NTT	0823－22－5511	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>通信手段の別</th><th>電話等</th></tr><tr><td rowspan="5">陸上</td><td rowspan="3">第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）</td><td>NTT</td><td>0725－41－0090 内線：236～239、 内線<u>ファクシミリ</u>：421</td></tr><tr><td>大阪府防災行政無線</td><td>825-0、<u>ファクシミリ</u>：825-5 （内線からは 88－825）</td></tr><tr><td>堺市防災行政無線</td><td>ぼうさいせんぼく 20</td></tr><tr><td rowspan="2">第３師団 （千僧駐屯地）</td><td>NTT</td><td>072－781－0021 内線 3734～5、 内線<u>ファクシミリ</u>：3724</td></tr><tr><td>大阪府防災行政無線</td><td>823-0</td></tr><tr><td rowspan="2">海上</td><td>阪神基地隊</td><td>NTT</td><td>078－441－1001</td></tr><tr><td>呉地方総監部</td><td>NTT</td><td>0823－22－5511</td></tr></table>				区分		通信手段の別	電話等	陸上	第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）	NTT	0725－41－0090 内線：236～239、 内線 <u>ファクシミリ</u> ：421	大阪府防災行政無線	825-0、 <u>ファクシミリ</u> ：825-5 （内線からは 88－825）	堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20	第３師団 （千僧駐屯地）	NTT	072－781－0021 内線 3734～5、 内線 <u>ファクシミリ</u> ：3724	大阪府防災行政無線	823-0	海上	阪神基地隊	NTT	078－441－1001	呉地方総監部	NTT	0823－22－5511				
区分		通信手段の別	電話等																																																								
陸上	第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）	NTT	0725－41－0090 内線：236～239、内線 FAX ：421																																																								
		大阪府防災行政無線	825-0、 FAX ：825-5 （内線からは 88－825）																																																								
		堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20																																																								
	第３師団 （千僧駐屯地）	NTT	072－781－0021 内線 3734～5、内線 FAX ：3724																																																								
		大阪府防災行政無線	823-0																																																								
海上	阪神基地隊	NTT	078－441－1001																																																								
	呉地方総監部	NTT	0823－22－5511																																																								
区分		通信手段の別	電話等																																																								
陸上	第３師団 第 37 普通科連隊 （信太山駐屯地）	NTT	0725－41－0090 内線：236～239、 内線 <u>ファクシミリ</u> ：421																																																								
		大阪府防災行政無線	825-0、 <u>ファクシミリ</u> ：825-5 （内線からは 88－825）																																																								
		堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20																																																								
	第３師団 （千僧駐屯地）	NTT	072－781－0021 内線 3734～5、 内線 <u>ファクシミリ</u> ：3724																																																								
		大阪府防災行政無線	823-0																																																								
海上	阪神基地隊	NTT	078－441－1001																																																								
	呉地方総監部	NTT	0823－22－5511																																																								
（略）								（略）																																																			
第 6 節 消火・救助・救急活動								第 6 節 消火・救助・救急活動																																																			
（略）								（略）																																																			
第 2 消防局 【消防局】								第 2 消防局 【消防局】																																																			
（略）								（略）																																																			
1 警防体制								1 警防体制																																																			
（略）								（略）																																																			
(3) 職員の招集								(3) 職員の招集																																																			
（略）								（略）																																																			
エ 風水害被害が発生した場合は、通信指令課長は第 1 項による連絡を行い、課長等は招集を行い、特に指定された職員は、招集により参集指定場所に参集しなければならない。								（削除）																																																			
（略）								（略）																																																			
第 8 節 交通規制・緊急輸送活動								第 8 節 交通規制・緊急輸送活動																																																			
（略）								（略）																																																			
第 1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】								第 1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】																																																			
1 緊急交通路の確保								1 緊急交通路の確保																																																			
（略）								（略）																																																			
(3) 緊急交通路確保のための措置								(3) 緊急交通路確保のための措置																																																			
府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、 府及び市 に連絡する。								府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、 <u>市及び府</u> に連絡する。																																																			

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）							
（略） （新設） （4）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 （略） （5）交通規制の標識等の設置 （略） （6）大阪府警備業協会との連携 （略） 第３ 航空輸送 【危機管理室】 （略） （新設） 第４ 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 １ 物資配送拠点の選定 （略） 【候補地】 <table><tr><td>堺市総合防災センター</td></tr><tr><td>堺市産業振興センターイベントホール</td></tr><tr><td>大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド</td></tr><tr><td>泉北水再生センター</td></tr></table>	堺市総合防災センター	堺市産業振興センターイベントホール	大阪 府立大学構内の 体育館及び グラウンド	泉北水再生センター	（略） <u>（4）災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応</u> <u>鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。</u> <u>（注） 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。</u> （5）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 （略） （6）交通規制の標識等の設置 （略） （7）大阪府警備業協会との連携 （略） 第３ 航空輸送 【危機管理室】 （略） <u>３ 航空運用調整</u> <u>（1）府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u> <u>（2）航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u> <u>（3）航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> 第４ 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、区役所】 １ 物資配送拠点の選定 （略） 【候補地】 <table><tr><td>堺市産業振興センターイベントホール</td></tr><tr><td>大阪公立大学中百舌鳥キャンパス体育館</td></tr><tr><td>そのほか民間事業者施設</td></tr></table>	堺市産業振興センターイベントホール	大阪 公立大学中百舌鳥キャンパス 体育館	その ほか 民間事業者施設	大阪府地域防災計画の修正内容を反映 大阪府地域防災計画の修正内容を反映 総合防災センターの代替施設の候補地であるため、総合防災センターを削除。その他、現行の体制に合わせて修正
堺市総合防災センター									
堺市産業振興センターイベントホール									
大阪 府立大学構内の 体育館及び グラウンド									
泉北水再生センター									
堺市産業振興センターイベントホール									
大阪 公立大学中百舌鳥キャンパス 体育館									
その ほか 民間事業者施設									

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））		今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
大浜・塩浜埠頭―堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設 その他民間事業者施設			
（略）		（略）	
第 10 節 ライフライン・放送の確保		第 10 節 ライフライン・放送の確保	
（略）		（略）	
第 2 各事業者における対応 【上下水道局、各関係事業者】		第 2 各事業者における対応 【上下水道局、各関係事業者】	
（略）		（略）	
4 ガス（大阪ガス株式会社）		4 ガス（大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>）	
（略）		（略）	
5 電気通信（西日本電信電話株式会社（<u>大阪</u>支店）、KDDI 株式会社（関西総支社））		5 電気通信（西日本電信電話株式会社（<u>関西</u>支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、<u>ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>）	
（略）		（略）	
第 13 節 災害救助法の適用		第 13 節 災害救助法の適用	
災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。		災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。 <u>また、災害が発生するおそれがある段階で、国及び府が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合においても、同法に基づく救助活動を実施する。</u>	大阪府地域防災計画の修正内容を反映（災救法の早期適用を促進）
（略）		（略）	
第 2 救助の内容 【危機管理室】		第 2 救助の内容 【危機管理室】	
1 救助の内容		1 救助の内容	
災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。		災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 <u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</u>	上述の早期適用が行われた場合の具体的な救助内容を追記
（略）		（略）	
第 14 節 指定避難所の開設・運営		第 14 節 指定避難所の開設・運営	
（略）		（略）	
第 1 指定避難所の開設 【危機管理室、区役所、教育委員会】		第 1 指定避難所の開設 【危機管理室、区役所、教育委員会】	
（略）		（略）	
2 指定避難所開設の期間		2 指定避難所開設の期間	
災害発生の日から最<u>大限</u>7 日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。		災害発生の日から最<u>長</u>7 日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。	

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第２ 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】 （略） ２ 指定避難所の管理、運営の留意点 市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。 また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウトティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。 （略） （新設） (5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施 (6) 間仕切りの設置 (7) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置） (8) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮 (9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める (10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保 (11) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供 (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は３：１を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備 (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ 団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること	（略） 第２ 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】 （略） ２ 指定避難所の管理、運営の留意点 市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。 また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウトティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。 （略） <u>(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</u> (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施 (7) 間仕切りの設置 (8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置） (9) 高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮 (10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること (11) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保 （削除） (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は３：１を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備すること (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ 団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提	曖昧な記載であった大阪府地域防災計画の記載を参考に具体的な内容に変更 防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映 生理用品、乳児用食料等は、国が示す備蓄における重要 11 品目にも含まれており（本市においても目標備蓄数は達している）、他にも記載があること、他の食糧等と同様に当然にして備蓄・提供される物であることから本項目（運営の留意点）からは削除

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
(15) テレビ、ラジオ、<u>臨時公衆電話</u>、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること (16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮 (17) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮 (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること （新設） (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと (20) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 （略） 第３ 指定避難所外避難者の対応 【健康福祉局、区役所】 （略） 第４ 指定避難所の早期解消のための取組み 【建築都市局】 （略） 第３ 指定避難所外避難者の対応 【健康福祉局、区役所】 （略） 第 15 節 緊急物資の供給 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情	供を行うよう努めること (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること (15) テレビ、ラジオ、<u>災害時優先電話</u>、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること (16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮<u>すること</u> (17) 宗教上の食事に制限のある者への配慮 (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること <u>(19) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること</u> (20) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換を行うこと (21) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努め、<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有すること</u> （略） 第３ 指定避難所外避難者の対応 【健康福祉局、区役所、<u>危機管理室</u>】 （略） 第４ 指定避難所の早期解消のための取組 【建築都市局】 （略） 第３ 指定避難所外避難者の対応 【健康福祉局、区役所、<u>危機管理室</u>】 （略） 第 15 節 緊急物資の供給 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情	アレルギーの記載が今回追記した上述（５）と重複するため削除 大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
し、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。 （略） 第２ 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 （略） １ 供給内容 応急的に供給する食料は、本市が備蓄するアルファ化米等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。また、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じて供給する。 （略） ２ 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。 （略） 第 16 節 保健衛生活動 市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。 （略） 第 17 節 避難行動要支援者支援 （略） 第 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】 １ 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 （１）災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。	を考慮し、<u>食物アレルギーに配慮した食料の確保</u>、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。 （略） 第２ 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、区役所】 （略） １ 供給内容 応急的に供給する食料は、本市が備蓄する<u>レトルト食品</u>等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。また、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じて供給する。 （略） ２ 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チーム（<u>危機管理室、財政局、会計室が担当</u>）を設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。 （略） 第 16 節 保健衛生活動 市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、<u>市及び府</u>は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。 （略） 第 17 節 避難行動要支援者支援 （略） 第 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】 １ 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 （１）<u>市は、自治会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉専門職等と連携し、避難所や自宅で避難生活を送っている避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に努める。</u>また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。	防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正内容を反映 アルファ化米は別途水での調理が必要になることから、調理不要なレトルト食品に置き換えていく方針であるため記載変更 チームの構成部局を明記（詳細は物資供給マニュアルにて別に規定） 民生委員等が避難誘導を実施する内容になっていたが、令和４年度から全国民生委員・児童委員協議会が示す指針において自身の避難を最優先することとされているため記載変更

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
（略） 第 18 節 社会秩序の維持 （略） 第 1 住民への呼びかけ 【市民人権局】 （略） 第 2 警戒活動の強化 【市民人権局】 （略） 第 3 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】 （略） 5 金融機関における預貯金払戻等 （1）市は、府を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。 ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、<u>火災</u>証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。 （略） 第 19 節 住宅の応急確保 市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。 （略） 第 3 建設型仮設住宅の建設 【建築都市局】 市は府の委任により、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。）を供与する。 1 建設型住宅の管理は、市及び府で協力して行う。 （略）	（略） 第 18 節 社会秩序の維持 （略） 第 1 住民への呼びかけ 【市民人権局、<u>区役所</u>】 （略） 第 2 警戒活動の強化 【市民人権局、<u>区役所</u>】 （略） 第 3 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】 （略） 5 金融機関における預貯金払戻等 （1）市は、府を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。 ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、<u>罹災</u>証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。 （略） 第 19 節 住宅の応急確保 市は、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、</u>高齢者、障害者を優先する。 （略） 第 3 建設型<u>応急</u>住宅の建設 【建築都市局】 市は、<u>府</u>の委任により、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型<u>応急</u>住宅（建設して供与するものをいう。）を供与する。 1 建設型<u>応急</u>住宅の管理は、市及び府で協力して行う。	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
３ 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として２年以内とする。 ４ 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。 第４ 民間賃貸住宅の借上げ 【建築都市局】 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急仮設住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。 第５ 借上型仮設住宅の運営管理 【建築都市局、健康福祉局】 市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 第６ 公共住宅への一時入居 【建築都市局】 府の委任による建設型仮設住宅の建設及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。 （略） 第 20 節 応急教育等 （略） 第 2 応急教育体制の確立 【教育委員会】 （略） １ 報告・応急措置 （略） （１）報告 （略） イ 幼児・児童・生徒のり災状況 ウ 教職員のり災状況 （略） ２ 応急教育の実施 （略） （１）応急教育の実施	（略） ３ 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として２年以内とする。 ４ 高齢者、障害者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。 第４ 民間賃貸住宅の借上げ 【建築都市局】 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。 第５ 賃貸型応急住宅の運営管理 【建築都市局、健康福祉局】 市は、府の委任により、賃貸型応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、賃貸型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、賃貸型応急住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 第６ 公共住宅への一時入居 【建築都市局】 府の委任による建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。 （略） 第 20 節 応急教育等 （略） 第 2 応急教育体制の確立 【教育委員会】 （略） １ 報告・応急措置 （略） （１）報告 （略） イ 幼児・児童・生徒の罹災状況 ウ 教職員の罹災状況 （略） ２ 応急教育の実施 （略） （１）応急教育の実施	大阪府地域防災計画の修正内容を反映（賃貸型応急住宅の活用促進）

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。 （略） 第３ 学校給食の応急措置 【教育委員会】 （略） ２ 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、り災者の焚き出しとの区別に留意する。 （略） 第 21 節 廃棄物の処理 （略） 第 ３ 災害廃棄物等処理 【環境局】 （略） ２ 処理活動 （１）災害廃棄物等撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬等を産廃業者等に依頼する。 （略） （３）一時集積所に保管している災害廃棄物等の量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則として、災害廃棄物等の処分・処理を産廃業者等に依頼する。 （略） （５）損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。 （６）府（循環型社会推進室）、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。なお、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。 （略） 第 22 節 遺体対策 （略） 第 ３ 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 （略） ５ 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。 （略）	応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒及びその家族の<u>罹災</u>の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。 （略） 第３ 学校給食の応急措置 【教育委員会】 （略） ２ 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、<u>罹災</u>者の焚き出しとの区別に留意する。 （略） 第 21 節 廃棄物の処理 （略） 第 ３ 災害廃棄物等処理 【環境局】 （略） ２ 処理活動 （１）災害廃棄物等撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬<u>体制を整備</u>する。 （略） （３）一時集積所に保管している災害廃棄物等の量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則と<u>するが、状況に応じて広域処理等を実施</u>する。 （略） <u>（削除）</u> （<u>５</u>）府（循環型社会推進室）、公益社団法人大阪府産業資源循環協会、<u>一般社団法人大阪府清掃事業連合会</u>及び近隣市に<u>廃棄物処理活動に関する</u>協力を要請する。なお、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。 （略） 第 22 節 遺体対策 （略） 第 ３ 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 （略） ５ 遺族が遺体対策を行うことが困難<u>若</u>しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。 （略）	災害廃棄物の撤去処理は事業者の委託だけでなく直営で実施することもあり得るため、様々な状況を想定した文言に修正

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由（微細な文言修正は省略）
第 23 節 自発的支援の受入れ （略） 第 1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NP0・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携する。また、中間支援組織（NP0・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。 （略） 第 2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】 （略） 1 義援金 （略） （2）配分 ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、出来る限り迅速な配分を行うものとする。 （略） 2 義援物資 ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。	第 23 節 自発的支援の受入れ （略） 第 1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、<u>お</u> <u>おさか災害支援ネットワーク</u>、NP0・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携する。また、中間支援組織（NP0・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬<u>等、被災者のニーズに応じた活動</u>を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。 （略） 第 2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、区役所】 （略） 1 義援金 （略） （2）配分 ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、<u>でき</u>る限り迅速な配分を行うものとする。 （略） 2 義援物資 ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チーム（<u>危機管理室、財政局、会計室が担当</u>）において内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害応急対策 事故等編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由																																												
災害応急対策 事故等編 第１節 海上災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> （略） 第２節 航空災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table>	危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	災害応急対策 事故等編 第１節 海上災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>事故警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>事故警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>事故対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> ※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。 （略） 第２節 航空災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>事故警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>事故警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>事故対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> ※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。	危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	現行の配備基準に合わせて文言統一。以下、配置の基準表について同じ。
危機管理センター		警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																										
	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											
危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																											
	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											
危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																											
	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											
危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																											
	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由																						
（略） 第３節 鉄道災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 １ 組織体制 （１）危機管理センター 市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄道事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。 ア 危機管理センターの設置 センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄道事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> （略） 第３ 関係機関との連携のため現地調整所の設置 【危機管理室】 市は、鉄道災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。 （略）	危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	（略） 第３節 鉄軌道災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 １ 組織体制 （１）危機管理センター 市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄軌道事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。 ア 危機管理センターの設置 センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄軌道事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>事故警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>事故警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>事故対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> ※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。 （略） 第３ 関係機関との連携のため現地調整所の設置 【危機管理室】 市は、鉄軌道災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。 （略）	危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	
危機管理センター		警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																				
	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					
危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																					
	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由																																												
第４節 道路災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> （略） 第５節 危険物等災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table>	危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	第４節 道路災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>事故警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>事故警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>事故対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> ※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。 （略） 第５節 危険物等災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>事故警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>事故警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>事故対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> ※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。	危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	
危機管理センター		警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																										
	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											
危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																											
	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											
危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																											
	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											
危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																																											
	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																																											
災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																																											

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由
（略） 第４ 危険物災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略） ２ 市（危機管理室・消防局） （１）市（危機管理室・環境局→消防局）は、関係機関と密接な連絡をとり、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。 （２）市（危機管理室・環境局→消防局）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。 （３）市（危機管理室・環境局→消防局）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。 （略） ４ 事業者 （１）危険物による大規模な事故が発生した場合、市（危機管理室・環境局→消防局）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び災害対策本部設置状況等を連絡する。 （略） 第５ 高圧ガス災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略） ２ 市（危機管理室・環境局→消防局） （略） ５ 事業者 （１）高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。 （略） 第６ 火薬類災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略） ５ 事業者 （１）火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。	（略） 第４ 危険物災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略） ２ 市（危機管理室・消防局） （１）市（危機管理室・消防局）は、関係機関と密接な連絡をとり、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。 （２）市（危機管理室・消防局）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。 （３）市（危機管理室・消防局）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。 （略） ４ 事業者 （１）危険物による大規模な事故が発生した場合、市（危機管理室・消防局）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び災害対策本部設置状況等を連絡する。 （略） 第５ 高圧ガス災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略） ２ 市（危機管理室・消防局） （略） ５ 事業者 （１）高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、<u>市及び府</u>にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。 （略） 第６ 火薬類災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略） ５ 事業者 （１）火薬類による大規模な事故が発生した場合、<u>市及び府</u>にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。	

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由																						
（略） 第 7 毒物劇物災害応急対策 【危機管理室、健康福祉局、消防局】 （略） 5 事業者 （1）毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。 （略） 第 6 節 高層建築物、市街地災害応急対策 （略） 第 1 市の組織動員 【危機管理室】 （略） 3 職員動員計画 （1）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備 1 号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備 2 号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> （略） 第 6 市 【危機管理室、消防局】 （略） 1 ガス漏洩事故 （略） （6）ガスの供給遮断 ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府 LP ガス協会が指定する通報事業所（LP ガスの場合）が行う。 イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、	危機管理センター	警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	（略） 第 7 毒物劇物災害応急対策 【危機管理室、健康福祉局、消防局】 （略） 5 事業者 （1）毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、<u>市及び府</u>にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。 （略） 第 6 節 高層建築物、市街地災害応急対策 （略） 第 1 市の組織動員 【危機管理室】 （略） 3 職員動員計画 （1）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td><u>事故</u>警戒配備 1 号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td><u>事故</u>警戒配備 2 号</td><td>災害の発生が相当程度に<u>予測</u>され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td><u>事故</u>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生<u>する</u>など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> <u>※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。</u> （略） 第 6 市 【危機管理室、消防局】 （略） 1 ガス漏洩事故 （略） （6）ガスの供給遮断 ア ガスの供給遮断は、大阪ガス<u>ネットワーク</u>株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府 LP ガス協会が指定する通報事業所（LP ガスの場合）が行う。 イ 大阪ガス<u>ネットワーク</u>株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予	危機管理センター	<u>事故</u> 警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	<u>事故</u> 警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に <u>予測</u> され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	<u>事故</u> 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 <u>する</u> など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	
危機管理センター		警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																				
	警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					
危機管理センター	<u>事故</u> 警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																					
	<u>事故</u> 警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に <u>予測</u> され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	<u>事故</u> 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 <u>する</u> など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					

災害応急対策 事故等編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由																						
消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。 （略） 第８ 大阪ガス株式会社 【大阪ガス株式会社】 （略） 第７節 放射線災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> （略） 第５ 災害広報・広聴 【市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関】 市は、住民等への情報提供にあたっては国、府等防災機関及び放射性物質取扱事業者等と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、防災行政無線等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や府、防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。 （略） 第９ 屋内退避・避難誘導 【危機管理室、府、府警察、関係各機関】	危機管理センター	警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。 （略） 第８ 大阪ガスネットワーク株式会社 【大阪ガスネットワーク株式会社】 （略） 第７節 放射線災害応急対策 （略） 第１ 市の組織動員 【危機管理室】 （略） ３ 職員動員計画 （１）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>事故警戒配備１号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>事故警戒配備２号</td><td>災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>事故対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> <u>※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。</u> （略） 第５ 災害広報・広聴 【市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関】 市は、住民等への情報提供にあたっては国、府等防災機関及び放射性物質取扱事業者等と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平時の広報手段を活用するほか、防災行政無線等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や府、防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。 （略） 第９ 屋内退避・避難誘導 【危機管理室、府、府警察、関係各機関】	危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	
危機管理センター		警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																				
	警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					
危機管理センター	事故 警戒配備１号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																					
	事故 警戒配備２号	災害の発生が相当程度に 予測 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	事故 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 する など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由																						
（略） ２ 警戒区域の設定 市長は、国の指示又は事故情報や専門家の助言等に基づき、放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するために特に必要であると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 （略） 第 15 災害時のチタン廃棄物対応 【環境局】 震災等の災害時には、速やかにチタン廃棄物埋立地に職員を派遣し、地面の亀裂や流動化現象による覆土の異常、チタン廃棄物の露頭若しくは流出の有無の状況を把握し、空間放射線量率を測定し、異常値が検出されないか調査を行う。 チタン廃棄物の露頭等に起因する空間放射線量率が経年測定値の平均を上回る異常を確認した場合は、覆土による応急対応と立入制限などの被曝防止措置を講じたうえで、土地の所有者又は管理者に対して対応を求め、速やかに文部科学省に報告し指示を受ける。 （略） 第 8 節 林野火災応急対策 （略） 第 1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員 【危機管理室、産業振興局】 （略） 3 職員動員計画 （1）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td>警戒配備 1 号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>警戒配備 2 号</td><td>災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table>	危機管理センター	警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	（略） ２ 警戒区域の設定 市長は、国の指示又は事故情報や専門家の助言等に基づき、放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するために特に必要であると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限し、<u>若</u>しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 （略） 第 15 災害時のチタン廃棄物対応 【環境局】 震災等の災害時には、速やかにチタン廃棄物埋立地に職員を派遣し、地面の亀裂や流動化現象による覆土の異常、チタン廃棄物の露頭若しくは流出の有無の状況を把握し、空間放射線量率を測定し、異常値が検出されないか調査を行う。 チタン廃棄物の露頭等に起因する空間放射線量率が経年測定値の平均を上回る異常を確認した場合は、<u>土地の所有者又は管理者に対して</u>、覆土による応急<u>措置及び</u>立入制限などの被曝防止措置<u>といった</u>対応を求め、速やかに文部科学省に報告し指示を受ける。 （略） 第 8 節 林野火災応急対策 （略） 第 1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員 【危機管理室、産業振興局】 （略） 3 職員動員計画 （1）配備の基準 （略） <table><tr><td rowspan="2">危機管理センター</td><td><u>事故</u>警戒配備 1 号</td><td>情報収集及び災害の警戒が必要なとき</td><td>情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td></tr><tr><td><u>事故</u>警戒配備 2 号</td><td>災害の発生が相当程度に<u>予測</u>され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき</td><td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td><u>事故</u>対策配備</td><td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生<u>する</u>など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき</td><td>総合的応急対策活動に必要な人員を配備</td></tr></table> <u>※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。</u>	危機管理センター	<u>事故</u> 警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	<u>事故</u> 警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に <u>予測</u> され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備	災害対策本部	<u>事故</u> 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 <u>する</u> など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	応急措置等についても所有者又は管理者が実施する必要があるため文章を修正
危機管理センター		警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																				
	警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に 予想 され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 した など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					
危機管理センター	<u>事故</u> 警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																					
	<u>事故</u> 警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に <u>予測</u> され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備																					
災害対策本部	<u>事故</u> 対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生 <u>する</u> など、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備																					

災害復旧・復興対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由
災害復旧・復興対策 第１章 生活の安定 第１節 復旧事業の推進 市、府及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。また、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。 （略） 第２節 被災者の生活再建等の支援 （略） 第３ 災害援護資金・生活資金等の貸付 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 （略） １ 災害援護資金貸付 市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。 （略） 第５ 住宅の確保 【建築都市局】 （略） ３ 公共住宅の供給促進 市は、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。 （１）市営住宅（公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等）住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用 既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。 （略） 第６ 被災者生活再建支援金 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 （略） ２ 被災者生活再建支援制度の概要 （略） （３）支給対象世帯	災害復旧・復興対策 第１章 生活の安定 第１節 復旧事業の推進 市、府及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。また、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。 <u>被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u> （略） 第２節 被災者の生活再建等の支援 （略） 第３ 災害援護資金・生活資金等の貸付 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 （略） １ 災害援護資金貸付 市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「堺市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。 （略） 第５ 住宅の確保 【建築都市局】 （略） ３ 公共住宅の供給促進 市は、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。 （１）市営住宅（公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等）住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用 既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。 （略） 第６ 被災者生活再建支援金 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 （略） ２ 被災者生活再建支援制度の概要 （略） （３）支給対象世帯	大阪府地域防災計画の修正内容を反映

災害復旧・復興対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由
（略） （新設） (4) 支給金額 （略） イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ・住宅を建設又は購入した場合 200 万円 ・住宅を補修した場合 100 万円 ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50 万円 ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。 ※ 世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3/4 の額となる。 （略） 第 5 節 ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。 （略） 第 2 上水道・工業用水道 【上下水道局、大阪広域水道企業団】 1 復旧計画 （略） (3) 単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市水道事業体に協力を要請する。また、災害協定締結企業等に協力を要請し体制を確保する。 （略） 第 5 ガス 【大阪ガス株式会社】 （略）	（略） <u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u> (4) 支給金額 （略） イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ・住宅を建設又は購入した場合 <u>上記(3)ア～エの世帯 200 万円</u> <u>上記(3)オの世帯 100 万円</u> ・住宅を補修した場合 <u>上記(3)ア～エの世帯 100 万円</u> <u>上記(3)オの世帯 50 万円</u> ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） <u>上記(3)ア～エの世帯 50 万円</u> <u>上記(3)オの世帯 25 万円</u> ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。<u>（中規模半壊世帯は 1/2）</u> ※ 世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3/4 の額となる。 （略） 第 5 節 ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。 （略） 第 2 上水道・工業用水道 【上下水道局、大阪広域水道企業団】 1 復旧計画 （略） (3) 単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市水道事業体に協力を要請する。また、<u>19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市や</u>災害協定締結企業等に協力を要請し体制を確保する。 （略） 第 5 ガス 【大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>】 （略）	大阪府地域防災計画の修正内容を反映（支給対象世帯の拡大を反映）

災害復旧・復興対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由
第６ 電気通信 【西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社】 （略） 第９ 鉄道 【鉄道事業者】 １ 復旧計画 （１）鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。 （略） （３）鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。 （略） 第２章 復興の基本方針 第１節 復興の基本方針 被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。 （略） 第４ 復興計画の作成 （略） ３ 市は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして―住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。	第６ 電気通信 【西日本電信電話株式会社（<u>関西</u>支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u>】 （略） 第９ 鉄<u>軌</u>道 【鉄<u>軌</u>道事業者】 １ 復旧計画 （１）鉄<u>軌</u>道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。 （略） （３）鉄<u>軌</u>道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄<u>軌</u>道の迅速な復旧に努める。 （略） 第２章 復興の基本方針 第１節 復興の基本方針 被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを<u>めざ</u>すものとする。 （略） 第４ 復興計画の作成 （略） ３ 市は、住民の生活安全と環境保全に配慮した<u>災害に強い都市整備</u>を実施するため、住民に対して、新たな<u>都市</u>の展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして住民の理解を求め、将来に悔いのない<u>都市の構築</u>をめざす。	

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和４年３月））	今回修正	修正理由
付編：南海トラフ地震防災対策推進計画 （略） 第２節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第１ 南海トラフ地震に関連する情報 南海トラフ地震に関連する情報については、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連開設情報」の情報名称で気象庁が発表する。 （略） 第３ 防災対応について 府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行い、住民等へ周知する。	付編：南海トラフ地震防災対策推進計画 （略） 第２節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第１ 南海トラフ地震に関連する情報 南海トラフ地震に関連する情報については、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で気象庁が発表する。 （略） 第３ 防災対応について 府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行い、住民等へ周知する。	誤植修正